

編集 福岡県建築都市部建築指導課

福岡県建築基準法施行細則

〔改正経過〕

令和3年版

刊行に当たって

福岡県建築基準法施行細則の改廃に関する情報が掲載された過去の福岡県公報を収集し、その改正経過について、『福岡県建築基準法施行細則〔改正経過〕令和3年版』としてまとめました。

本書が、建築実務に関わる皆様に広く活用され、確認申請等の際に既存不適格建築物の状況を把握する一助となれば幸いです。

令和3年4月1日

福岡県建築都市部建築指導課

福岡県建築基準法施行細則

(制定) 昭和 26 年 01 月 06 日 規則第 1 号	施行：昭和 26 年 01 月 10 日
(い) 昭和 26 年 04 月 01 日 規則第 23 号	施行：昭和 26 年 04 月 01 日
(ろ) 昭和 28 年 04 月 16 日 規則第 31 号	施行：昭和 28 年 05 月 01 日
(は) 昭和 31 年 01 月 10 日 規則第 5 号	施行：昭和 31 年 01 月 10 日
(こ) 昭和 32 年 07 月 18 日 規則第 44 号	施行：昭和 32 年 07 月 18 日
(ほ) 昭和 33 年 02 月 22 日 規則第 4 号	施行：昭和 33 年 02 月 22 日
(へ) 昭和 35 年 04 月 26 日 規則第 43 号	施行：昭和 35 年 05 月 01 日
(と) 昭和 41 年 10 月 01 日 規則第 50 号	施行：昭和 41 年 10 月 01 日
(ち) 昭和 46 年 03 月 11 日 規則第 13 号	施行：昭和 46 年 04 月 01 日
(り) 昭和 46 年 10 月 21 日 規則第 73 号	施行：昭和 46 年 11 月 01 日
(ぬ) 昭和 48 年 02 月 01 日 規則第 6 号	施行：昭和 48 年 02 月 01 日
(る) 昭和 50 年 05 月 20 日 規則第 37 号	施行：昭和 50 年 05 月 20 日
(を) 昭和 52 年 03 月 10 日 規則第 6 号	施行：昭和 52 年 04 月 01 日
(わ) 昭和 52 年 10 月 29 日 規則第 53 号	施行：昭和 52 年 11 月 01 日
(か) 昭和 53 年 08 月 17 日 規則第 78 号	施行：昭和 53 年 09 月 01 日
(よ) 昭和 56 年 01 月 24 日 規則第 6 号	施行：昭和 56 年 02 月 01 日
(た) 昭和 56 年 03 月 31 日 規則第 14 号	施行：昭和 56 年 04 月 01 日
(れ) 昭和 56 年 10 月 08 日 規則第 67 号	施行：昭和 56 年 10 月 08 日
(そ) 昭和 58 年 07 月 16 日 規則第 26 号	施行：昭和 58 年 08 月 01 日
(つ) 昭和 59 年 03 月 31 日 規則第 17 号	施行：昭和 59 年 04 月 01 日
(ね) 昭和 59 年 10 月 30 日 規則第 67 号	施行：昭和 59 年 11 月 01 日
(な) 昭和 62 年 01 月 24 日 規則第 2 号	施行：昭和 62 年 02 月 01 日
(ら) 昭和 63 年 08 月 04 日 規則第 53 号	施行：昭和 63 年 08 月 04 日
(む) 昭和 64 年 01 月 05 日 規則第 1 号	施行：平成 01 年 01 月 10 日
(う) 平成 02 年 02 月 26 日 規則第 5 号	施行：平成 02 年 03 月 01 日
(ゐ) 平成 02 年 12 月 28 日 規則第 54 号	施行：平成 03 年 01 月 01 日
(の) 平成 04 年 03 月 31 日 規則第 31 号	施行：平成 04 年 04 月 01 日
(お) 平成 05 年 03 月 01 日 規則第 6 号	施行：平成 05 年 04 月 01 日
(く) 平成 05 年 06 月 25 日 規則第 42 号	施行：平成 05 年 06 月 25 日
(や) 平成 06 年 03 月 16 日 規則第 11 号	施行：平成 06 年 03 月 16 日
(ま) 平成 06 年 09 月 30 日 規則第 64 号	施行：平成 06 年 10 月 01 日
(け) 平成 07 年 04 月 19 日 規則第 25 号	施行：平成 07 年 05 月 01 日
(ふ) 平成 08 年 03 月 15 日 規則第 12 号	施行：平成 08 年 04 月 01 日
(こ) 平成 11 年 02 月 24 日 規則第 5 号	施行：平成 11 年 04 月 01 日
(え) 平成 11 年 04 月 30 日 規則第 46 号	施行：平成 11 年 05 月 01 日
(て) 平成 11 年 12 月 15 日 規則第 59 号	施行：平成 12 年 04 月 01 日
(あ) 平成 12 年 03 月 31 日 規則第 53 号	施行：平成 12 年 03 月 31 日
(さ) 平成 12 年 06 月 14 日 規則第 119 号	施行：平成 12 年 06 月 14 日
(き) 平成 13 年 03 月 30 日 規則第 27 号	
	別表第一 施行：平成 13 年 04 月 01 日
	第二十条 施行：平成 13 年 05 月 18 日
(ゆ) 平成 15 年 03 月 31 日 規則第 14 号	施行：平成 15 年 04 月 01 日
(め) 平成 16 年 03 月 31 日 規則第 15 号	施行：平成 16 年 04 月 01 日

(み)平成17年01月24日 規則第4号

福津市(旧宗像郡福間町、津屋崎町)関係 施行：平成17年01月24日
久留米市(旧久留米市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潞郡城島町、三潞町)関係
施行：平成17年02月05日
不動産登記法の改正関係 施行：平成17年03月07日
うきは市(旧浮羽郡吉井町、浮羽町)関係 施行：平成17年03月20日
柳川市(旧柳川市、山門郡大和町、三橋町)関係 施行：平成17年03月21日
朝倉郡筑前町(旧朝倉郡三輪町、夜須町)関係 施行：平成17年03月22日
宗像市(旧宗像市、宗像郡大島村)、朝倉郡東峰村(旧朝倉郡小石原村、宝珠山村)関係
施行：平成17年03月28日

(し)平成17年12月28日 規則第95号

景観法の改正関係、築上郡上毛町(旧築上郡新吉富村、大平村)関係
施行：平成17年12月28日
築上郡築上町(旧築上郡椎田町、築上町)関係 施行：平成18年01月10日
宮若市(旧鞍手郡宮田町、若宮町)関係 施行：平成18年02月11日
田川郡福智町(旧田川郡金田町、赤池町、方城町)関係 施行：平成18年03月06日
朝倉市(旧甘木市、朝倉郡杷木町、朝倉町)、京都郡みやこ町(旧京都郡犀川町、勝山町、豊津町)関係
施行：平成18年03月20日
飯塚市(旧飯塚市、嘉穂郡筑穂町、穂波町、庄内町、颯田町)関係 施行：平成18年03月26日
嘉麻市(旧山田市、嘉穂郡稲築町、碓井町、嘉穂町)関係 施行：平成18年03月27日

(ゑ)平成18年11月22日 規則第80号

八女市(旧八女市、八女郡上陽町)関係 施行：平成19年01月11日
みやま市(旧山門郡瀬高町、山川町、三池郡高田町)関係 施行：平成19年01月29日
建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律関係
施行：平成19年06月20日

(ひ)平成19年08月22日 規則第61号

第十四条の二 施行：平成19年08月22日
第十九条 施行：平成19年11月30日

(も)平成20年03月31日 規則第34号 施行：平成20年04月01日
(せ)平成20年09月17日 規則第54号 施行：平成20年10月01日
(す)平成21年03月11日 規則第3号 施行：平成21年04月01日
(ん)平成21年09月30日 規則第39号 施行：平成21年10月01日

(※福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 附則第4項により改正)

(い)平成21年12月25日 規則第56号

糸島市(旧前原市、糸島郡二丈町、志摩町)関係 施行：平成22年01月01日
八女市(旧八女市、八女郡黒木町、立花町、矢部村、星野村)関係 施行：平成22年02月01日

(ロ)平成22年03月31日 規則第14号 施行：平成22年04月01日
(ハ)平成25年11月29日 規則第23号 施行：平成25年11月29日
(ニ)平成26年03月28日 規則第10号 施行：平成26年04月01日
(ホ)平成27年07月21日 規則第48号 施行：平成27年07月21日
(ヘ)平成28年06月10日 規則第56号 施行：平成28年06月10日
(ト)平成30年03月30日 規則第8号 施行：平成30年04月01日

(チ)平成 30 年 09 月 21 日 規則第 42 号

第十七条及び第二十条関係 施行：平成 30 年 09 月 25 日

那珂川市(旧筑紫郡那珂川町)関係 施行：平成 30 年 10 月 01 日

(リ)令和 01 年 06 月 25 日 規則第 6 号 施行：令和 01 年 06 月 25 日

最終改正(ヌ)令和 02 年 03 月 06 日 規則第 4 号 施行：令和 02 年 03 月 06 日

※昭和 27 年 4 月 3 日以前の規則において旧字体の漢字で書き表された用字に関しては、旧字体で示すこととし、昭和 27 年 4 月 4 日以降は、「公用文作成の要領」(昭和 27 年 4 月 4 日内閣閣甲第 16 号をもって内閣官房長官から各省庁次官あて発せられた依命通知)に基づき、常用漢字表によるものとして書き改めることとする。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第1条（趣旨）	1
第1条の2（用語）	2
第1条の3（建築主事の指定）	2
第2条（書類の経由機関）	7
第3条（代理人その他の連署）	7
第3条の2（建築主等の変更等）	9
第4条 削除	11

第2章 建築物の敷地及び構造（第5条—第7条の3）

第5条（建蔽率）	24
第6条（道路面と敷地地盤面に高低差がある場合）	26
第7条 削除	26
第7条の2（屎尿処理浄化槽を設ける区域）	27
第7条の3（垂直積雪量）	27

第3章 公開による意見の聴取（第8条—第13条）

第8条（意見の聴取の公告）	28
第9条 削除	29
第10条（参考人の出席）	29
第11条（代理人及び証人の出席）	29
第12条（意見の聴取の秩序維持）	30
第13条（意見の聴取の延期）	30

第4章 手続（第14条—第26条）

第14条（確認申請書等の添付図書）	31
第14条の2 削除	34
第14条の3（確認に係る軽微な計画の変更）	35
第14条の4（工事の取止め）	35
第14条の5（工事の取下げ）	35
第15条 削除	35
第16条 削除	36
第17条（許可申請）	36
第17条の2（許可に係る計画の変更）	38
第17条の3（許可を受けた建築物又は工作物の増築等）	38
第18条 削除	39
第18条の2（特殊建築物の定期報告）	41
第18条の3（特殊建築設備等の定期報告）	46
第19条（不適格建築物の報告）	53
第20条（道路とみなす道の指定）	57
第20条の2（道路指定、特例認定申請書添付書類）	58
第21条（道路の位置の標示）	59

第 22 条 (私道の廃止又は変更)	61
第 23 条 (指定、認定申請等)	62
第 23 条の 2 (指定、認定等に係る計画の変更)	65
第 24 条 (前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限に係る建築物の後退距離の算定の特例)	65
第 24 条の 2 (敷地面積の規模)	65
第 25 条 (建築協定の認可)	66
第 26 条 (書類の様式)	67
附 則	68
別表第 1 (第 1 条の 3 関係)	75
別表第 2 (第 7 条の 3 関係)	82
別表第 3 (第 24 条の 2 関係)	128

○福岡縣規則第一号

福岡縣建築基準法施行細則を、次のように制定する。

昭和二十六年一月六日

福岡縣知事 杉本 勝次

福岡縣建築基準法施行細則

第一章 総則 現行：(制定) (S26.1.10～)

第一条 (S46.11.1～) (り)・全部改正 (め)・一部改正

旧第一条 (S26.1.10～S46.10.31) (制定) (へ)・一部改正

現行：(め)一部改正 平成 16 年 4 月 1 日～

(趣旨)

第一条 この規則は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）及び建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）並びに福岡県建築基準法施行条例（昭和四十六年福岡県条例第二十九号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

履歴：(り)全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日

(趣旨)

第一条 この規則は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）及び建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

履歴：(へ)一部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日

(法令の略称)

第一条 この規則で、「法」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）を、「令」とは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）を、「規則」とは、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）を、「条例」とは、福岡県建築基準法施行条例（昭和三十五年福岡県条例第二十号）をいう。

履歴：(制定) 昭和 26 年 1 月 10 日～昭和 35 年 4 月 30 日

(法令の略称)

第一条 この規則で、「法」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）を、「令」とは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）を、「規則」とは、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）を、「条例」とは、福岡縣建築基準法施行條例（昭和二十五年福岡縣條例第一号）をいう。

第一条の二 (S46.11.1～) (ウ)・細則追加 (メ)・一部改正

現行：(メ)一部改正 平成16年4月1日～

(用語)

第一条の二 この規則で使用する用語は、法、令及び施行規則並びに条例で使用する用語の例による。

履歴：(ウ)細則追加 昭和46年11月1日～平成16年3月31日

(用語)

第一条の二 この規則で使用する用語は、法、令及び施行規則で使用する用語の例による。

第一条の三 (H11.5.1～) (エ)・細則追加 (テ)・(ア)・(メ)・(ヌ)・(ハ)・(ホ)・(リ)・一部改正

現行：(リ)一部改正 令和元年6月25日～

(建築主事の指定)

第一条の三 法第四条第七項の規定により、別表第一(イ)欄に掲げる区域を所管する建築主事として、それぞれ、次の各号に掲げる事務については同表(ろ)欄に掲げる事務所(以下「所轄事務所」という。)に置く建築主事を、その他の事務については同表(は)欄に掲げる事務所に置く建築主事(以下「特定建築主事」という。)を指定する。

一 次に掲げる建築物についての法第六条第一項の規定(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)による確認及び法第十八条第三項の規定(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)による審査

イ 階数が二以下のもの

ロ 階数が三で延べ面積が五百平方メートル以下のもの

二 令第三百三十八条第一項又は第三項に掲げる工作物についての法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認及び法第十八条第三項の規定による審査

三 法第七条第四項又は法第十八条第十七項の規定(法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)による完了検査

四 法第七条の三第四項又は法第十八条第二十項の規定による中間検査

五 法第七条の六第一項第二号又は法第十八条第二十四項第二号の規定による認定

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき特定建築主事が所管する区域及び事務のうち、当該区域に係る所轄事務所の建築主事が必要と認めるものについては、当該特定建築主事の承認を得て、当該所轄事務所の建築主事が行うことができる。

3 建築主事に事故その他の建築都市部長が相当と認める事由が発生したときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき当該建築主事が所管する事務を建築都市部建築指導課に置く建築主事(特定建築主事の建築主事の所管する事務にあつては、建築都市部建築指導課に置く建築主事又は別表第一(イ)欄に掲げる区域に応じて、当該区域を所管する特定建築主事)が行うものとする。

履歴：(ホ)一部改正 平成27年7月21日～令和元年6月24日

(建築主事の指定)

第一条の三 法第四条第七項の規定により、別表第一(イ)欄に掲げる区域を所管する建築主事として、それぞれ、次の各号に掲げる事務については同表(ろ)欄に掲げる事務所(以下「所轄事務所」という。)に置く建築主事を、その他の事務については同表(は)欄に掲げる事務所に置く建築主事(以下「特定建築主事」という。)を指定する。

一 次に掲げる建築物についての法第六条第一項の規定(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)による確認及び法第十八条第三項の規定(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)による審査

イ 階数が二以下のもの

- ロ 階数が三で延べ面積が五百平方メートル以下のもの
- 二 令第三百三十八条第一項又は第三項に掲げる工作物についての法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認及び法第十八条第三項の規定による審査
- 三 法第七条第四項又は法第十八条第十七項の規定（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）による完了検査
- 四 法第七条の三第四項又は法第十八条第二十項の規定による中間検査
- 五 法第七条の六第一項第二号又は法第十八条第二十四項第二号の規定による認定
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき特定建築主事が所管する区域及び事務のうち、当該区域に係る所轄事務所の建築主事が必要と認めるものについては、当該特定建築主事の承認を得て、当該所轄事務所の建築主事が行うことができる。
- 3 建築主事に事故その他の建築都市部長が相当と認める事由が発生したときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき当該建築主事が所管する事務を建築都市部建築指導課に置く建築主事（特定建築主事の建築主事の所管する事務にあつては、建築都市部建築指導課に置く建築主事又は別表第一（い）欄に掲げる区域に応じて、当該区域を所管する特定建築主事）が行うものとする。

履歴：(ハ)一部改正 平成 25 年 11 月 29 日～平成 27 年 7 月 20 日

(建築主事の指定)

第一条の三 法第四条第七項の規定により、別表第一（い）欄に掲げる区域を所管する建築主事として、それぞれ、次の各号に掲げる事務については同表（ろ）欄に掲げる事務所（以下「所轄事務所」という。）に置く建築主事を、その他の事務については同表（は）欄に掲げる事務所に置く建築主事（以下「特定建築主事」という。）を指定する。

- 一 次に掲げる建築物についての法第六条第一項の規定（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）による確認及び法第十八条第三項の規定（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）による審査
 - イ 階数が二以下のもの
 - ロ 階数が三で延べ面積が五百平方メートル以下のもの
- 二 令第三百三十八条第一項又は第三項に掲げる工作物についての法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認及び法第十八条第三項の規定による審査
- 三 法第七条第四項又は法第十八条第十五項の規定（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）による完了検査
- 四 法第七条の三第四項又は法第十八条第十八項の規定による中間検査
- 五 法第七条の六第一項第一号又は法第十八条第二十二項第一号の規定による承認
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき特定建築主事が所管する区域及び事務のうち、当該区域に係る所轄事務所の建築主事が必要と認めるものについては、当該特定建築主事の承認を得て、当該所轄事務所の建築主事が行うことができる。
- 3 建築主事に事故その他の建築都市部長が相当と認める事由が発生したときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき当該建築主事が所管する事務を建築都市部建築指導課に置く建築主事（特定建築主事の建築主事の所管する事務にあつては、建築都市部建築指導課に置く建築主事又は別表第一（い）欄に掲げる区域に応じて、当該区域を所管する特定建築主事）が行うものとする。

履歴：(変)一部改正 平成 19 年 6 月 20 日～平成 25 年 11 月 28 日

(建築主事の指定)

第一条の三 法第四条第七項の規定により、別表第一（い）欄に掲げる区域を所管する建築主事として、それぞれ、次の各号に掲げる事務については同表（ろ）欄に掲げる事務所（以下「所轄事務所」という。）に置く建築主事を、その他の事務については同表（は）欄に掲げる事務所に置く建築主事（以

下「特定建築主事」という。)を指定する。

一 次に掲げる建築物についての法第六条第一項の規定(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)による確認及び法第十八条第三項の規定(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)による審査

イ 階数が二以下のもの

ロ 階数が三で延べ面積が五百平方メートル以下のもの

二 令百三十八条第一項又は第三項に掲げる工作物についての法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認及び法第十八条第三項の規定による審査

三 法第七条第四項又は法第十八条第十五項の規定(法第八十七条第一項、法第八十七条の二第一項又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)による完了検査

四 法第七条の三第四項の規定による中間検査

五 法第七条の六第一項第一号又は法第十八条第二十二項第一号の規定による承認

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき特定建築主事が所管する区域及び事務のうち、当該区域に係る所轄事務所の建築主事が必要と認めるものについては、当該特定建築主事の承認を得て、当該所轄事務所の建築主事が行うことができる。

3 建築主事に事故その他の建築都市部長が相当と認める事由が発生したときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき当該建築主事が所管する事務を建築都市部建築指導課に置く建築主事(特定建築主事の建築主事の所管する事務にあつては、建築都市部建築指導課に置く建築主事又は別表第一(イ)欄に掲げる区域に応じて、当該区域を所管する特定建築主事)が行うものとする。

履歴：(め)一部改正 平成16年4月1日～平成19年6月19日

(建築主事の指定)

第一条の三 法第四条第七項の規定により、別表第一(イ)欄に掲げる区域を所管する建築主事として、それぞれ、次の各号に掲げる事務については同表(ろ)欄に掲げる事務所(以下「所轄事務所」という。)に置く建築主事を、その他の事務については同表(は)欄に掲げる事務所に置く建築主事(以下「特定建築主事」という。)を指定する。

一 次に掲げる建築物についての法第六条第一項の規定(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)による確認及び法第十八条第三項の規定(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)による審査

イ 階数が二以下のもの

ロ 階数が三で延べ面積が五百平方メートル以下のもの

二 令百三十八条第一項又は第三項に掲げる工作物についての法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認及び法第十八条第三項の規定による審査

三 法第七条第四項又は法第十八条第六項の規定(法第八十七条第一項、法第八十七条の二第一項又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)による完了検査

四 法第七条の三第四項の規定による中間検査

五 法第七条の六第一項第一号又は法第十八条第十三項第一号の規定による承認

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき特定建築主事が所管する区域及び事務のうち、当該区域に係る所轄事務所の建築主事が必要と認めるものについては、当該特定建築主事の承認を得て、当該所轄事務所の建築主事が行うことができる。

3 建築主事に事故その他の建築都市部長が相当と認める事由が発生したときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき当該建築主事が所管する事務を建築都市部建築指導課に置く建築主事(特定建築主事の建築主事の所管する事務にあつては、建築都市部建築指導課に置く建築主事又は別表第一(イ)欄に掲げる区域に応じて、当該区域を所管する特定建築主事)が行うものとする。

履歴：(あ)一部改正 平成12年4月1日～平成16年3月31日

(建築主事の指定)

第一条の三 法第四条第七項の規定により、別表第一(イ)欄に掲げる区域を所管する建築主事として、それぞれ、次の各号に掲げる事務については同表(ロ)欄に掲げる事務所(以下「所轄事務所」という。)に置く建築主事を、その他の事務については同表(ハ)欄に掲げる事務所に置く建築主事(以下「特定建築主事」という。)を指定する。

- 一 次に掲げる建築物についての法第六条第一項の規定(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)による確認及び法第十八条第三項の規定(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)による審査
 - イ 階数が二以下のもの
 - ロ 階数が三で延べ面積が五百平方メートル以下のもの
 - 二 令第三百三十八条第一項又は第三項に掲げる工作物についての法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認及び法第十八条第三項の規定による審査
 - 三 法第七条第一項又は法第十八条第六項の規定(法第八十七条第一項、法第八十七条の二第一項又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)による検査
 - 四 法第七条の六第一項第一号又は法第十八条第十三項第一号の規定による承認
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき特定建築主事が所管する区域及び事務のうち、当該区域に係る所轄事務所の建築主事が必要と認めるものについては、当該特定建築主事の承認を得て、当該所轄事務所の建築主事が行うことができる。
- 3 建築主事に事故その他の建築都市部長が相当と認める事由が発生したときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき当該建築主事が所管する事務を建築都市部建築指導課に置く建築主事(特定建築主事の建築主事の所管する事務にあつては、建築都市部建築指導課に置く建築主事又は別表第一(イ)欄に掲げる区域に応じて、当該区域を所管する特定建築主事)が行うものとする。

履歴：(て)一部改正 ※施行日(平成12年4月1日)の前日に(あ)が公布され、(あ)を併せて施行。

(建築主事の指定)

第一条の三 法第四条第七項の規定により、別表第一(イ)欄に掲げる区域を所管する建築主事として、それぞれ、次の各号に掲げる事務については同表(ロ)欄に掲げる事務所(以下「所轄事務所」という。)に置く建築主事を、その他の事務については同表(ハ)欄に掲げる事務所に置く建築主事(以下「特定建築主事」という。)を指定する。

- 一 次に掲げる建築物についての法第六条第一項の規定(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)による確認及び法第十八条第三項の規定(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)による審査
 - イ 階数が二以下のもの
 - ロ 階数が三で延べ面積が五百平方メートル以下のもの
 - 二 令第三百三十八条第一項又は第三項に掲げる工作物についての法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認及び法第十八条第三項の規定による審査
 - 三 法第七条第一項又は法第十八条第六項の規定(法第八十七条第一項、法第八十七条の二第一項又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)による検査
 - 四 法第七条の六第一項第一号又は法第十八条第十三項第一号の規定による承認
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき特定建築主事が所管する区域及び事務のうち、当該区域に係る所轄事務所の建築主事が必要と認めるものについては、当該特定建築主事の承認を得て、当該所轄事務所の建築主事が行うことができる。
- 3 建築主事に事故その他の建築都市部長が相当と認める事由が発生したときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき当該建築主事が所管する事務を建築都市部建築指導課に置く建築主事が

行うものとする。

履歴：(え)細則追加 平成11年5月1日～平成12年3月31日

(建築主事の指定)

第一条の三 法第四条第七項の規定により、別表(い)欄に掲げる区域を所管する建築主事として、それぞれ、次の各号に掲げる事務については同表(ろ)欄に掲げる事務所(以下「所轄事務所」という。)に置く建築主事を、その他の事務については同表(は)欄に掲げる事務所に置く建築主事(以下「特定建築主事」という。)を指定する。

一 次に掲げる建築物についての法第六条第一項の規定(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)による確認及び法第十八条第三項の規定(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)による審査

イ 階数が二以下のもの

ロ 階数が三で延べ面積が五百平方メートル以下のもの

二 令第三百三十八条第一項又は第三項に掲げる工作物についての法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認及び法第十八条第三項の規定による審査

三 法第七条第一項又は法第十八条第六項の規定(法第八十七条第一項、法第八十七条の二第一項又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)による検査

四 法第七条の六第一項第一号又は法第十八条第十三項第一号の規定による承認

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき特定建築主事が所管する区域及び事務のうち、当該区域に係る所轄事務所の建築主事が必要と認めるものについては、当該特定建築主事の承認を得て、当該所轄事務所の建築主事が行うことができる。

3 建築主事に事故その他の建築都市部長が相当と認める事由が発生したときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき当該建築主事が所管する事務を建築都市部建築指導課に置く建築主事が行うものとする。

第二条 (S26.1.10～) (制定) (り)・(え)・(め)・一部改正

<p>現行：(め)一部改正 平成16年4月1日～</p> <p>(書類の経由機関)</p> <p>第二条 法、令若しくは施行規則又は条例若しくはこの規則により知事又は特定建築主事に提出する書類は、所轄事務所の建築主事を經由しなければならない。</p>
<p>履歴：(え)一部改正 平成11年5月1日～平成16年3月31日</p> <p>(書類の経由機関)</p> <p>第二条 法、令、施行規則又はこの規則により知事又は特定建築主事に提出する書類は、所轄事務所の建築主事を經由しなければならない。</p>
<p>履歴：(り)一部改正 昭和46年11月1日～平成11年4月30日</p> <p>(書類の経由機関)</p> <p>第二条 法、令、施行規則又はこの規則により知事に提出する書類は、当該建築物、工作物又は道路のある区域を所管する建築主事を經由しなければならない。</p> <p>2 前項の建築主事の事務所の位置及び所管区域は、これを告示する。</p>
<p>履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和46年10月31日</p> <p>(書類の経由機関)</p> <p>第二條 法、令、規則又はこの規則により知事に提出する書類は、当該建築物、工作物又は道路のある区域を所管する建築主事を經由しなければならない。</p> <p>2 前項の建築主事の事務所の位置及び所管区域は、これを告示する。</p>

※補足：(制定) 事務所の位置及び所管区域＝建築主事の事務所の位置及び所管区域に関する告示（昭和36年7月22日 福岡県告示第558号）

※補足：(制定) 建築主事の確認等の範囲＝建築主事の確認等の範囲に関する訓令（昭和36年7月22日 福岡県訓令第313号）

第三条 (S26.1.10～) (制定) (へ)・(り)・(ね)・(や)・(あ)・(め)・一部改正

<p>現行：(め)一部改正 平成16年4月1日～</p> <p>(代理人その他の連署)</p> <p>第三条 法、令若しくは施行規則又は条例若しくはこの規則により申請又は届出をする者が未成年であるときはその法定代理人、成年被後見人であるときは、その成年後見人、被保佐人であるときはその保佐人の連署を必要とする。</p> <p>2 申請又は届出をする者が法人であるときは、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名を記載しなければならない。</p>
<p>履歴：(あ)一部改正 平成12年4月1日～平成16年3月31日</p> <p>(代理人その他の連署)</p> <p>第三条 法、令、施行規則又はこの規則により申請又は届出をする者が未成年であるときはその法定代理人、成年被後見人であるときは、その成年後見人、被保佐人であるときはその保佐人の連署を必要とする。</p> <p>2 申請又は届出をする者が法人であるときは、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名を記載しなければならない。</p>
<p>履歴：(や)一部改正 平成6年3月16日～平成12年3月31日</p> <p>(代理人その他の連署)</p> <p>第三条 法、令、施行規則又はこの規則により申請又は届出をする者が未成年又は禁治産者であるときは、その法定代理人、準禁治産者であるときは、その保佐人の連署を必要とする。</p>

<p>2 申請又は届出をする者が法人であるときは、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名を記載しなければならない。</p>
<p>履歴：(ね)一部改正 昭和59年11月1日～平成6年3月15日 (代理人その他の連署) 第三条 法、令、施行規則又はこの規則により申請又は届出をする者が未成年又は禁治産者であるときは、その法定代理人、準禁治産者であるときは、その保佐人の連署を必要とする。</p> <p>2 申請又は届出をする者が法人であるときは、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名を記載しなければならない。</p> <p>3 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）に基づき建築士でなければその設計又は工事監理をしてはならない種類の建築物にあつては、施行規則第八条の建築工事届に、工事監理者としての建築士の事務所の所在地及び氏名を記載しなければならない。</p>
<p>履歴：(り)一部改正 昭和46年11月1日～昭和59年10月31日 (代理人その他の連署) 第三条 法、令、施行規則又はこの規則により申請又は届出をする者が未成年又は禁治産者であるときは、その法定代理人、準禁治産者であるときは、その保佐人の連署を必要とする。</p> <p>2 申請又は届出をする者が法人であるときは、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名を記載しなければならない。</p> <p>3 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）に基き建築士でなければその設計又は工事監理をしてはならない種類の建築物にあつては、施行規則第八条の建築工事届に、工事監理者としての建築士の事務所の所在地及び氏名を記載しなければならない。</p>
<p>履歴：(へ)一部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日 (代理人その他の連署) 第三条 法、令、規則又はこの規則により申請又は届出をする者が未成年又は禁治産者であるときは、その法定代理人、準禁治産者であるときは、その補佐人の連署を必要とする。</p> <p>2 申請又は届出をする者が法人であるときは、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名を記載しなければならない。</p> <p>3 申請又は届出をする者がこれを建築士又は建築代理士に委託したときは、その建築士又は建築代理士の事務所の所在地及び氏名を記載しなければならない。</p> <p>4 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）に基き建築士でなければその設計又は工事監理をしてはならない種類の建築物にあつては、規則第八条の建築工事届に、工事監理者としての建築士の事務所の所在地及び氏名を記載しなければならない。</p>
<p>履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日 (代理人その他の連署) 第三条 法、令、規則又はこの規則により申請又は届出をする者が未成年又は禁治産者であるときは、その法定代理人、準禁治産者であるときは、その補佐人の連署を必要とする。</p> <p>2 申請又は届出をする者が法人であるときは、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名を記載しなければならない。</p> <p>3 申請又は届出をする者がこれを建築士又は建築代理士に委託したときは、その建築士又は建築代理士の事務所の所在地及び氏名を記載しなければならない。</p> <p>4 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）に基き建築士でなければその設計又は工事監理をしてはならない種類の建築物にあつては、規則第六條の建築工事着手届書に、工事監理者としての建築士の事務所の所在地及び氏名を記載しなければならない。</p>

第三条の二 (S46.11.1～) (り)・全部改正 (え)・(あ)・(め)・(ハ)・(リ)・一部改正
旧第三条の二 (S35.5.1～S46.10.31) (へ)・細則追加

現行：(リ)一部改正 令和元年6月25日～

(建築主等の変更等)

第三条の二 確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）の工事完了前に、建築物等の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）に変更があるときは、変更前の建築主等は、確認事項変更届に建築物等の確認済証を添えて、知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、工事監理者及び工事施工者の変更（確認の申請の際未定であったものについて定める場合（以下この条において「工事監理者等の決定」という。）を含む。）について準用する。この場合において、工事監理者等の決定の届出は、当該建築物の工事に着手する前にしなければならない。
- 3 指定確認検査機関は、法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の確認を受けた建築物等の建築主等の変更の届出又は工事監理者等の決定の届出を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。この場合において、建築主等の変更の届出又は工事監理者等の決定の届出を受けた旨の報告があった建築物等については、それぞれ第一項又は第二項に規定する届出があったものとみなす。

履歴：(ハ)一部改正 平成25年11月29日～令和元年6月24日

(建築主等の変更等)

第三条の二 確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）の工事完了前に、建築物等の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）に変更があるときは、変更前の建築主等は、確認事項変更届に建築物等の確認済証を添えて、知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、工事監理者及び工事施工者の変更（確認の申請の際未定であったものについて定める場合（以下この条において「工事監理者等の決定」という。）を含む。）について準用する。この場合において、工事監理者等の決定の届出は、当該建築物の工事に着手する前にしなければならない。
- 3 指定確認検査機関は、法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の確認を受けた建築物等の建築主等の変更の届出又は工事監理者等の決定の届出を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。この場合において、建築主等の変更の届出又は工事監理者等の決定の届出を受けた旨の報告があった建築物等については、それぞれ第一項又は第二項に規定する届出があったものとみなす。

履歴：(め)一部改正 平成16年4月1日～平成25年11月28日

(建築主等の変更等)

第三条の二 確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）の工事完了前に、建築物等の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）に変更があるときは、変更前の建築主等は、確認事項変更届に建築物等の確認済証を添えて、知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、工事監理者及び工事施工者の変更（確認の申請の際未定であったものについて定める場合（以下この条において「工事監理者等の決定」という。）を含む。）について準用する。この場合において、工事監理者等の決定の届出は、当該建築物の工事に着手する前にしなければならない。
- 3 指定確認検査機関は、法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、第八十七条の二第一項又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の確認を受けた建築物等の建築主等の変更の届出又は工事監理者等の決定の届出を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。この場合において、建築主等の変更の届出又は工事監理者等の決定の届出を受けた旨の報

告があった建築物等については、それぞれ第一項又は第二項に規定する届出があったものとみなす。

履歴：(あ)一部改正 平成12年4月1日～平成16年3月31日

(建築主等の変更等)

第三条の二 確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物（以下この条及び次条において「建築物等」という。）の工事完了前に、建築物等の建築主、設置者又は築造主（以下この条において「建築主等」という。）に変更があるときは、変更前の建築主等は、建築主等変更届に建築物等の確認済証を添えて、知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、工事監理者及び工事施工者の変更（確認の申請の際未定であつたものについて定める場合（以下この条において「工事監理者等の決定」という。）を含む。）について準用する。この場合において、工事監理者等の決定の届出は、当該建築物の工事に着手する前にしなければならない。
- 3 指定確認検査機関は、法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、第八十七条の二第一項又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の確認を受けた建築物等の建築主等の変更の届出又は工事監理者等の決定の届出を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。この場合において、建築主等の変更の届出又は工事監理者等の決定の届出を受けた旨の報告があった建築物等については、それぞれ第一項又は第二項に規定する届出があつたものとみなす。

履歴：(え)一部改正 平成11年5月1日～平成12年3月31日

(建築主等の変更等)

第三条の二 確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物（以下この条及び次条において「建築物等」という。）の工事完了前に、建築物等の建築主、設置者又は築造主（以下この条において「建築主等」という。）に変更があるときは、変更前の建築主等は、建築主等変更届に建築物等の確認済証を添えて、知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、工事監理者及び工事施工者の変更（確認の申請の際未定であつたものについて定める場合（以下この号において「工事監理者等の決定」という。）を含む。）について準用する。この場合において、工事監理者等の決定の届出は、当該建築物の工事に着手する前にしなければならない。

履歴：(り)全部改正 昭和46年11月1日～平成11年4月30日

(建築主等の変更)

第三条の二 法の規定による許可又は確認を受けた建築物、建築設備又は工作物（以下この条において「建築物等」という。）の工事完了前に、建築物等の建築主、設置者又は築造主（以下この条において「建築主等」という。）に変更があるときは、変更前の建築主等は、建築主等変更届に建築物等の許可又は確認の通知書を添えて、知事又は建築主事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、工事監理者及び工事施工者の変更について準用する。この場合において、同項中「建築主等変更届」とあるのは「工事監理者等変更届」と読み替えるものとする。

履歴：(へ)細則追加 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(建築主等の変更)

第三条の二 許可又は確認を受けた建築物又は工作物で、その工事完了前に建築主又は築造主を変更するときは、許可通知書又は確認通知書を添えた届書を知事又は建築主事に提出しなければならない。

- 2 建築主は、工事監理者又は工事施工者を変更するときは、前項に準じて届書を提出しなければならない。

第四条 (S35.5.1~) (へ)・条すれ (と)・(ち)・(ぬ)・(る)・(を)・(か)・(よ)・(た)・(つ)・(な)・(む)・(う)・(み)・(の)・(く)・(ふ)・(こ)・(え)・一部改正 (あ)・削除

旧第三条の二 (S31.1.10~S35.4.30) (は)・細則追加 (こ)・一部改正

現行：(あ)削除 平成12年4月1日~

第四条 削除

履歴：(え)一部改正 平成11年5月1日~平成12年3月31日

(許可の申請に対する審査手数料)

第四条 地方公共団体手数料令(昭和三十年政令第三百三十号)第一条第百八十九号の二から第百九十五号の六までに規定する許可等の申請に対する審査の手数料は、一件につきそれぞれ次に掲げる額により、これを徴収する。

- | | | |
|-----|---|-------|
| 一 | 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料 | 十二万円 |
| 二 | 建築物の敷地と道路との関係における建築許可申請手数料 | 三万三千元 |
| 三 | 公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料 | 三万三千元 |
| 四 | 道路内における建築認定申請手数料 | 二万七千元 |
| 五 | 公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料 | 十六万円 |
| 六 | 壁面線外における建築許可申請手数料 | 十六万円 |
| 七 | 用途地域における建築許可申請手数料 | 十八万円 |
| 八 | 特殊建築物等敷地許可申請手数料 | 十六万円 |
| 九 | 建築物の延べ面積の特例許可申請手数料 | 十六万円 |
| 十 | 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 | 三万三千元 |
| 十一 | 建築物の敷地面積の許可申請手数料 | 十六万円 |
| 十二 | 建築物の高さの特例認定申請手数料 | 二万七千元 |
| 十三 | 建築物の高さの許可申請手数料 | 十六万円 |
| 十四 | 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料 | 十六万円 |
| 十五 | 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 | 二万七千元 |
| 十六 | 高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料 | 十六万円 |
| 十七 | 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 | 十六万円 |
| 十八 | 敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さの特例許可申請手数料 | 十六万円 |
| 十九 | 地区計画の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 | 二万七千元 |
| 二十 | 地区計画の区域における前面道路の幅員に応じた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 | 二万七千元 |
| 二十一 | 住宅高度利用地区計画の区域における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 | 二万七千元 |
| 二十二 | 住宅地高度利用地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 | 十六万円 |

二十三	再開発地区計画の区域における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	二万七千円
二十四	再開発地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	十六万円
二十五	予定道路に係る建築物の延べ面積の特別許可申請手数料	十六万円
二十六	仮設建築物建築許可申請手数料	
	イ 許可の期間が一月以内のもの	六万円
	ロ 許可の期間が一月を超えるもの	十二万円
二十七	総合的設計による一団地の建築物の特例認定手数料	
	イ 建築物の数が二である場合	七万八千円
	ロ 建築物の数が三以上である場合	七万八千円に一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額
二十八	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	
	イ 建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が一である場合	七万八千円
	ロ 建築物の数が二以上である場合	七万八千円に一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額
二十九	同一敷地内建築物以外の建築物の確認認定手数料	
	イ 建築物（同一敷地内建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が一である場合	七万八千円
	ロ 建築物の数が二以上である場合	七万八千円に一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額
三十	複数建築物の認定の取消し申請手数料	六千四百円に現に存する建築物の数に一万二千円を乗じて得た額を加算した額
三十一	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	二万七千円

2 前項の規定にかかわらず、県の機関が同項の許可等を申請する場合には、手数料は、徴収しない。

履歴：(こ)一部改正 平成 11 年 4 月 1 日～平成 11 年 4 月 30 日

(許可の申請に対する審査手数料)

第四条 地方公共団体手数料令（昭和三十年政令第三百三十号）第一条第八十九号の二から第九十五号までに規定する許可等の申請に対する審査の手料は、次に掲げる額により、これを徴収する。

一	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	一件につき	十二万円
二	道路内における建築許可申請手数料	一件につき	十六万円
三	壁面線外における建築許可申請手数料	一件につき	十六万円
四	用途地域における建築許可申請手数料	一件につき	十八万円
五	特殊建築物等敷地許可申請手数料	一件につき	十六万円

六	建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	一件につき	十六万円
七	建築物の敷地面積の許可申請手数料	一件につき	十六万円
八	建築物の高さの許可申請手数料	一件につき	十六万円
九	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	一件につき	十六万円
十	高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	一件につき	十六万円
十一	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	一件につき	十六万円
十二	敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さの特例許可申請手数料	一件につき	十六万円
十三	住宅地高度利用地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	一件につき	十六万円
十四	再開発地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	一件につき	十六万円
十五	予定道路に係る建築物の延べ面積の特別許可申請手数料	一件につき	十六万円
十六	仮設建築物建築許可申請手数料		
イ	許可の期間が一月以内のもの	一件につき	六万円
ロ	許可の期間が一月を超えるもの	一件につき	十二万円

履歴：(仮)一部改正 平成8年4月1日～平成11年3月31日

(許可の申請に対する審査手数料)

第四条 地方公共団体手数料令(昭和三十年政令第三百三十号)第一条第百八十九号の二から第百九十五号までに規定する許可等の申請に対する審査の手数料は、次に掲げる額により、これを徴収する。

一	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	一件につき	十一万円
二	道路内における建築許可申請手数料	一件につき	十六万円
三	壁面線外における建築許可申請手数料	一件につき	十六万円
四	用途地域における建築許可申請手数料	一件につき	十七万円
五	特殊建築物等敷地許可申請手数料	一件につき	十六万円
六	建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	一件につき	十六万円
七	建築物の敷地面積の許可申請手数料	一件につき	十六万円
八	建築物の高さの許可申請手数料	一件につき	十六万円
九	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	一件につき	十六万円
十	高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	一件につき	十六万円
十一	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	一件につき	十六万円
十二	敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さの特例許可申請手数料	一件につき	十六万円
十三	住宅地高度利用地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	一件につき	十六万円
十四	再開発地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	一件につき	十六万円
十五	予定道路に係る建築物の延べ面積の特別許可申請手数料	一件につき	十六万円
十六	仮設建築物建築許可申請手数料		
イ	許可の期間が一月以内のもの	一件につき	五万五千元
ロ	許可の期間が一月を超えるもの	一件につき	十一万円

履歴：(く)一部改正 平成5年6月25日～平成8年3月31日

(許可の申請に対する審査手数料)

第四条 地方公共団体手数料令(昭和三十年政令第三百三十号)第一条第百八十九号の二から第百九十五号までに規定する許可等の申請に対する審査の手数料は、次に掲げる額により、これを徴収する。

一	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	一件につき	十一万円
二	道路内における建築許可申請手数料	一件につき	十五万円
三	壁面線外における建築許可申請手数料	一件につき	十五万円
四	用途地域における建築許可申請手数料	一件につき	十五万円
五	特殊建築物等敷地許可申請手数料	一件につき	十五万円
六	建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	一件につき	十五万円
七	建築物の敷地面積の許可申請手数料	一件につき	十五万円
八	建築物の高さの許可申請手数料	一件につき	十五万円
九	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	一件につき	十五万円
十	高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	一件につき	十五万円
十一	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	一件につき	十五万円
十二	敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さの特例許可申請手数料	一件につき	十五万円
十三	住宅地高度利用地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	一件につき	十五万円
十四	再開発地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	一件につき	十五万円
十五	予定道路に係る建築物の延べ面積の特別許可申請手数料	一件につき	十五万円
十六	仮設建築物建築許可申請手数料		
イ	許可の期間が一月以内のもの	一件につき	五万五千元
ロ	許可の期間が一月を超えるもの	一件につき	十一万円

履歴：(の)一部改正 平成5年4月1日～平成5年6月24日

(許可の申請に対する審査手数料)

第四条 地方公共団体手数料令(昭和三十年政令第三百三十号)第一条第百八十九号の二から第百九十五号までに規定する許可等の申請に対する審査の手数料は、次に掲げる額により、これを徴収する。

一	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	一件につき	十一万円
二	道路内における建築許可申請手数料	一件につき	十五万円
三	壁面線外における建築許可申請手数料	一件につき	十五万円
四	用途地域における建築許可申請手数料	一件につき	十五万円
五	特殊建築物等敷地許可申請手数料	一件につき	十五万円
六	建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	一件につき	十五万円
七	建築物の高さの許可申請手数料	一件につき	十五万円
八	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	一件につき	十五万円
九	高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	一件につき	十五万円
十	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	一件につき	十五万円
十一	敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さの特例許可申請手数料	一件につき	十五万円
十二	住宅地高度利用地区計画の区域における		

建築物の各部分の高さの許可申請手数料	一件につき	十五万円
十三 再開発地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	一件につき	十五万円
十四 仮設建築物建築許可申請手数料		
イ 許可の期間が一月以内のもの	一件につき	五万五千元
ロ 許可の期間が一月を超えるもの	一件につき	十一万円

履歴：(み)一部改正 平成3年1月1日～平成4年3月31日

(許可の申請に対する審査手数料)

第四条 地方公共団体手数料令（昭和三十年政令第三百三十号）第一条第百八十九号の二から第百九十五号までに規定する許可等の申請に対する審査の手数料は、次に掲げる額により、これを徴収する。

一 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	一件につき	九万五千元
二 道路内における建築許可申請手数料	一件につき	十二万円
三 壁面線外における建築許可申請手数料	一件につき	十二万円
四 用途地域における建築許可申請手数料	一件につき	十二万円
五 特殊建築物等敷地許可申請手数料	一件につき	十二万円
六 建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	一件につき	十二万円
七 建築物の高さの許可申請手数料	一件につき	十二万円
八 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	一件につき	十二万円
九 高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	一件につき	十二万円
十 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	一件につき	十二万円
十一 敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さの特例許可申請手数料	一件につき	十二万円
十二 住宅地高度利用地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	一件につき	十二万円
十三 再開発地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	一件につき	十二万円
十四 仮設建築物建築許可申請手数料		
イ 許可の期間が一月以内のもの	一件につき	四万七千五百円
ロ 許可の期間が一月を超えるもの	一件につき	九万五千元

履歴：(う)一部改正 平成2年3月1日～平成2年3月31日

(許可の申請に対する審査手数料)

第四条 地方公共団体手数料令（昭和三十年政令第三百三十号）第一条第百八十九号の二から第百九十五号までに規定する許可等の申請に対する審査の手数料は、次に掲げる額により、これを徴収する。

一 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	一件につき	九万五千元
二 道路内における建築許可申請手数料	一件につき	十二万円
三 壁面線外における建築許可申請手数料	一件につき	十二万円
四 用途地域における建築許可申請手数料	一件につき	十二万円
五 特殊建築物等敷地許可申請手数料	一件につき	十二万円
六 建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	一件につき	十二万円
七 建築物の高さの許可申請手数料	一件につき	十二万円
八 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	一件につき	十二万円
九 高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	一件につき	十二万円

割合、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	一件につき	十二万円
十 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	一件につき	十二万円
十一 敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合 又は各部分の高さの特例許可申請手数料	一件につき	十二万円
十二 再開発地区計画の区域における建築物の 各部分の高さの許可申請手数料	一件につき	十二万円
十三 仮設建築物建築許可申請手数料		
イ 許可の期間が一月以内のもの	一件につき	四万七千五百円
ロ 許可の期間が一月を超えるもの	一件につき	九万五千元

履歴：(む)一部改正 平成元年1月10日～平成2年2月28日

(許可の申請に対する審査手数料)

第四条 地方公共団体手数料令(昭和三十年政令第三百三十号)第一条第八十九号の二から第九十五号までに規定する許可等の申請に対する審査の手数は、次に掲げる額により、これを徴収する。

一 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	一件につき	九万円
二 道路内における建築許可申請手数料	一件につき	十万円
三 壁面線外における建築許可申請手数料	一件につき	十万円
四 用途地域における建築許可申請手数料	一件につき	十万円
五 特殊建築物等敷地許可申請手数料	一件につき	十万円
六 建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	一件につき	十万円
七 建築物の高さの許可申請手数料	一件につき	十万円
八 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	一件につき	十万円
九 高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	一件につき	十万円
十 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	一件につき	十万円
十一 敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合 又は各部分の高さの特例許可申請手数料	一件につき	十万円
十二 再開発地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	一件につき	十万円
十三 仮設建築物建築許可申請手数料		
イ 許可の期間が一月以内のもの	一件につき	四万五千元
ロ 許可の期間が一月を超えるもの	一件につき	九万円

履歴：(な)一部改正 昭和62年2月1日～平成元年1月9日

(許可の申請に対する審査手数料)

第四条 地方公共団体手数料令(昭和三十年政令第三百三十号)第一条第八十九号の二から第九十五号までに規定する許可等の申請に対する審査の手数は、次に掲げる額により、これを徴収する。

一 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	一件につき	九万円
二 道路内における建築許可申請手数料	一件につき	十万円
三 壁面線外における建築許可申請手数料	一件につき	十万円
四 用途地域における建築許可申請手数料	一件につき	十万円
五 特殊建築物等敷地許可申請手数料	一件につき	十万円
六 建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	一件につき	十万円
七 建築物の高さの許可申請手数料	一件につき	十万円
八 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	一件につき	十万円
九 高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する		

割合、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	一件につき	十万円
十 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	一件につき	十万円
十一 敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合 又は各部分の高さの特例許可申請手数料	一件につき	十万円
十二 仮設建築物建築許可申請手数料		
イ 許可の期間が一月以内のもの	一件につき	四万五千元
ロ 許可の期間が一月を超えるもの	一件につき	九万円

履歴：(ツ)一部改正 昭和59年4月1日～昭和62年1月31日

(許可の申請に対する審査手数料)

第四条 地方公共団体手数料令（昭和三十年政令第三百三十号）第一条第百八十九号の二から第百九十五号までに規定する許可等の申請に対する審査の手数料は、次に掲げる額により、これを徴収する。

一 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	一件につき	九万円
二 道路内における建築許可申請手数料	一件につき	九万円
三 壁面線外における建築許可申請手数料	一件につき	九万円
四 用途地域における建築許可申請手数料	一件につき	九万円
五 特殊建築物等敷地許可申請手数料	一件につき	九万円
六 建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	一件につき	九万円
七 建築物の高さの許可申請手数料	一件につき	九万円
八 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	一件につき	九万円
九 高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	一件につき	九万円
十 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	一件につき	九万円
十一 敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合 又は各部分の高さの特例許可申請手数料	一件につき	九万円
十二 仮設建築物建築許可申請手数料		
イ 許可の期間が一月以内のもの	一件につき	四万五千元
ロ 許可の期間が一月を超えるもの	一件につき	九万円

履歴：(タ)一部改正 昭和56年4月1日～昭和58年3月31日

(許可の申請に対する審査手数料)

第四条 地方公共団体手数料令（昭和三十年政令第三百三十号）第一条第百八十九号の二から第百九十五号までに規定する許可等の申請に対する審査の手数料は、次に掲げる額により、これを徴収する。

一 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	一件につき	八万円
二 道路内における建築許可申請手数料	一件につき	八万円
三 壁面線外における建築許可申請手数料	一件につき	八万円
四 用途地域における建築許可申請手数料	一件につき	八万円
五 特殊建築物等敷地許可申請手数料	一件につき	八万円
六 建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	一件につき	八万円
七 建築物の高さの許可申請手数料	一件につき	八万円
八 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	一件につき	八万円
九 高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	一件につき	八万円
十 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	一件につき	八万円
十一 敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合		

又は各部分の高さの特例許可申請手数料	一件につき	八万円
十二 仮設建築物建築許可申請手数料		
イ 許可の期間が一月以内のもの	一件につき	四万円
ロ 許可の期間が一月を超えるもの	一件につき	八万円

履歴：(よ)一部改正 昭和56年2月1日～昭和56年3月31日

(許可の申請に対する審査手数料)

第四条 地方公共団体手数料令(昭和三十年政令第三百三十号)第一条第百八十九号の二から第百九十五号までに規定する許可等の申請に対する審査の手数料は、次に掲げる額により、これを徴収する。

一 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	一件につき	八万円
二 道路内における建築許可申請手数料	一件につき	八万円
三 壁面線外における建築許可申請手数料	一件につき	八万円
四 用途地域における建築許可申請手数料	一件につき	八万円
五 特殊建築物等敷地許可申請手数料	一件につき	八万円
六 建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	一件につき	八万円
七 建築物の高さの許可申請手数料	一件につき	八万円
八 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	一件につき	八万円
九 高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合 又は建築面積の特例許可申請手数料	一件につき	八万円
十 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	一件につき	八万円
十一 敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合 又は各部分の高さの特例許可申請手数料	一件につき	八万円
十二 仮設建築物建築許可申請手数料		
イ 許可の期間が一月以内のもの	一件につき	四万円
ロ 許可の期間が一月を超えるもの	一件につき	八万円

履歴：(か)全部改正 昭和53年9月1日～昭和56年1月31日

(許可の申請に対する審査手数料)

第四条 地方公共団体手数料令(昭和三十年政令第三百三十号)第一条第百八十九号の二から第百九十五号までに規定する許可等の申請に対する審査の手数料は、次に掲げる額により、これを徴収する。

一 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	一件につき	六万円
二 道路内における建築許可申請手数料	一件につき	六万円
三 壁面線外における建築許可申請手数料	一件につき	六万円
四 用途地域における建築許可申請手数料	一件につき	六万円
五 特殊建築物等敷地許可申請手数料	一件につき	六万円
六 建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	一件につき	六万円
七 建築物の高さの許可申請手数料	一件につき	六万円
八 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	一件につき	六万円
九 高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合 又は建築面積の特例許可申請手数料	一件につき	六万円
十 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	一件につき	六万円
十一 敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合 又は各部分の高さの特例許可申請手数料	一件につき	六万円
十二 仮設建築物建築許可申請手数料		
イ 許可の期間が一月以内のもの	一件につき	三万円

ロ 許可の期間が一月を超えるもの	一件につき 六万円
<p>履歴：(を)一部改正 昭和52年4月1日～昭和52年10月31日</p> <p>(許可の申請に対する審査手数料)</p> <p>第四条 地方公共団体手数料令(昭和三十年政令第三百三十号)第一条第九十号から第九十五号に規定する許可の申請に対する審査の手数料は、次に掲げる額により、これを徴収する。</p>	
一 道路内における建築許可申請手数料	二万円
二 壁面線外における建築許可申請手数料	二万円
三 用途地域における建築等許可申請手数料	二万円
四 特殊建築物等敷地許可申請手数料	二万円
五 建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	二万円
六 建築物の高さの許可申請手数料	二万円
七 前面道路等による建築物の各部分の高さの許可申請手数料	二万円
八 高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、 建築面積の敷地面積に対する割合、 建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	二万円
九 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	二万円
十 仮設建築物建築許可申請手数料	
イ 許可の期間が一月以内のもの	一万円
ロ 許可の期間が一月を超えるもの	二万円
<p>履歴：(る)一部改正 昭和50年5月20日～昭和52年3月31日</p> <p>(許可の申請に対する審査手数料)</p> <p>第四条 地方公共団体手数料令(昭和三十年政令第三百三十号)第一条第九十号から第九十五号に規定する許可の申請に対する審査の手数料は、次に掲げる額により、これを徴収する。</p>	
一 道路内における建築許可申請手数料	二万円
二 壁面線外における建築許可申請手数料	二万円
三 用途地域における建築等許可申請手数料	二万円
四 特殊建築物等敷地許可申請手数料	二万円
五 建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	二万円
六 建築物の高さの許可申請手数料	二万円
七 前面道路等による建築物の各部分の高さの許可申請手数料	二万円
八 高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合 又は建築面積の特例許可申請手数料	二万円
九 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	二万円
十 仮設建築物建築許可申請手数料	
イ 許可の期間が一月以内のもの	一万円
ロ 許可の期間が一月を超えるもの	二万円
<p>履歴：(ぬ)一部改正 昭和48年2月1日～昭和50年5月19日</p> <p>(許可の申請に対する審査手数料)</p> <p>第四条 地方公共団体手数料令(昭和三十年政令第三百三十号)第一条第九十号から第九十五号に規定する許可の申請に対する審査の手数料は、次に掲げる額により、これを徴収する。</p>	
一 道路内における建築許可申請手数料	二万円
二 壁面線外における建築許可申請手数料	二万円
三 用途地域における建築許可申請手数料	二万円

四 特殊建築物敷地許可申請手数料	二万円
五 建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	二万円
六 建築物の高さの許可申請手数料	二万円
七 前面道路等による建築物の各部分の高さの許可申請手数料	二万円
八 高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合 又は建築面積の特例許可申請手数料	二万円
九 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	二万円
十 仮設建築物建築許可申請手数料	
イ 許可の期間が一月以内のもの	一万円
ロ 許可の期間が一月をこえるもの	二万円

履歴：(ち)一部改正 昭和46年4月1日～昭和48年1月31日

(許可の申請に対する審査手数料)

第四条 地方公共団体手数料令(昭和三十年政令第三百三十号)第一条第九十号から第九十四号の二まで及び第九十五号に規定する許可の申請に対する審査の手数は、次に掲げる額により、これを徴収する。

一 道路内における建築許可申請手数料	二万円
二 壁面線外における建築許可申請手数料	二万円
三 用途地域における建築許可申請手数料	六千円
四 専用地区における建築許可申請手数料	六千円
五 特殊建築物敷地許可申請手数料	二万円
六 建築物の高さの許可申請手数料	六千円
七 道路幅員による建築物の高さの許可申請手数料	六千円
八 仮設建築物建築許可申請手数料	
許可の期間が一月以内のもの	一万円
許可の期間が一月をこえるもの	二万円

履歴：(と)一部改正 昭和41年10月1日～昭和46年3月31日

(許可の申請に対する審査手数料)

第四条 地方公共団体手数料令(昭和三十年政令第三百三十号)第一条第九十号から第九十四号の二まで及び第九十五号に規定する許可の申請に対する審査の手数は、次に掲げる額により、これを徴収する。

一 道路内における建築許可申請手数料	六千円
二 壁面線外における建築許可申請手数料	六千円
三 用途地域における建築許可申請手数料	六千円
四 専用地区における建築許可申請手数料	六千円
五 特殊建築物敷地許可申請手数料	六千円
六 建築物の高さの許可申請手数料	六千円
七 道路幅員による建築物の高さの許可申請手数料	六千円
八 仮設建築物建築許可申請手数料	
許可の期間が一月以内のもの	三千円
許可の期間が一月をこえるもの	六千円

履歴：(へ)一部改正 昭和35年5月1日～昭和41年9月30日

(許可の申請に対する審査手数料)

第四条 地方公共団体手数料令(昭和三十年政令第三百三十号)第一条第九十号から第九十五号ま

でに規定する許可の申請に対する審査の手数料は、次に掲げる額により、これを徴収する。

一 道路内における建築許可申請手数料	三千円
二 壁面線外における建築許可申請手数料	三千円
三 用途地域における建築許可申請手数料	三千円
四 専用地区における建築許可申請手数料	三千円
五 特殊建築物敷地許可申請手数料	三千円
六 建築物の高さの許可申請手数料	三千円
七 道路幅員による建築物の高さの許可申請手数料	三千円
八 仮設建築物建築許可申請手数料	
許可の期間が一月以内のもの	千五百円
許可の期間が一月をこえるもの	三千円

履歴：(に)一部改正 昭和32年7月18日～昭和35年4月30日

(許可の申請に対する審査手数料)

第三条の二 地方公共団体手数料令(昭和三十年政令第三百三十号)第一条第百六十一号から第百六十六号までに規定する許可の申請に対する審査の手数料は、次に掲げる額により、これを徴収する。

一 道路内における建築許可申請手数料	三千円
二 用途地域における建築許可申請手数料	三千円
三 専用地区における建築許可申請手数料	三千円
四 特殊建築物敷地許可申請手数料	三千円
五 建築物の高さの許可申請手数料	三千円
六 仮設建築物建築許可申請手数料	
許可の期間が一月以内の場合	千五百円
許可の期間が一月をこえ六月以内の場合	三千円

2 地方公共団体が前項各号の許可の申請を行つた場合及び仮設建築物を建築しようとする者が、営利を目的としないで、許可期間一週間以内の前項第六号の許可の申請を行う場合の審査の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、当該金額の二分の一の額とする。

履歴：(は)細則追加 昭和31年1月10日～昭和32年7月17日

(許可の申請に対する審査手数料)

第三条の二 地方公共団体手数料令(昭和三十年政令第三百三十号)第一条第百五十六号から第百六十六号までに規定する許可の申請に対する審査の手数料は、次に掲げる額により、これを徴収する。

一 用途地域における建築許可申請手数料	三千円
二 専用地区における建築許可申請手数料	三千円
三 特殊建築物敷地許可申請手数料	三千円
四 建築物の高さの許可申請手数料	三千円
五 仮設建築物建築許可申請手数料	
許可の期間が一月以内の場合	千五百円
許可の期間が一月をこえ六月以内の場合	三千円

2 地方公共団体が前項各号の許可の申請を行つた場合及び仮設建築物を建築しようとする者が、営利を目的としないで、許可期間一週間以内の前項第五号の許可の申請を行う場合の審査の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、当該金額の二分の一の額とする。

旧第四条の二 (S35.5.1~S46.3.31) (ハ)・細則追加 (チ)・削除

履歴：(チ)旧第四条の二削除 昭和46年4月1日～

履歴：(ハ)細則追加 昭和35年5月1日～昭和46年3月31日

(定期検査手数料)

第四条の二 法第十二条第二項(同第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次の各号に掲げる手数料を徴収する。

- 一 建築設備(第十八条の三第一項で指定したもの)定期検査手数料
一の建築設備につき千円(電動ダムウエーターについては、五百円)
- 二 昇降機等の工作物(第十八条の三第二項で指定したもの)定期検査手数料
一の工作物につき千円

旧第四条の二 (S46.4.1~H12.3.31) (チ)・条ずれ (チ)・(エ)・一部改正 (ア)・削除

旧第四条の三 (S35.5.1~S46.3.31) (ハ)・条ずれ (ハ)・一部改正

旧第四条 (S26.1.10~S35.4.30) (制定) (ロ)・一部改正

履歴：(ア)旧第四条の二削除 平成12年4月1日～

履歴：(エ)一部改正 平成11年5月1日～平成12年3月31日

(手数料の減免)

第四条の二 次の各号の一に該当する建築物又は工作物については、確認申請手数料及び完了検査申請手数料(以下この条において「確認申請手数料等」という。)の金額は、令第十条から第十二条の二までの規定により算定した金額の二分の一とする。

- 一 法令に基く行政庁の処分により移転する建築物及び工作物
 - 二 知事が災害その他特別の事由があると認めるもの
- 2 災害に因り住宅を滅失若しくは破損した後、その災害の発生した日から六月以内に、これを建築若しくは大規模の修繕をする場合における確認申請手数料等の金額は、これを免除する。

履歴：(チ)一部改正 昭和46年4月1日～平成11年4月30日

(手数料の減免)

第四条の二 次の各号の一に該当する建築物又は工作物については、法第六条第六項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の確認申請手数料の金額は、令第十条及び第十一条の規定により算定した金額の二分の一とする。

- 一 法令に基く行政庁の処分により移転する建築物及び工作物
 - 二 知事が災害その他特別の事由があると認めるもの
- 2 災害に因り住宅を滅失若しくは破損した後、その災害の発生した日から六月以内に、これを建築若しくは大規模の修繕をする場合における確認申請手数料の金額は、これを免除する。

履歴：(ハ)一部改正 昭和35年5月1日～昭和46年3月31日

(手数料の減免)

第四条の三 次の各号の一に該当する建築物又は工作物については、法第六条第六項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の確認申請手数料の金額は、令第十条及び第十一条の規定により算定した金額の二分の一とする。

- 一 法令に基く行政庁の処分により移転する建築物及び工作物
 - 二 知事が災害その他特別の事由があると認めるもの
- 2 災害に因り住宅を滅失若しくは破損した後、その災害の発生した日から六月以内に、これを建築若しくは大規模の修繕をする場合における確認申請手数料の金額は、これを免除する。

履歴：(ろ)一部改正 昭和28年5月1日～昭和35年4月30日

(手数料の減額)

第四条 左の各号の一に該当する建築物又は工作物については、法第六条第五項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の確認申請手数料の金額は、令第十条及び第十一条の規定により算定した金額の二分の一とする。

- 一 法令に基く行政庁の処分により移転する建築物及び工作物
 - 二 知事が災害その他特別の事由があると認めるもの
- 2 災害に因り住宅を滅失若しくは破損した後、その災害の発生した日から六月以内に、これを建築若しくは大規模の修繕をする場合における確認申請手数料の金額は、令第十条の規定により算定した金額の五分の一とする。

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和28年4月30日

(手数料の減額)

第四條 左の各号の一に該当する建築物又は工作物については、法第六條第五項（法第八十七條第一項において準用する場合を含む。）の確認申請手数料の金額は、令第十條及び第十一條の規定により算定した金額の二分の一とする。

- 一 一戸の延べ面積の合計が五十平方メートル以下の専用住宅
 - 二 法令に基く行政廳の処分により移転する建築物及び工作物
 - 三 知事が災害その他特別の事由があると認めるもの
- 2 災害に因り住宅を滅失若しくは破損した後、その災害の発生した日から六月以内に、これを建築若しくは大規模の修繕をする場合における確認申請手数料の金額は、令第十條の規定により算定した金額の五分の一とする。

第二章 建築物の敷地及び構造

現行：(ハ)章名改 (S35.5.1～)

旧第二章 建築物の高さ及び敷地内の空地

履歴：(制定) (S26.1.10～S35.4.30)

第五条 (S26.1.10～) (制定) (ハ)・(ウ)・(カ)・(メ)・(ホ)・一部改正

現行：(ホ)一部改正 平成27年7月21日～

(建蔽率)

第五条 次の各号に掲げる敷地においては、法第五十三条第三項第二号の規定により、建蔽率を緩和する。

- 一 周辺の長さの三分の一以上が道路又は公園、広場、水面その他これらに類するものに接する敷地
- 二 周辺の長さの六分の一以上が幅員十二メートル以上の道路に接する敷地
- 三 周辺の長さの六分の一以上が道路に接し、かつ、その道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがあり、これらの幅員の合計が十二メートル以上である敷地

履歴：(メ)一部改正 平成16年4月1日～平成27年7月20日

(建ぺい率)

第五条 次の各号に掲げる敷地においては、法第五十三条第三項第二号の規定により、建ぺい率を緩和する。

- 一 周辺の長さの三分の一以上が道路又は公園、広場、水面その他これらに類するものに接する敷地
- 二 周辺の長さの六分の一以上が幅員十二メートル以上の道路に接する敷地
- 三 周辺の長さの六分の一以上が道路に接し、かつ、その道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがあり、これらの幅員の合計が十二メートル以上である敷地

履歴：(カ)一部改正 昭和53年9月1日～平成16年3月31日

(建築面積の敷地面積に対する割合)

第五条 次の各号に掲げる敷地においては、法第五十三条第三項第二号の規定により、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合を緩和する。

- 一 周辺の長さの三分の一以上が道路又は公園、広場、水面その他これらに類するものに接する敷地
- 二 周辺の長さの六分の一以上が幅員十二メートル以上の道路に接する敷地
- 三 周辺の長さの六分の一以上が道路に接し、かつ、その道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがあり、これらの幅員の合計が十二メートル以上である敷地

履歴：(ウ)一部改正 昭和46年11月1日～昭和53年8月31日

(建築面積の敷地面積に対する割合)

第五条 次の各号に掲げる敷地においては、法第五十三条第二項第二号の規定により、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合を緩和する。

- 一 周辺の長さの三分の一以上が道路又は公園、広場、水面その他これらに類するものに接する敷地
- 二 周辺の長さの六分の一以上が幅員十二メートル以上の道路に接する敷地
- 三 周辺の長さの六分の一以上が道路に接し、かつ、その道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがあり、これらの幅員の合計が十二メートル以上である敷地

履歴：(ハ)一部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(角地等の空地)

第五条 次の各号に掲げる敷地においては、法第五十五条第三項第二号の規定により、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合を緩和する。

- 一 周辺の長さの三分の一以上が道路又は公園、広場、水面その他これらに類するものに接する敷地
- 二 周辺の長さの六分の一以上が幅員十五メートル以上の道路に接する敷地
- 三 周辺の長さの六分の一以上が道路に接し、かつ、その道路の反対側に公園、広場、水面その他こ

れらに類するものがあり、これらの幅員の合計が二十メートル以上である敷地

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(角地等の空地)

第五條 左の各号に掲げる敷地においては、法第五十五條第二項第二号の規定により、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合を緩和する。

一 巾員がそれぞれ十一メートル未満の道路に接し、その角において等角に二メートル以上の剪除をした角地

二 何れかゞ巾員十一メートル以上の道路に接する角地

三 二つの道路にはさまれた敷地

四 道路と公園、廣場、緑地、河又は海の類に接する敷地

2 前項第一号及び第二号の角地とは、二つの道路の交る内角が、百二十度の角にある敷地をいう。

3 第一項の敷地において、その敷地が道路、公園、廣場、緑地、河又は海の類に接する長さは、敷地周辺の全長の三分の一以上でなければならない。

第六条 (S26.1.10～) (制定) (ハ)・(ウ)・(ヤ)・一部改正

現行：(ヤ)一部改正 平成6年3月16日～

(道路面と敷地地盤面に高低差がある場合)

第六条 令第三百三十五条の二第二項の規則で定める前面道路の位置は、建築物の敷地の地盤面からメートルだけ低い位置にあるものとみなす。

履歴：(ウ)一部改正 昭和46年11月1日～平成6年3月15日

(道路面と敷地地盤面に高低差がある場合)

第六条 令第三百三十五条の二第二項の規則で定める前面道路の位置は、建築物の敷地の地盤面からメートルだけ低い位置にあるものとみなす。

- 2 前面道路の縦断面において道路面に高低差がある場合は、最も大きい高低差の二分の一の位置に道路面があるものとみなす。

履歴：(ハ)一部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(道路面と敷地地盤面に高低差がある場合)

第六条 建築物の敷地の地盤面が前面道路よりその道路の幅員の二分の一以上高い場合における法第五十八条第一項及び第二項の規定の適用については、地盤面から道路幅員の二分の一だけ低い位置に前面道路があるものとみなす。

- 2 前項の規定による制限が令第三百三十五条の二第一項の規定による制限よりも厳となる場合においては、同条同項の定めるところによる。
- 3 前面道路の縦断面において道路面に高低差がある場合は、最も大きい高低差の二分の一の位置に道路面があるものとみなす。

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(道路面と敷地地盤面に高低差がある場合)

第六条 建築物の敷地の地盤面が前面道路よりその道路の巾員の二分の一以上高い場合における法第五十八条第一項及び第二項の規定の適用については、地盤面から道路巾員の二分の一だけ低い位置に前面道路があるものとみなす。

- 2 前項の規定による制限が令第三百三十六條第一項の規定による制限よりもげんとなる場合においては、同條同項の定めるところによる。
- 3 前面道路の縦断面において道路面に高低差がある場合は、最も大きい高低差の二分の一の位置に道路面があるものとみなす。

第七条 (S26.1.10～) (制定) (ハ)・一部改正 (た)・削除

現行：(た)一部改正 昭和56年4月1日～

第七条 削除

履歴：(ハ)一部改正 昭和35年5月1日～昭和56年3月31日

(二以上の前面道路に高低差がある場合)

第七条 建築物の敷地が高低差のある二以上の道路に接する場合における法第五十八条第一項及び第二項の規定の適用については、制限の厳な道路を幅員の小さな道路、制限の緩な道路を幅員の大きな道路として令第三百三十二條の規定を準用する。

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(二以上の前面道路に高低差がある場合)

第七条 建築物の敷地が高低差のある二以上の道路に接する場合における法第五十八條第一項及び第二項の規定の適用については、制限のげんな道路を巾員の小さな道路、制限の緩な道路を巾員の大きな道路として令第三百三十二條の規定を準用する。

第七条の二 (S46.11.1～) (り)・全部改正

旧第七条の二 (S35.5.1～S46.10.31) (へ)・細則追加

現行：(り)全部改正 昭和46年11月1日～

(^し尿管処理浄化槽^そを設ける区域)

第七条の二 令第三十二条第一項の表の知事が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、別に定める。

履歴：(へ)細則追加 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(コンクリートの許容圧縮応力度)

第七条の二 令第九十一条第二項の規定によるコンクリートの長期応力に対する圧縮の許容応力度の上限の数値は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 バツチャープラント等を使用し、施工管理が優れている場合にあつては、一平方センチメートルにつき七十五キログラム
 - 二 ミキサーを使用し、施工管理が優れている場合にあつては、一平方センチメートルにつき六十キログラム
 - 三 手練り又は前各号に該当しない施工管理が行われている場合にあつては、一平方センチメートルにつき四十五キログラム
- 2 軽量骨材を使用するコンクリートにあつては、前項各号の規定にかかわらず、一平方センチメートルにつき四十キログラムとしなければならない。
- 3 スランプ十五センチメートル以下のバイブレーター等を使用する硬練りコンクリートにあつては、第一項の規定は適用しない。

第七条の三 (H12.6.14～) (さ)・細則追加 (め)・一部改正

現行：(め)一部改正 平成16年4月1日～

(垂直積雪量)

第七条の三 令第八十六条第三項の規定により規則で定める垂直積雪量は、別表第二(い)欄に掲げる区域に応じて、同表(ろ)欄に掲げる数値とする。

履歴：(さ)細則追加 平成12年6月14日～平成16年3月31日

(垂直積雪量)

第七条の三 令第八十六条第三項の規定により規則で定める垂直積雪量は、別表第二い欄に掲げる区域に応じて、同表(ろ)欄に掲げる数値とする。

第三章 公開による意見の聴取

現行：(ま)章名改 (H6.10.1～)

旧第三章 公開聴聞

履歴：(制定) (S26.1.10～H6.9.30)

第八条 (S26.1.10～) (制定) (い)・(ま)・(え)・(め)・(ト)・一部改正

現行：(ト)一部改正 平成30年4月1日～

(意見の聴取の公告)

第八条 法第九条第三項、第四十六条第一項又は第四十八条第十五項の規定による公開による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）の公告は、所轄事務所の公示場その他適当な場所に掲示してこれを行う。

2 前項の公告は、事件の性質により必要と認める場合においては、前項によるもののほか、福岡県公報に登載してこれを行う。

履歴：(め)一部改正 平成16年4月1日～平成30年3月31日

(意見の聴取の公告)

第八条 法第九条第三項、第四十六条第一項又は第四十八条第十三項の規定による公開による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）の公告は、所轄事務所の公示場その他適当な場所に掲示してこれを行う。

2 前項の公告は、事件の性質により必要と認める場合においては、前項によるもののほか、福岡県公報に登載してこれを行う。

履歴：(え)一部改正 平成11年5月1日～平成16年3月31日

(意見の聴取の公告)

第八条 法第九条第三項、第四十六条第一項又は第四十八条第十三項の規定による公開による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）の公告は、所轄事務所の公示場その他適当な場所に掲示してこれを行う。

2 前項の公告は、事件の性質により必要と認める場合においては、前項によるの外福岡県公報に登載してこれを行う。

履歴：(ま)一部改正 平成6年10月1日～平成11年4月30日

(意見の聴取の公告)

第八条 法第九条第三項、第四十六条第一項又は第四十八条第十三項の規定による公開による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）の公告は、所轄建築主事の事務所の公示場その他適当な場所に掲示してこれを行う。

2 前項の公告は、事件の性質により必要と認める場合においては、前項によるの外福岡県公報に登載してこれを行う。

履歴：(い)一部改正 昭和26年4月1日～平成6年9月30日

(聴聞の公告)

第八条 聴聞の公告は、所轄建築主事の事務所の公示場その他適当な場所に掲示してこれを行う。

2 前項の公告は、事件の性質により必要と認める場合においては、前項によるの外福岡県公報に登載してこれを行う。

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和26年3月31日

(聴聞の公告)

第八条 聴聞の公告は、福岡県広告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）によるの外、縣廳及び所轄建築主事の事務所の公示場その他適当な場所に掲示してこれを行う。

第九条 (S26.1.10~) (制定) (ハ)・一部改正 (ウ)・削除

現行：(ウ)削除 昭和46年11月1日～

第九条 削除

履歴：(ハ)一部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(聴聞のほう棄)

第九条 法第九条第五項の規定による通知又は法第四十六条第二項(法第五十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告により出頭を求められたものが、通知書又は公告に示された期日、場所に出席しないときは、知事は、その者が聴聞の機会を利用する権利をほう棄したものとみなすことができる。ただし、聴聞のため出頭を求められた者が特別の理由により所定の期日、場所に出席できない場合において、あらかじめその旨を知事に届け出た場合は、この限りではない。

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(聴聞のほう棄)

第九條 法第九條第五項の規定による通知又は法第四十六條第二項(法第五十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告により出頭を求められたものが、通知書又は公告に示された期日、場所に出席しないときは、知事は、その者が聴聞の機会を利用する権利をほう棄したものとみなすことができる。但し、聴聞のため出頭を求められた者が特別の理由により所定の期日、場所に出席できない場合において、あらかじめその旨を知事に届け出た場合は、この限りではない。

第十条 (S26.1.10~) (制定) (マ)・一部改正

現行：(マ)一部改正 平成6年10月1日～

(参考人の出席)

第十条 知事は、意見の聴取に際して必要と認めるときは、参考人の出席を求めその意見を聴する。

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～平成6年9月30日

(参考人の出席)

第十條 知事は、聴聞に際して必要と認めるときは、参考人の出席を求めその意見を聴する。

第十一条 (S26.1.10~) (制定) (メ)・一部改正

現行：(メ) 平成16年4月1日～

(代理人及び証人の出席)

第十一条 法第九条第五項の規定による通知を受けた者が、代理人又は証人を出席させるときは、あらかじめ文書をもって知事に届け出なければならない。

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～平成16年3月31日

(代理人及び証人の出席)

第十一條 法第九條第五項の規定による通知を受けたものが、代理人又は証人を出席させるときは、あらかじめ文書をもって知事に届け出なければならない。

第十二条 (S26.1.10～) (制定) (へ)・(ま)・(め)・一部改正

現行：(め)一部改正 平成16年4月1日～

(意見の聴取の秩序維持)

第十二条 知事は、意見の聴取の進行を妨げ又は不当な行状をする者に対して、退出その他意見の聴取の秩序を維持するために必要な措置を命ずることがある。

履歴：(ま)一部改正 平成6年10月1日～平成16年3月31日

(意見の聴取の秩序維持)

第十二条 知事は、意見の聴取の進行を妨げ又は不当な行状をする者に対して、退出その他意見の聴取の秩序を維持する為に必要な措置を命ずることがある。

履歴：(へ)一部改正 昭和35年5月1日～平成6年9月30日

(聴聞の秩序維持)

第十二条 知事は、聴聞の進行を妨げ又は不当な行状をする者に対して、退出その他聴聞の秩序を維持する為に必要な措置を命ずることがある。

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(聴聞の秩序維持)

第十二条 知事は、聴聞の進行を妨げ又は不当な行状をする者に対して、退出その他聴聞の秩序を維持する為に必要な事項を命ずることがある。

第十三条 (S26.1.10～) (制定) (へ)・(り)・(ま)・一部改正

現行：(ま)一部改正 平成6年10月1日～

(意見の聴取の延期)

第十三条 知事は、災害その他やむを得ない理由により、意見の聴取を行うことができない場合、意見の聴取の期日を延期することがある。

2 前項により期日を延期するときは、第八条の規定を準用する。

履歴：(り)一部改正 昭和46年11月1日～平成6年9月30日

(聴聞の延期)

第十三条 知事は、災害その他やむを得ない理由により、聴聞を行うことができない場合、聴聞の期日を延期することがある。

2 前項により期日を延期するときは、第八条の規定を準用する。

履歴：(へ)一部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(聴聞の延期)

第十三条 知事は、災害その他やむを得ない理由により、聴聞を行うことができない場合又は第九条ただし書の規定により届け出をしたものについて必要と認める場合には、聴聞の期日を延期することがある。

2 前項により期日を延期するときは、第八条の規定を準用する。

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(聴聞の延期)

第十三条 知事は、災害その他やむを得ない理由により、聴聞を行うことができない場合又は第九條但書の規定により届け出をしたものについて必要と認める場合には、聴聞の期日を延期することがある。

2 前項により期日を延期するときは、第八條の規定を準用する。

第四章 手続 現行：(制定) (S26.1.10～)

第十四条 (S52.4.1～) (を)・全部改正 (つ)・(え)・(し)・(ハ)・(リ)・一部改正

旧第十四条 (S46.11.1～S52.3.31) (り)・全部改正

旧第十四条 (S26.1.10～S46.10.31) (制定) (ハ)・一部改正

現行：(リ)一部改正 令和元年6月25日～

(確認申請書等の添付図書)

第十四条 法第六条第一項(法第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書又は法第十八条第二項(法第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知の書類には、施行規則第一条の三、第二条の二又は第三条に規定する図書のほかに、次の各号に掲げるものを明示した図書を添付しなければならない。

- 一 建築物の地盤面とその敷地、道路及び隣地との高低差
- 二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十一条第一項の規定により定められた建築物の敷地及びその周辺における都市施設の位置
- 三 建築物又は建築設備にあつては、法第四十九条から第五十条まで若しくは第六十八条の二第一項(これらの規定を法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)又は第六十八条の九第二項の規定に基づく市町村の条例の規定に適合するものであることについての確認をするために必要な図書
- 四 工作物にあつては、法第八十八条第二項において準用する法第四十九条から第五十条まで又は第六十八条の二第一項(これらの規定を法第八十八条第二項において準用する法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく市町村の条例の規定に適合するものであることについての確認をするために必要な図書

履歴：(ハ)一部改正 平成25年11月29日～令和元年6月24日

(確認申請書等の添付図書)

第十四条 法第六条第一項(法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書又は法第十八条第二項(法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知の書類には、施行規則第一条の三、第二条の二又は第三条に規定する図書のほかに、次の各号に掲げるものを明示した図書を添付しなければならない。

- 一 建築物の地盤面とその敷地、道路及び隣地との高低差
- 二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十一条第一項の規定により定められた建築物の敷地及びその周辺における都市施設の位置
- 三 建築物又は建築設備にあつては、法第四十九条から第五十条まで若しくは第六十八条の二第一項(これらの規定を法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)又は第六十八条の九第二項の規定に基づく市町村の条例の規定に適合するものであることについての確認をするために必要な図書
- 四 工作物にあつては、法第八十八条第二項において準用する法第四十九条から第五十条まで又は第六十八条の二第一項(これらの規定を法第八十八条第二項において準用する法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく市町村の条例の規定に適合するものであることについての確認をするために必要な図書

履歴：(し)一部改正 平成17年12月28日～平成25年11月28日

(確認申請書の添付図書)

第十四条 法第六条第一項の規定により建築主事に提出する確認の申請書には、施行規則第一条の三に規定する図書のほかに、次の各号に掲げるものを明示した図書を添付しなければならない。

- 一 建築物の地盤面とその敷地、道路及び隣地との高低差
- 二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条第一項の規定により定められた建築物の敷地及びその周辺における都市施設の位置
- 三 法第六十八条の九第二項の規定に基づき、良好な景観の保全を図るために市町村が定めた条例の規定に適合するものであることについての確認をするために必要な図書で、知事が別に定めるもの

履歴：(え)一部改正 平成 11 年 5 月 1 日～平成 17 年 12 月 27 日

(確認申請書の添付図書)

第十四条 法第六条第一項の規定により建築主事に提出する確認の申請書には、施行規則第一条の三に規定する図書のほかに、次の各号に掲げるものを明示した図書を添付しなければならない。

- 一 建築物の地盤面とその敷地、道路及び隣地との高低差
- 二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条第一項の規定により定められた建築物の敷地及びその周辺における都市施設の位置
- 三 法第六十八条の規定に基づき、美観の保持のために地方公共団体が定めた条例の規定に適合するものであることについての確認をするために必要な図書で、知事が別に定めるもの

履歴：(つ)一部改正 昭和 59 年 4 月 1 日～平成 11 年 4 月 30 日

(確認申請書の添付図書)

第十四条 法第六条第一項の規定により建築主事に提出する確認の申請書には、施行規則第一条に規定する図書のほかに、次の各号に掲げるものを明示した図書を添付しなければならない。

- 一 建築物の地盤面とその敷地、道路及び隣地との高低差
- 二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条第一項の規定により定められた建築物の敷地及びその周辺における都市施設の位置
- 三 法第六十八条の規定に基づき、美観の保持のために地方公共団体が定めた条例の規定に適合するものであることについての確認をするために必要な図書で、知事が別に定めるもの

履歴：(を)全部改正 昭和 52 年 4 月 1 日～昭和 59 年 3 月 31 日

(確認申請書の添付図書)

第十四条 法第六条第一項の規定により建築主事に提出する確認の申請書には、施行規則第一条に規定する図書のほかに、次の各号に掲げるものを明示した図書を添付しなければならない。

- 一 建築物の地盤面とその敷地、道路及び隣地との高低差
- 二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条第一項の規定により定められた建築物の敷地及びその周辺における都市施設の位置

履歴：(り)全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～昭和 52 年 3 月 31 日

(添付図書の省略)

第十四条 施行規則第一条第五項第三号の規則で定める場合は、申請に係る建築物又はその敷地について、次の各号に掲げる許可又は承認を受けたときとする。

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の許可
- 二 都市計画法第三十七条第一号の承認
- 三 都市計画法第四十一条第二項ただし書の承認又は許可
- 四 都市計画法第四十二条第一項ただし書の許可
- 五 都市計画法第四十三条第一項の許可

2 施行規則第一条第七項の規則で定める確認の申請書に添付を要しない図書は、延べ面積が二百平方メートル以下又は階数が二以下の建築物（別に定める建築物を除く。）の確認の申請に係る同条第一

項の表（は）項に掲げる図書の全部とする。

履歴：(ハ)一部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

（確認申請書添附図書）

第十四条 条例第七十四条の工作物について、築造主が法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請をしようとする場合においては、規則第一条第一項又は第三条第一項の図書の外に、構造図並びにその主要構造部が安全であることを示した構造計算書を添えなければならない。

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

（確認申請書添附図書）

第十四条 条例第十五条の建築物又は工作物について、建築主が法第六條第一項の規定による確認の申請をしようとする場合においては、規則第一條第一項又は第三條第一項の図書の外に、構造図並びにその主要構造部分が安全であることを示した構造計算書を添えなければならない。

第十四条の二 (S52.4.1～) (を)・細則追加 (れ)・(そ)・(ね)・(あ)・(め)・(し)・一部改正
(ひ)・削除

<p>現行：(ひ)削除 平成19年8月22日～</p> <p>第十四条の二 削除</p>
<p>履歴：(し)一部改正 平成17年12月28日～平成19年8月21日</p> <p>(添付図書の省略)</p> <p>第十四条の二 施行規則第一条の三第十八項の規則で定める確認の申請書に添付を要しない図書は、延べ面積が五百平方メートル以下で、かつ、階数が二以下の建築物（別に定める建築物を除く。）の確認の申請に係る同条第一項の表一（は）項に掲げる図書、同表二（一）項及び（二）項並びに同表三（一）項の構造計算の計算書及び（六）項に掲げる図書の全部とする。</p>
<p>履歴：(め)一部改正 平成16年4月1日～平成17年12月27日</p> <p>(添付図書の省略)</p> <p>第十四条の二 施行規則第一条の三第十四項の規則で定める確認の申請書に添付を要しない図書は、延べ面積が五百平方メートル以下で、かつ、階数が二以下の建築物（別に定める建築物を除く。）の確認の申請に係る同条第一項の表一（は）項に掲げる図書、同表二（一）項及び（二）項並びに同表三（一）項の構造計算の計算書及び（六）項に掲げる図書の全部とする。</p>
<p>履歴：(あ)一部改正 平成12年4月1日～平成16年3月31日</p> <p>(添付図書の省略)</p> <p>第十四条の二 施行規則第一条の三第十項の規則で定める確認の申請書に添付を要しない図書は、延べ面積が五百平方メートル以下で、かつ、階数が二以下の建築物（別に定める建築物を除く。）の確認の申請に係る同条第一項の表（は）項に掲げる図書の全部とする。</p>
<p>履歴：(ね)一部改正 昭和59年11月1日～平成12年3月31日</p> <p>(添付図書の省略)</p> <p>第十四条の二 施行規則第一条第九項の規則で定める確認の申請書に添付を要しない図書は、延べ面積が五百平方メートル以下で、かつ、階数が二以下の建築物（別に定める建築物を除く。）の確認の申請に係る同条第一項の表（は）項に掲げる図書の全部とする。</p>
<p>履歴：(そ)一部改正 昭和58年8月1日～昭和58年10月31日</p> <p>(添付図書の省略)</p> <p>第十四条の二 施行規則第一条第八項の規則で定める確認の申請書に添付を要しない図書は、延べ面積が五百平方メートル以下で、かつ、階数が二以下の建築物（別に定める建築物を除く。）の確認の申請に係る同条第一項の表（は）項に掲げる図書の全部とする。</p>
<p>履歴：(れ)一部改正 昭和56年10月8日～昭和58年7月31日</p> <p>(添付図書の省略)</p> <p>第十四条の二 施行規則第一条第八項の規則で定める確認の申請書に添付を要しない図書は、延べ面積が二百平方メートル以下で、かつ、階数が二以下の建築物（別に定める建築物を除く。）の確認の申請に係る同条第一項の表（は）項に掲げる図書の全部とする。</p>
<p>履歴：(を)細則追加 昭和52年4月1日～昭和56年10月7日</p> <p>(添付図書の省略)</p> <p>第十四条の二 施行規則第一条第七項の規則で定める確認の申請書に添付を要しない図書は、延べ面積が二百平方メートル以下で、かつ、階数が二以下の建築物（別に定める建築物を除く。）の確認の申請に係る同条第一項の表（は）項に掲げる図書の全部とする。</p>

第十四条の三 (H16.4.1～) (め)・細則追加

現行：(め)細則追加 平成 16 年 4 月 1 日～

(確認に係る軽微な計画の変更)

第十四条の三 建築物等（指定確認検査機関の確認を受けたものを除く。）の建築主等は、工事完了前に計画の変更（施行規則第三条の二に掲げる軽微なものうち、建築主事が必要と認めるものに限る。）をしようとするときは、確認事項変更届に当該変更の内容を示す図書を添えて、建築主事に届け出なければならない。

第十四条の四 (H16.4.1～) (め)・細則追加

現行：(め)細則追加 平成 16 年 4 月 1 日～

(工事の取止め)

第十四条の四 建築物等（指定確認検査機関の確認を受けたものを除く。）の建築主等は、当該建築物等の工事を取り止めたときは、取下げ・取止め届に確認済証を添えて、建築主事に届け出なければならない。

第十四条の五 (H16.4.1～) (め)・細則追加 (ホ)・一部改正

現行：(ホ)一部改正 平成 27 年 7 月 21 日～

(工事の取下げ)

第十四条の五 法若しくは令又は条例の規定により、確認、許可、指定又は認定の申請書を知事又は建築主事に提出した者は、知事又は建築主事が当該申請について確認、許可、指定、認定又は承認をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ・取止め届を知事又は建築主事に届け出なければならない。

履歴：(め)細則追加 平成 16 年 4 月 1 日～平成 27 年 7 月 20 日

(工事の取下げ)

第十四条の五 法若しくは令又は条例の規定により、確認、許可、指定、認定、又は承認の申請書を知事又は建築主事に提出した者は、知事又は建築主事が当該申請について確認、許可、指定、認定又は承認をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ・取止め届を知事又は建築主事に届け出なければならない。

第十五条 (S26.1.10～) (制定) (ハ)・削除

現行：(ハ)削除 昭和 35 年 5 月 1 日～

第十五条 削除

履歴：(制定) 昭和 26 年 1 月 10 日～昭和 35 年 4 月 30 日

(土地使用調書の添附)

第十五条 建築主が法第六條第一項の規定による確認の申請をしようとする場合においては、規則第一條第一項の確認申請書に当該建築物の敷地の土地使用に関する調書を添えなければならない。

第十六条 (S26.1.10～) (制定) (ハ)・削除

現行：(ハ)削除 昭和35年5月1日～

第十六条 削除

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(建築関係法令との関係)

第十六条 都市計画法施行令(大正八年勅令第四八二号)第十一條及び第十一條の二又は特別都市計画法施行令(昭和二十一年勅令第四二一号)第三條若しくは戦後復興土地地区画整理施行地区内建築制限令(昭和二十一年勅令第三八九号)第二條及び第三條の規定により、知事の許可を受けなければならない建築物について、建築主が法第六條第一項の規定による確認の申請をしようとする場合においては、規則第一條第一項の建築主事に提出する確認申請書は、これらの規定に基く許可申請書と同時に建築主事に提出しなければならない。

第十七条 (S26.1.10～) (制定) (ほ)・(ハ)・(り)・(え)・(め)・(し)・(チ)・(リ)・一部改正

現行：(リ)一部改正 令和元年6月25日～

(許可申請)

第十七条 法の規定による許可(法第八十五条第五項若しくは第六項又は法第八十七条の三第五項若しくは第六項の許可を除く。)を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ施行規則第一条の三第一項の表一(イ)項に掲げる図書を添付しなければならない。

2 知事は必要と認めるときは、前項の図書のほかに、必要な図書又は書面の提出を命ずることがある。

3 法第八十五条第五項若しくは第六項又は法第八十七条の三第五項若しくは第六項の許可を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ確認申請書の正本及び副本を添えて、知事に提出しなければならない。

履歴：(チ)一部改正 平成30年9月25日～令和元年6月24日

(許可申請)

第十七条 法の規定による許可(法第八十五条第五項又は第六項の許可を除く。)を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ施行規則第一条の三第一項の表一(イ)項に掲げる図書を添付しなければならない。

2 知事は必要と認めるときは、前項の図書のほかに、必要な図書又は書面の提出を命ずることがある。

3 法第八十五条第五項又は第六項の許可を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ確認申請書の正本及び副本を添えて、知事に提出しなければならない。

履歴：(し)一部改正 平成17年12月28日～平成30年9月24日

(許可申請)

第十七条 法の規定による許可(法第八十五条第五項の許可を除く。)を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ施行規則第一条の三第一項の表一(イ)項に掲げる図書を添付しなければならない。

2 知事は必要と認めるときは、前項の図書のほかに、必要な図書又は書面の提出を命ずることがある。

3 法第八十五条第五項の許可を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ確認申請書の正本及び副本を添えて、知事に提出しなければならない。

履歴：(め)一部改正 平成16年4月1日～平成17年12月27日

(許可申請)

第十七条 法の規定による許可(法第八十五条第四項の許可を除く。)を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ施行規則第一条の三第一項の表一(イ)項に掲げる図書を添付しなければならない。

- 2 知事は必要と認めるときは、前項の図書のほかに、必要な図書又は書面の提出を命ずることがある。
- 3 法第八十五条第四項の許可を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ確認申請書の正本及び副本を添えて、知事に提出しなければならない。

履歴：(え)一部改正 平成 11 年 5 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日

(許可申請)

第十七条 法の規定による許可（法第八十五条第四項の許可を除く。）を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ施行規則第一条の三第一項の表（い）項に掲げる図書を添付しなければならない。

- 2 知事は必要と認めるときは、前項の図書の外に、必要な図書又は書面の提出を命ずることがある。
- 3 法第八十五条第四項の許可を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ確認申請書の正本及び副本を添えて、知事に提出しなければならない。

履歴：(り)一部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～平成 11 年 4 月 30 日

(許可申請)

第十七条 建築主が法の規定による許可（法第八十五条第四項の許可を除く。）を受けようとするときは、当該許可申請書の正本及び副本に、それぞれ施行規則第一条第一項の表（い）項に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は必要と認めるときは、前項の許可申請書に添えるべき図書の外に、必要な図書の提出を命ずることがある。
- 3 建築主が法第八十五条第四項の許可を受けようとするときは、当該許可申請書の正本及び副本に、それぞれ確認申請書の正本及び副本を添えて、知事に提出しなければならない。

履歴：(へ)一部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日

(許可申請)

第十七条 建築主が法第四十四条第一項ただし書、同第四十七条ただし書、同第四十九条第一項から第四項までのただし書（同第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、同第五十条第二項及び第四項ただし書（同第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、同第五十四条ただし書（同第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、同第五十七条第一項ただし書、同第五十八条第四項又は同第八十五条第三項の規定による許可を受けようとする場合においては、規則第一条第一項の表（い）項に掲げる図書を添えた許可申請書正副二通を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は必要と認めるときは、前項の許可申請書に添えるべき図書の外に、必要な図書の提出を命ずることがある。
- 3 建築主が法第八十五条第四項の規定による許可を受けようとする場合においては、許可申請書正副二通を知事に提出しなければならない。
- 4 前項の許可申請書は、法第六条第一項の規定による建築主事に提出する確認申請書と同時に知事に提出しなければならない。

履歴：(ほ)一部改正 昭和 32 年 5 月 15 日～昭和 35 年 4 月 30 日

(許可申請)

第十七条 建築主が法第四十四条第一項、第四十九条、第五十条第二項、第四項、第五十三条第一項、第五十七条第一項又は第八十五条第三項の規定による許可を受けようとする場合においては、規則第一条第一項の表（い）項に掲げる図書を添えた許可申請書正副二通を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は必要と認めるときは、前項の許可申請書に添えるべき図書の外に、必要な図書の提出を命ずることがある。
- 3 建築主が法第八十五条第四項又は同条第五項の規定による許可を受けようとする場合においては、

許可申請書正副二通を知事に提出しなければならない。

- 4 前項の許可申請書は、法第六条第一項の規定による建築主事に提出する確認申請書と同時に知事に提出しなければならない。

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和32年5月14日

(許可申請)

第十七條 建築主が法第四十九條、第五十條第二項、第四項、第五十三條第一項、第五十七條第一項又は第八十五條第三項の規定による許可を受けようとする場合においては、規則第一條第一項の表(い)項に掲げる図書を添えた許可申請書正副二通を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は必要と認めるときは、前項の許可申請書に添えるべき図書の外に、必要な図書の提出を命ずることがある。
- 3 建築主が法第八十五條第四項又は同條第五項の規定による許可を受けようとする場合においては、許可申請書正副二通を知事に提出しなければならない。
- 4 前項の許可申請書は、法第六條第一項の規定による建築主事に提出する確認申請書と同時に知事に提出しなければならない。

第十七條の二 (H16.4.1～) (め)・細則追加

現行：(め)細則追加 平成16年4月1日～

(許可に係る計画の変更)

第十七條の二 法の規定による許可を受けた建築物又は工作物について、当該許可に係る計画を変更しようとする者は、改めて法の規定による許可を受けなければならない。ただし、当該変更の内容が、当該許可を与えた事項の範囲内であると知事が認めるときは、許可等事項変更届に当該変更の内容を示す図書を添えて知事に届け出ることをもって足りる。

第十七條の三 (H16.4.1～) (め)・細則追加

現行：(め)細則追加 平成16年4月1日～

(許可を受けた建築物又は工作物の増築等)

第十七條の三 法の規定による許可を受けた建築物又は工作物(当該許可に係る法の規定に適合するに至ったものを除く。)を増築し、改築し、移転し又は用途の変更をしようとする者は、改めて法の規定による許可を受けなければならない。ただし、当該増築、改築、移転又は用途の変更の内容が、当該許可を与えた事項の範囲内であると知事が認めるときは、許可等事項変更届に施行規則第一条の三第一項の表一(い)項に掲げる図書その他必要な図書を添えて知事に届け出ることをもって足りる。

第十八条 (S46.11.1~) (ウ)・全部改正 (ケ)・(エ)・一部改正 (ア)・削除
 旧第十八条 (S26.1.10~S46.10.31) (制定) (ハ)・一部改正

<p>現行：(ア)削除 平成 12 年 4 月 1 日～</p> <p>第十八条 削除</p>
<p>履歴：(エ)一部改正 平成 11 年 5 月 1 日～平成 12 年 3 月 31 日</p> <p>(施工状況報告)</p> <p>第十八条 法第六条第一項第一号及び第三号に掲げる建築物（法第六条の三第一項に定めるものを除く。以下この条において同じ。）の工事監理者は、当該建築物が次の各号に掲げる施工の状況に達したときは、その工事の監理の結果を施工状況報告書により所轄事務所の建築主事に報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 基礎の鉄筋の配置の終了 二 建築主事があらかじめ指定した施工の状況 三 建築物の工事の完了 <p>2 前項第三号に係る報告をするときは、あわせて建築材料の強度試験の結果を建築材料強度試験結果報告書により報告しなければならない。</p>
<p>履歴：(ケ)一部改正 昭和 59 年 11 月 1 日～平成 11 年 4 月 30 日</p> <p>(施工状況報告)</p> <p>第十八条 法第六条第一項第一号及び第三号に掲げる建築物（法第六条の二第一項に定めるものを除く。以下この条において同じ。）の工事監理者は、当該建築物が次の各号に掲げる施工の状況に達したときは、その工事の監理の結果を施工状況報告書により建築主事に報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 基礎の鉄筋の配置の終了 二 建築主事があらかじめ指定した施工の状況 三 建築物の工事の完了 <p>2 前項第三号に係る報告をするときは、あわせて建築材料の強度試験の結果を建築材料強度試験結果報告書により報告しなければならない。</p>
<p>履歴：(ウ)全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～昭和 59 年 10 月 31 日</p> <p>(施工状況報告)</p> <p>第十八条 法第六条第一項第一号及び第三号に掲げる建築物の工事監理者は、当該建築物が次の各号に掲げる施工の状況に達したときは、その工事の監理の結果を施工状況報告書により建築主事に報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 基礎の鉄筋の配置の終了 二 建築主事があらかじめ指定した施工の状況 三 建築物の工事の完了 <p>2 前項第三号に係る報告をするときは、あわせて建築材料の強度試験の結果を建築材料強度試験結果報告書により報告しなければならない。</p>
<p>履歴：(ハ)一部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日</p> <p>(工程検査等)</p> <p>第十八条 工事施工者は、次の各号に掲げる建築工事又は工事現場の仮設工事を終えたときは、その旨をすみやかに建築主事に報告し、建築主事又はその委任を受けた吏員の検査を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の鉄筋の配置 二 鉄骨造の建築物又は工作物の鉄骨の建方 三 木造以外の建築物で階数三以上又は延べ面積千平方メートルをこえるものの工事現場の施設の

仮設工事

2 条例第八条の強度試験等を終えたときは、その結果を建築主事に報告しなければならない。

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(定期報告)

第十八條 建築物の設計者又は建築物に関する工事の施工者、又は建築主は、左の各号に掲げる建築工事又は工事現場の仮設工事を終えたときは、その旨をすみやかに建築主事に報告しなければならない。

- 一 鉄筋コンクリート造の建築物の鉄筋の配置
- 二 鉄骨造の建築物の鉄骨の建方
- 三 条例第十五條の建築物の建方
- 四 木造以外の建築物で階数三以上又は延べ面積千平方メートルをこえるものの工事現場の施設の仮設工事

2 条例第十六条の強度試験を終えたときは、前項に準じ、その結果を建築主事に報告しなければならない。

第十八条の二 (S35.5.1～) (へ)・細則追加 (り)・(ね)・(の)・(や)・(ゆ)・(め)・(も)・(二)・(へ)・
(り)・一部改正

現行：(り)一部改正 令和2年3月6日～

(特定建築物の定期報告)

第十八条の二 法第十二条第一項の知事が指定する特定建築物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する建築物（令第十六条第一項第一号及び第二号に掲げる建築物（同項の規定により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）を除く。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
 - 二 ホテル又は旅館の用途に供する建築物（令第十六条第一項第三号に掲げる建築物（同項の規定により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）を除く。）で、地階又は三階以上の階にその用途に供する部分を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
 - 三 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）の用途に供する建築物（令第十六条第一項第三号に掲げる建築物（同項の規定により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）を除く。）で、地階若しくは三階以上の階にその用途に供する部分を有するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え階数が三以上であるもの
 - 四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物（令第十六条第一項第三号に掲げる建築物（同項の規定により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）を除く。）、地階又は三階以上の階にその用途に供する部分を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの
 - 五 共同住宅の用途に供する建築物（令第十六条第一項第三号に掲げる建築物（同項の規定により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）を除く。）、五階以上に住戸を有するもの
- 2 施行規則第五条第一項の規定による報告の時期は、三年ごとの九月三十日までとする。
 - 3 施行規則第五条第四項の規則で定める書類は、施行規則第一条の三第一項の表一（い）項に掲げる図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平面図とする。

履歴：(へ)一部改正 平成28年6月10日～令和2年3月5日

(経過措置あり：附則参照)

(特定建築物の定期報告)

第十八条の二 法第十二条第一項の知事が指定する特定建築物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する建築物（令第十六条第一項第一号及び第二号に掲げる建築物（同項の規定により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）を除く。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
- 二 ホテル又は旅館の用途に供する建築物（令第十六条第一項第三号に掲げる建築物（同項の規定により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）を除く。）で、地階又は三階以上の階にその用途に供する部分を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
- 三 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）の用途に供する建築物（令第十六条第一項第三号に掲げる建築物（同項の規定により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）を除く。）で、地階若しくは三階以上の階にその用途に供する部分を有するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メー

トルを超え階数が三以上であるもの

- 四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物（令第十六条第一項第五号に掲げる建築物（同項の規定により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）を除く。）、地階又は三階以上の階にその用途に供する部分を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの
 - 五 共同住宅の用途に供する建築物（令第十六条第一項第三号に掲げる建築物（同項の規定により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）を除く。）、五階以上に住戸を有するもの
- 2 施行規則第五条第一項の規定による報告の時期は、三年ごとの九月三十日までとする。
 - 3 施行規則第五条第四項の規則で定める書類は、施行規則第一条の三第一項の表一（い）項に掲げる図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平面図とする。

履歴：(二)一部改正 平成26年4月1日～平成28年6月9日

（特殊建築物の定期報告）

第十八条の二 法第十二条第一項の知事が指定する建築物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
 - 二 ホテル又は旅館の用途に供するもので、地階又は三階以上の階にその用途に供する部分を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
 - 三 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）の用途に供するもので、地階若しくは三階以上の階にその用途に供する部分を有するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え階数が三以上であるもの
 - 四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗の用途に供するもので、地階又は三階以上の階にその用途に供する部分を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの
 - 五 共同住宅の用途に供するもので、五階以上に住戸を有するもの
 - 六 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店の用途に供するもので、三階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
- 2 施行規則第五条第一項の規定による報告の時期は、三年ごとの九月三十日までとする。
 - 3 施行規則第五条第四項の規則で定める書類は、施行規則第一条の三第一項の表一（い）項に掲げる図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平面図とする。

履歴：(七)一部改正 平成20年4月1日～平成26年3月31日

（特殊建築物の定期報告）

第十八条の二 法第十二条第一項の知事が指定する建築物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
- 二 ホテル又は旅館の用途に供するもので、地階又は三階以上の階にその主たる用途に供する部分を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
- 三 病院の用途に供するもので、地階又は三階以上の階にその主たる用途に供する部分を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
- 四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗の用途に供するもので、地階又は三階以上の階にその主たる用途に供する部分を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの

- 五 共同住宅の用途に供するもので、五階以上に住戸を有するもの
- 六 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店の用途に供するもので、三階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
- 2 施行規則第五条第一項の規定による報告の時期は、三年ごとの九月三十日までとする。
- 3 施行規則第五条第四項の規則で定める書類は、施行規則第一条の三第一項の表一（い）項に掲げる図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平面図とする。

履歴：(め)一部改正 平成 16 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日

(特殊建築物の定期報告)

第十八条の二 法第十二条第一項の知事が指定する建築物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
- 二 ホテル又は旅館の用途に供するもので、地階又は三階以上の階にその主たる用途に供する部分を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
- 三 病院の用途に供するもので、地階又は三階以上の階にその主たる用途に供する部分を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
- 四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗の用途に供するもので、地階又は三階以上の階にその主たる用途に供する部分を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの
- 五 共同住宅の用途に供するもので、五階以上に住戸を有するもの
- 六 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店の用途に供するもので、三階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
- 2 施行規則第五条第一項の規定による報告の時期は、三年ごとの九月三十日までとする。
- 3 施行規則第五条第三項の規則で定める書類は、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者（以下次条において「一級建築士等」という。）が行った調査に係る定期調査票とする。

履歴：(ゆ)一部改正 平成 15 年 4 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日

(改正後の報告始期 六号建築物：平成 15 年)

(特殊建築物の定期報告)

第十八条の二 法第十二条第一項の知事が指定する建築物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
- 二 ホテル又は旅館の用途に供するもので、地階又は三階以上の階にその主たる用途に供する部分を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
- 三 病院の用途に供するもので、地階又は三階以上の階にその主たる用途に供する部分を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
- 四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗の用途に供するもので、地階又は三階以上の階にその主たる用途に供する部分を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの
- 五 共同住宅の用途に供するもので、五階以上に住戸を有するもの
- 六 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店の用途に供するもので、三階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が

百平方メートルを超えるもの

- 2 施行規則第五条第一項の規定による報告の時期は、三年ごとの九月三十日までとする。
- 3 第一項の建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、当該特殊建築物の検査結果について、特殊建築物定期報告書により知事に報告しなければならない。

履歴：(ヤ)一部改正 平成6年3月16日～平成15年3月31日

(特殊建築物の定期報告)

第十八条の二 法第十二条第一項の知事が指定する建築物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
 - 二 ホテル又は旅館の用途に供するもので、地階又は三階以上の階にその主たる用途に供する部分を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
 - 三 病院の用途に供するもので、地階又は三階以上の階にその主たる用途に供する部分を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
 - 四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗の用途に供するもので、地階又は三階以上の階にその主たる用途に供する部分を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの
 - 五 共同住宅の用途に供するもので、五階以上に住戸を有するもの
- 2 施行規則第五条第一項の規定による報告の時期は、三年ごとの九月三十日までとする。
 - 3 第一項の建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、当該特殊建築物の検査結果について、特殊建築物定期報告書により知事に報告しなければならない。

履歴：(の)一部改正 平成4年4月1日～平成6年3月15日

(特殊建築物の定期報告)

第十八条の二 法第十二条第一項の知事が指定する建築物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
 - 二 ホテル又は旅館の用途に供するもので、階数が三以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
 - 三 病院の用途に供するもので、階数が三以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
 - 四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗の用途に供するもので、階数が三以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの
 - 五 共同住宅の用途に供するもので、五階以上に住戸を有するもの
- 2 施行規則第五条第一項の規定による報告の時期は、三年ごとの九月三十日までとする。
 - 3 第一項の建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、当該特殊建築物の検査結果について、特殊建築物定期報告書により知事に報告しなければならない。

履歴：(ね)一部改正 昭和59年11月1日～平成4年3月31日

(特殊建築物の定期報告)

第十八条の二 法第十二条第一項の知事が指定する建築物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
- 二 ホテル又は旅館の用途に供するもので、階数が三以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
- 三 病院の用途に供するもので、階数が三以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計

が三百平方メートルを超えるもの

- 四 百貨店又はマーケットの用途に供するもので、階数が三以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの
- 2 施行規則第五条第一項の規定による報告の時期は、三年ごとの十月三十一日までとする。
- 3 第一項の建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、定期報告書二通に、それぞれ一級建築士、二級建築士又は建設大臣が定める資格を有する者の調査書及び施行規則第一条第一項の表（い）項に掲げる図書を添えて、知事に報告しなければならない。

履歴：(り)一部改正 昭和46年11月1日～昭和59年10月31日

（特殊建築物の定期報告）

第十八条の二 法第十二条第一項の知事が指定する建築物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルをこえるもの
- 二 ホテル又は旅館の用途に供するもので、階数が三以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルをこえるもの
- 三 病院の用途に供するもので、階数が三以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルをこえるもの
- 四 百貨店又はマーケットの用途に供するもので、階数が三以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルをこえるもの
- 2 施行規則第五条第一項の規定による報告の時期は、三年ごとの十月三十一日までとする。
- 3 第一項の建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、定期報告書二通に、それぞれ建築士又は建設大臣が定める資格を有する者の調査書及び施行規則第一条第一項の表（い）項に掲げる図書を添えて、知事に報告しなければならない。

履歴：(へ)細則追加 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

（報告始期 一号建築物：昭和35年 二号建築物：昭和36年 三・四号建築物：昭和37年）

（定期報告等）

第十八条の二 法第十二条第一項の規定により、所有者が知事に、定期に報告しなければならない建築物及び規則第五条第一項の規定により、建築士に調査させてその結果を知事に報告しなければならない建築物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルをこえるもの
- 二 学校（各種学校を除く。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルをこえるもの
- 三 病院の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルをこえるもの
- 四 百貨店又はマーケットの用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルをこえるもの
- 2 規則第五条第二項の規定による報告の時期は、三年ごとの十月三十一日までとする。
- 3 規則第五条第一項の規定による建築士の調査の始期は、前項に規定する報告の時期の三月前からとする。
- 4 法第十二条第一項の規定による所有者は、定期報告書二通に、それぞれ建築士の調査書及び規則第一条第一項の表（い）項に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。

第十八条の三 (S46.11.1～) (り)・全部改正 (た)・(ぬ)・(や)・(え)・(ゆ)・(め)・(し)・
(も)・(せ)・(へ)・(り)・一部改正

旧第十八条の三 (S35.5.1～S46.10.31) (へ)・細則追加

現行：(り)一部改正 令和元年6月25日～

(特殊建築設備等の定期報告)

第十八条の三 法第十二条第三項の知事が指定する特定建築設備等は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 令第十六条第一項各号に掲げる建築物(同項の規定により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。次号において同じ。)又は前条第一項第一号から第四号までに掲げる特定建築物の居室に設けた機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備
 - 二 令第二百二十六条の二第一項又は令第二百二十六条の四の規定により令第十六条第一項各号に掲げる建築物又は前条第一項第一号から第四号までに掲げる特定建築物に設けた排煙設備(令第二百二十六条の三第一項第八号の規定により排煙機を設けたものに限る。)及び非常用の照明装置
 - 三 前条第一項第一号から第四号までに掲げる特定建築物に設けた防火設備
- 2 施行規則第六条第一項の規定により定める報告の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。
- 一 令第十六条第三項第一号に掲げる特定建築設備等及び令第三百三十八条の三に規定する昇降機等次に掲げる時期
 - イ 初回の報告 当該特定建築設備等及び昇降機等に係る法第七条第五項又は法第七条の二第五項(いずれも法第八十七条の四において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日の翌日から起算して一年(施行規則第六条第一項の規定に基づき国土交通大臣が定める検査の項目(以下この号及び第三号において「大臣指定検査項目」という。)については、三年)を経過する日まで
 - ロ 二回目以降の報告 毎年(大臣指定検査項目については三年ごとに)、初回の報告を行った日に相当する日の属する月の末日まで
 - 二 令第十六条第三項第二号及び前項第三号に掲げる特定建築設備等 毎年、九月三十日まで
 - 三 前項第一号及び第二号に掲げる特定建築設備等 毎年(大臣指定検査項目については三年ごとに)、九月三十日まで

履歴：(へ)一部改正 平成28年6月10日～令和元年6月24日

(経過措置あり：附則参照)

(特殊建築設備等の定期報告)

第十八条の三 法第十二条第三項の知事が指定する特定建築設備等は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 令第十六条第一項各号に掲げる建築物(同項の規定により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。次号において同じ。)又は前条第一項第一号から第四号までに掲げる特定建築物の居室に設けた機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備
 - 二 令第二百二十六条の二第一項又は令第二百二十六条の四の規定により令第十六条第一項各号に掲げる建築物又は前条第一項第一号から第四号までに掲げる特定建築物に設けた排煙設備(令第二百二十六条の三第一項第八号の規定により排煙機を設けたものに限る。)及び非常用の照明装置
 - 三 前条第一項第一号から第四号までに掲げる特定建築物に設けた防火設備
- 2 施行規則第六条第一項の規定により定める報告の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。
- 一 令第十六条第三項第一号に掲げる特定建築設備等及び令第三百三十八条の三に規定する昇降機等次に掲げる時期

イ 初回の報告 当該特定建築設備等及び昇降機等に係る法第七条第五項又は法第七条の二第五項（いずれも法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の翌日から起算して一年（施行規則第六条第一項の規定に基づき国土交通大臣が定める検査の項目（以下この号及び第三号において「大臣指定検査項目」という。）については、三年）を経過する日まで

ロ 二回目以降の報告 毎年（大臣指定検査項目については三年ごとに）、初回の報告を行った日に相当する日の属する月の末日まで

二 令第十六条第三項第二号及び前項第三号に掲げる特定建築設備等 毎年、九月三十日まで

三 前項第一号及び第二号に掲げる特定建築設備等 毎年（大臣指定検査項目については三年ごとに）、九月三十日まで

履歴：(せ)一部改正 平成20年10月1日～平成28年6月9日

（建築設備等の定期報告）

第十八条の三 法第十二条第三項の知事が指定する昇降機その他の建築設備は、次の各号に掲げるものとする。

一 エレベーター（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十一条第二項に規定する性能検査を受けなければならないものを除く。）及びエスカレーター（いずれも住宅の専用部分に設置されたものを除く。）

二 前条第一号から第四号まで又は第六号に掲げる建築物の居室に設けた機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備

三 令第二百二十六条の二第一項又は令第二百二十六条の四の規定により前条第一号から第四号まで又は第六号に掲げる建築物に設けた排煙設備（令第二百二十六条の三第一項第八号の規定により排煙機を設けた場合に限る。）及び非常用の照明装置

2 法第八十八条において準用する法第十二条第三項の知事が指定する昇降機等は、次の各号に掲げるものとする。

一 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）

二 ウォーターシユート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

三 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

3 施行規則第六条第一項の規定により定める報告の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

一 第一項第一号に掲げる昇降機及び前項各号に掲げる昇降機等 次に掲げる時期

イ 初回の報告 当該昇降機及び昇降機等を設置した日の翌日から起算して一年（施行規則第六条第一項の規定に基づき国土交通大臣が定める検査の項目（以下この号及び次号において「大臣指定検査項目」という。）については、三年）を経過する日まで

ロ 二回目以降の報告 毎年（大臣指定検査項目については三年ごとに）、初回の報告を行った日に相当する日の属する月の末日まで

二 第一項第二号及び第三号に掲げる建築設備 毎年（大臣指定検査項目については三年ごとに）、九月三十日まで

履歴：(も)一部改正 平成20年4月1日～平成20年9月30日

（建築設備等の定期報告）

第十八条の三 法第十二条第三項の知事が指定する昇降機その他の建築設備は、次の各号に掲げるものとする。

一 エレベーター（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十一条第二項に規定する性

能検査を受けなければならないものを除く。)及びエスカレーター(いずれも住宅の専用部分に設置されたものを除く。)

二 前条第一号から第四号まで又は第六号に掲げる建築物の居室に設けた機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備

三 令第二百二十六条の二第一項又は令第二百二十六条の四の規定により前条第一号から第四号まで又は第六号に掲げる建築物に設けた排煙設備(令第二百二十六条の三第一項第八号の規定により排煙機を設けた場合に限る。)及び非常用の照明装置

2 法第八十八条において準用する法第十二条第三項の知事が指定する昇降機等は、次の各号に掲げるものとする。

一 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)

二 ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

三 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

3 施行規則第六条第一項の規定による報告の時期は、毎年九月三十日までとする。

履歴：(シ)一部改正 平成 17 年 12 月 28 日～平成 20 年 3 月 31 日

(建築設備等の定期報告)

第十八条の三 法第十二条第三項の知事が指定する昇降機その他の建築設備は、次の各号に掲げるものとする。

一 エレベーター(労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第四十一条第二項に規定する性能検査を受けなければならないものを除く。)及びエスカレーター(いずれも住宅の専用部分に設置されたものを除く。)

二 前条第一号から第四号まで又は第六号に掲げる建築物の居室に設けた機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備

三 令第二百二十六条の二第一項又は令第二百二十六条の四の規定により前条第一号から第四号まで又は第六号に掲げる建築物に設けた排煙設備(令第二百二十六条の三第一項第八号の規定により排煙機を設けた場合に限る。)及び非常用の照明装置

2 法第八十八条において準用する法第十二条第三項の知事が指定する昇降機等は、次の各号に掲げるものとする。

一 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)

二 ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

三 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

3 施行規則第六条第三項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、一級建築士等が行った検査に係る当該各号に定める書類とする。

一 第一項第一号に掲げる昇降機及び第二項各号に掲げる昇降機等 定期検査成績表及び検査表

二 第一項第二号及び第三号に掲げる建築設備 定期検査項目表

4 施行規則第六条第一項の規定による報告の時期は、毎年九月三十日までとする。

履歴：(め)一部改正 平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 12 月 27 日

(建築設備等の定期報告)

第十八条の三 法第十二条第二項の知事が指定する昇降機その他の建築設備は、次の各号に掲げるものとする。

一 エレベーター(労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第四十一条第二項に規定する性能検査を受けなければならないものを除く。)及びエスカレーター(いずれも住宅の専用部分に設置

されたものを除く。)

- 二 前条第一号から第四号まで又は第六号に掲げる建築物の居室に設けた機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備
 - 三 令第二百二十六条の二第一項又は令第二百二十六条の四の規定により前条第一号から第四号まで又は第六号に掲げる建築物に設けた排煙設備（令第二百二十六条の三第八号の規定により排煙機を設けた場合に限る。）及び非常用の照明装置
- 2 法第八十八条において準用する法第十二条第二項の知事が指定する昇降機等は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）
 - 二 ウォーターシユート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
 - 三 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- 3 施行規則第六条第三項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、一級建築士等が行った検査に係る当該各号に定める書類とする。
- 一 第一項第一号に掲げる昇降機及び第二項各号に掲げる昇降機等 定期検査成績表及び検査表
 - 二 第一項第二号及び第三号に掲げる建築設備 定期検査項目表
- 4 施行規則第六条第一項の規定による報告の時期は、毎年九月三十日までとする。

履歴：(ゆ)一部改正 平成 15 年 4 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日

(建築設備等の定期報告)

- 第十八条の三** 法第十二条第二項の知事が指定する昇降機その他の建築設備は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 エレベーター（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十一条第二項に規定する性能検査を受けなければならないものを除く。）及びエスカレーター（いずれも住宅の専用部分に設置されたものを除く。）
 - 二 前条第一号から第四号まで又は第六号に掲げる建築物の居室に設けた機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備
 - 三 令第二百二十六条の二第一項又は令第二百二十六条の四の規定により前条第一号から第四号まで又は第六号に掲げる建築物に設けた排煙設備（令第二百二十六条の三第八号の規定により排煙機を設けた場合に限る。）及び非常用の照明装置
- 2 法第八十八条において準用する法第十二条第二項の知事が指定する昇降機等は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）
 - 二 ウォーターシユート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
 - 三 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- 3 前二項の建築設備又は工作物の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、当該建築設備又は工作物の検査結果について、建築設備等定期報告書により知事に報告しなければならない。
- 4 施行規則第六条第一項の規定による報告の時期は、毎年九月三十日までとする。

履歴：(え)一部改正 平成 11 年 5 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日

(建築設備等の定期報告)

- 第十八条の三** 法第十二条第二項の知事が指定する昇降機その他の建築設備は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 エレベーター（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十一条第二項に規定する性能検査を受けなければならないものを除く。）及びエスカレーター（いずれも住宅の専用部分に設置されたものを除く。）
 - 二 前条第一号から第四号までに掲げる建築物の居室に設けた機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備
 - 三 令第二百二十六条の二第一項又は令第二百二十六条の四の規定により前条第一号から第四号までに掲げる建築物に設けた排煙設備（令第二百二十六条の三第八号の規定により排煙機を設けた場合に限る。）及び非常用の照明装置
- 2 法第八十八条において準用する法第十二条第二項の知事が指定する昇降機等は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）
 - 二 ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
 - 三 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- 3 前二項の建築設備又は工作物の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、当該建築設備又は工作物の検査結果について、建築設備等定期報告書により知事に報告しなければならない。
- 4 施行規則第六条第一項の規定による報告の時期は、毎年九月三十日までとする。

履歴：(ヤ)一部改正 平成6年3月16日～平成11年4月30日

（建築設備等の定期報告）

- 第十八条の三** 法第十二条第二項の知事が指定する昇降機その他の建築設備は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 エレベーター（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十一条第二項に規定する性能検査を受けなければならないものを除く。）及びエスカレーター
 - 二 前条第一号から第四号までに掲げる建築物の居室に設けた機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備
 - 三 令第二百二十六条の二第一項又は令第二百二十六条の四の規定により前条第一号から第四号までに掲げる建築物に設けた排煙設備（令第二百二十六条の三第八号の規定により排煙機を設けた場合に限る。）及び非常用の照明装置
- 2 法第八十八条において準用する法第十二条第二項の知事が指定する昇降機等は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）
 - 二 ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
 - 三 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- 3 前二項の建築設備又は工作物の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、当該建築設備又は工作物の検査結果について、建築設備等定期報告書により知事に報告しなければならない。
- 4 施行規則第六条第一項の規定による報告の時期は、毎年九月三十日までとする。

履歴：(ネ)一部改正 昭和59年11月1日～平成6年3月15日

（建築設備等の定期報告）

- 第十八条の三** 法第十二条第二項の知事が指定する昇降機その他の建築設備は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 エレベーター（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十一条第二項に規定する性能検査を受けなければならないものを除く。）及びエスカレーター
 - 二 前条第一項各号に掲げる建築物の居室に設けた機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備
 - 三 令第二百二十六条の二第一項又は令第二百二十六条の四の規定により前条第一項各号に掲げる建築物に設けた排煙設備（令第二百二十六条の三第八号の規定により排煙機を設けた場合に限る。）及び非常用の照明装置
- 2 法第八十八条において準用する法第十二条第二項の知事が指定する昇降機等は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）
 - 二 ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
 - 三 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- 3 前二項の建築設備又は工作物の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、当該建築設備又は工作物の検査結果について、建築設備等定期報告書により知事に報告しなければならない。
- 4 施行規則第六条第一項の規定による報告の時期は、毎年四月一日から十二月二十五日までとする。

履歴：(た)一部改正 昭和56年4月1日～昭和59年10月31日

（建築設備等の定期報告）

第十八条の三 法第十二条第二項の知事が指定する昇降機及び法第六条第一項一号に掲げる建築物のその他の建築設備は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 エレベーター（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十一条第二項に規定する性能検査を受けなければならないものを除く。）及びエスカレーター
 - 二 前条第一項各号に掲げる建築物の居室に設けた機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備
 - 三 令第二百二十六条の二第一項又は令第二百二十六条の四の規定により前条第一項各号に掲げる建築物に設けた排煙設備（令第二百二十六条の三第八号の規定により排煙機を設けた場合に限る。）及び非常用の照明装置
- 2 法第八十八条において準用する法第十二条第二項の知事が指定する昇降機等は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）
 - 二 ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
 - 三 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- 3 前二項の建築設備又は工作物の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、当該建築設備又は工作物の検査結果について、建築設備等定期報告書により知事に報告しなければならない。
- 4 施行規則第六条第一項の規定による報告の時期は、毎年四月一日から十二月二十五日までとする。

履歴：(り)全部改正 昭和46年11月1日～昭和56年3月31日

（建築設備等の定期報告）

第十八条の三 法第十二条第二項の知事が指定する昇降機及び法第六条第一項一号に掲げる建築物のその他の建築設備は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 エレベーター及びエスカレーター
- 二 前条第一項各号に掲げる建築物の居室に設けた機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備
- 三 令第二百二十六条の二第一項又は令第二百二十六条の四の規定により前条第一項各号に掲げる建築

物に設けた排煙設備（令第二百二十六条の三第八号の規定により排煙機を設けた場合に限る。）及び非常用の照明装置

- 2 法第八十八条第一項において準用する法第十二条第二項の知事が指定する昇降機等は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）
 - 二 ウォーターシユート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
 - 三 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- 3 前二項の建築設備又は工作物の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、当該建築設備又は工作物の検査結果について、建築設備等定期報告書により知事に報告しなければならない。

履歴：（ハ）細則追加 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

（建築設備等の定期検査）

第十八条の三 法第十二条第二項の規定により定期検査を受けなければならない建築設備は、エレベーター、エスカレーター及び電動ダムウエーターとする。

- 2 法第八十八条において準用する法第十二条第二項の規定により定期検査を受けなければならない昇降機等の工作物は、令百三十八条第二項各号に掲げるものとする。
- 3 法第十二条第二項の規定により定期検査を受けようとする者は、検査申請書正副二通を知事に提出しなければならない。
- 4 法第十二条第二項（法第八十八条において準用する場合を含む。）の規定により定期検査を受けた者は、当該建築設備又は工作物の見易い場所に検査済である旨の表示をしなければならない。

第十九条 (H16.4.1～) (め)・全部改正 (ひ)・(ホ)・(ト)・(リ)・一部改正

旧第十九条 (S46.11.1～H16.3.31) (り)・全部改正 (を)・(や)・(え)・一部改正

旧第十九条 (S26.1.10～S46.10.31) (制定) (へ)・一部改正

現行：(リ)一部改正 令和元年6月25日～

(不適格建築物の報告)

第十九条 次の各号に掲げる理由により、法第四十八条第一項から第十四項まで、法第五十二条第一項から第八項まで、法第五十九条第一項（建蔽率に係る部分を除く。）又は法第六十一条に規定する建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に関する制限に変更があつた場合における当該変更後の制限に適合しない建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、当該各号に定める日から起算して六月以内に、不適格建築物報告書に施行規則第一条の三第一項の表一（イ）項に掲げる図書を添えて、知事に報告しなければならない。

- 一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域又は防火地域若しくは準防火地域に関する都市計画の決定又は変更 当該決定又は変更の日
- 二 法第五十二条第一項第七号に規定する数値の決定又は変更 当該決定した数値又は変更後の数値の適用の日
- 三 法第六十八条の二第一項の規定による地区計画等の区域内における制限を定める市町村の条例の制定又は改正 当該制定された条例又は改正による改正後の条例の規定の適用の日
- 四 法又は令の改正 当該改正による改正後の法又は令の規定の適用の日

履歴：(ト)一部改正 平成30年4月1日～令和元年6月24日

(不適格建築物の報告)

第十九条 次の各号に掲げる理由により、法第四十八条第一項から第十四項まで、法第五十二条第一項から第八項まで、法第五十九条第一項（建蔽率に係る部分を除く。）、法第六十一条又は法第六十二条第一項に規定する建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に関する制限に変更があつた場合における当該変更後の制限に適合しない建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、当該各号に定める日から起算して六月以内に、不適格建築物報告書に施行規則第一条の三第一項の表一（イ）項に掲げる図書を添えて、知事に報告しなければならない。

- 一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域又は防火地域若しくは準防火地域に関する都市計画の決定又は変更 当該決定又は変更の日
- 二 法第五十二条第一項第七号に規定する数値の決定又は変更 当該決定した数値又は変更後の数値の適用の日
- 三 法第六十八条の二第一項の規定による地区計画等の区域内における制限を定める市町村の条例の制定又は改正 当該制定された条例又は改正による改正後の条例の規定の適用の日
- 四 法又は令の改正 当該改正による改正後の法又は令の規定の適用の日

履歴：(ホ)一部改正 平成27年7月21日～平成30年3月31日

(不適格建築物の報告)

第十九条 次の各号に掲げる理由により、法第四十八条第一項から第十三項まで、法第五十二条第一項から第八項まで、法第五十九条第一項（建蔽率に係る部分を除く。）、法第六十一条又は法第六十二条

第一項に規定する建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に関する制限に変更があつた場合における当該変更後の制限に適合しない建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、当該各号に定める日から起算して六月以内に、不適格建築物報告書に施行規則第一条の三第一項の表一（い）項に掲げる図書を添えて、知事に報告しなければならない。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域又は防火地域若しくは準防火地域に関する都市計画の決定又は変更 当該決定又は変更の日

二 法第五十二条第一項第七号に規定する数値の決定又は変更 当該決定した数値又は変更後の数値の適用の日

三 法第六十八条の二第一項の規定による地区計画等の区域内における制限を定める市町村の条例の制定又は改正 当該制定された条例又は改正による改正後の条例の規定の適用の日

四 法又は令の改正 当該改正による改正後の法又は令の規定の適用の日

履歴：(ウ)一部改正 平成 19 年 11 月 30 日～平成 27 年 7 月 20 日

（不適格建築物の報告）

第十九条 次の各号に掲げる理由により、法第四十八条第一項から第十三項まで、法第五十二条第一項から第八項まで、法第五十九条第一項（建ぺい率に係る部分を除く。）、法第六十一条又は法第六十二条第一項に規定する建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に関する制限に変更があつた場合における当該変更後の制限に適合しない建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、当該各号に定める日から起算して六月以内に、不適格建築物報告書に施行規則第一条の三第一項の表一（い）項に掲げる図書を添えて、知事に報告しなければならない。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域又は防火地域若しくは準防火地域に関する都市計画の決定又は変更 当該決定又は変更の日

二 法第五十二条第一項第六号に規定する数値の決定又は変更 当該決定した数値又は変更後の数値の適用の日

三 法第六十八条の二第一項の規定による地区計画等の区域内における制限を定める市町村の条例の制定又は改正 当該制定された条例又は改正による改正後の条例の規定の適用の日

四 法又は令の改正 当該改正による改正後の法又は令の規定の適用の日

履歴：(メ)全部改正 平成 16 年 4 月 1 日～平成 19 年 11 月 29 日

（不適格建築物の報告）

第十九条 次の各号に掲げる理由により、法第四十八条第一項から第十二項まで、法第五十二条第一項から第八項まで、法第五十九条第一項（建ぺい率に係る部分を除く。）、法第六十一条又は法第六十二条第一項に規定する建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に関する制限に変更があつた場合における当該変更後の制限に適合しない建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、当該各号に定める日から起算して六月以内に、不適格建築物報告書に施行規則第一条の三第一項の表一（い）項に掲げる図書を添えて、知事に報告しなければならない。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業

<p>地域、工業地域若しくは工業専用地域又は防火地域若しくは準防火地域に関する都市計画の決定又は変更 当該決定又は変更の日</p> <p>二 法第五十二条第一項第六号に規定する数値の決定又は変更 当該決定した数値又は変更後の数値の適用の日</p> <p>三 法第六十八条の二第一項の規定による地区計画等の区域内における制限を定める市町村の条例の制定又は改正 当該制定された条例又は改正による改正後の条例の規定の適用の日</p> <p>四 法又は令の改正 当該改正による改正後の法又は令の規定の適用の日</p>
<p>履歴：(え)一部改正 平成 11 年 5 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日</p> <p>(不適格建築物の報告)</p> <p>第十九条 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域又は防火地域若しくは準防火地域に関する都市計画の決定若しくは変更又は法若しくは令の改正により、法第四十八条第一項から第十二項まで、法第五十二条第一項から第六項まで、法第五十九条第一項（建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に係る部分を除く。）、法第六十一条若しくは法第六十二条第一項に規定する建築物、建築物の敷地若しくは建築物若しくはその敷地の部分に関する制限に変更があつた場合における当該変更後の制限に適合しない建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、当該決定又は変更の日から起算して六月以内に不適格建築物報告書に施行規則第一条の三第一項の表（い）項に掲げる図書を添えて知事に報告しなければならない。</p>
<p>履歴：(や)一部改正 平成 6 年 3 月 16 日～平成 11 年 4 月 30 日</p> <p>(不適格建築物の報告)</p> <p>第十九条 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域又は防火地域若しくは準防火地域に関する都市計画の決定若しくは変更又は法若しくは令の改正により、法第四十八条第一項から第十二項まで、法第五十二条第一項から第三項まで、法第五十九条第一項（建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に係る部分を除く。）、法第六十一条若しくは法第六十二条第一項に規定する建築物、建築物の敷地若しくは建築物若しくはその敷地の部分に関する制限に変更があつた場合における当該変更後の制限に適合しない建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、当該決定又は変更の日から起算して六月以内に不適格建築物報告書に施行規則第一条第一項の表（い）項に掲げる図書を添えて知事に報告しなければならない。</p>
<p>履歴：(を)一部改正 昭和 52 年 4 月 1 日～平成 6 年 3 月 15 日</p> <p>(不適格建築物の報告)</p> <p>第十九条 第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域又は防火地域若しくは準防火地域に関する都市計画の決定又は変更により、法第四十八条第一項から第八項まで、法第五十二条第一項、法第六十一条若しくは法第六十二条に規定する建築物、建築物の敷地若しくは建築物若しくはその敷地の部分に関する制限に変更があつた場合における当該変更後の制限に適合しない建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、当該決定又は変更の日から起算して六月以内に不適格建築物報告書に施行規則第一条第一項の表（い）項に掲げる図書を添えて知事に報告しなければならない。</p>
<p>履歴：(り)全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～昭和 52 年 3 月 31 日</p> <p>(不適合建築物の報告)</p>

第十九条 第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域又は防火地域若しくは準防火地域に関する都市計画の決定又は変更により、法第四十八条第一項から第八項まで、法第五十二条第一項、法第六十一条若しくは法第六十二条に規定する建築物、建築物の敷地若しくは建築物若しくはその敷地の部分に関する制限に変更があつた場合における当該変更後の制限に適合しない建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、当該決定又は変更の日から起算して六月以内に不適合建築物報告書に施行規則第一条第一項の表（い）項に掲げる図書を添えて知事に報告しなければならない。

履歴：（へ）一部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

（不適合建築物の報告）

第十九条 既存建築物が、法第四十八条第一項、第五十条第一項若しくは第三項又は第六十条第一項の規定に基く地域又は地区の指定若しくは変更により、法第四十九条、第五十条第二項若しくは第四項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しなくなつた場合においては、当該建築物の所有者、管理者又は占有者は、その指定又は変更の告示の日から起算して三十日以内に知事に報告しなければならない。

2 知事は必要と認めるときは、前項の期間を延長することがある。

履歴：（制定） 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

（不適合建築物の報告）

第十九条 既存建築物が、法第四十八条第一項、第五十条第一項又は同条第三項の規定に基く地域又は地区の指定若しくは変更により、法第四十九条、第五十条第二項又は同条第四項の規定に適合しなくなつた場合においては、当該建築物の所有者、管理者又は占有者は、その指定又は変更の告示の日から起算して三十日以内に知事に報告しなければならない。

2 知事は必要と認めるときは、前項の期間を延長することがある。

第二十条 (H22.4.1～) (□)・全部改正 (ト)・一部改正

旧第二十条 (S26.4.1～H22.3.31) (い)・全部改正 (き)・(め)・一部改正

旧第二十条 (S26.1.10～S26.3.31) (制定)

現行：(ト)一部改正 平成30年9月25日～

(道路とみなす道の指定)

第二十条 法第四十二条第二項の規定による知事の指定は、都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は法第六十八条の九第一項の規定に基づく条例の制定若しくは改正により法第三章の規定が適用されるに至った際現に在する幅員一・八メートル以上の道で一般交通の用に供されているものについて行うものとする。

履歴：(□)全部改正 平成22年4月1日～平成30年9月24日

(道路とみなす道の指定)

第二十条 法第四十二条第二項の規定による知事の指定は、法第三章の規定が適用されるに至った際現に在する幅員一・八メートル以上の道で一般交通の用に供されているものについて行うものとする。

履歴：(め)一部改正 平成16年4月1日～平成22年3月31日

(幅員四メートル未満一・八メートル以上の道の指定)

第二十条 法第三章の規定が適用されるに至った際に、現に存在する幅員四メートル未満一・八メートル以上の道で、一般の交通の用に供されているものは、法第四十二条第二項の規定により同条第一項の道路とみなす。

履歴：(き)一部改正 平成13年4月1日～平成16年3月31日

(幅員四メートル未満一・八メートル以上の道の指定)

第二十条 法第三章の規定が適用されるに至った際に、現に存在する幅員四メートル未満一・八メートル以上の道で、一般の交通の用に供されているものは、法第四十二条第二項の規定により同条第一項の道路とみなす。

履歴：(い)全部改正 昭和26年4月1日～平成13年3月31日

(幅員四メートル未満一・八メートル以上の道の指定)

第二十条 法施行の際に、又は法施行後都市計画区域として指定された際に、現に存在する幅員四メートル未満一・八メートル以上の道で、一般の交通の用に供されているものは、法第四十二条第二項の規定により同条第一項の道路とみなす。

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和26年3月31日

(道路の位置の指定申請)

第二十条 法第四十二条第二項の規定により道の位置の指定を受けようとする者は、規則第七條の規定に準じて申請書正副二通を知事に提出しなければならない。

第二十条の二 (S35.5.1～) (ハ)・細則追加 (ワ)・(ケ)・(メ)・(ミ)・一部改正

現行：(ミ)一部改正 平成17年3月7日～

(道路指定、特例認定申請書添付書類)

第二十条の二 法第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定又は令第四百四十四条の四第一項若しくは条例第二十五条の三第一号ただし書若しくは第二号ただし書の規定による知事の認定(以下「特例認定」という。)の指定を受けようとする者は、施行規則第九条に規定する書類のほか、市町村長の発行する承諾者の印鑑証明書(特例認定を除く。)、不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)による最近の土地の登記事項証明書その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

履歴：(メ)一部改正 平成16年4月1日～平成17年3月6日

(道路指定、特例認定申請書添付書類)

第二十条の二 法第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定又は令第四百四十四条の四第一項若しくは条例第二十五条の三第一号ただし書若しくは第二号ただし書の規定による知事の認定(以下「特例認定」という。)の指定を受けようとする者は、施行規則第九条に規定する書類のほか、市町村長の発行する承諾者の印鑑証明書(特例認定を除く。)、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)による最近の土地の登記簿謄本その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

履歴：(ケ)一部改正 平成7年5月1日～平成16年3月31日

(道路指定、特例認定申請書添付書類)

第二十条の二 法第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定又は令第四百四十四条の四第一項の規定による知事の認定(以下「特例認定」という。)の指定を受けようとする者は、施行規則第九条に規定する書類のほか、市町村長の発行する承諾者の印鑑証明書(特例認定を除く。)、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)による最近の土地の登記簿謄本その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

履歴：(ワ)一部改正 昭和46年11月1日～平成7年4月30日

(道路指定申請書添付図書)

第二十条の二 法第四十二条第一項第五号の規定により道路の位置の指定を受けようとする者は、施行規則第九条に規定する書類のほか、市町村長の発行する承諾者の印鑑証明書、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)による最近の土地の登記簿謄本その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

履歴：(ハ)細則追加 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(道路指定申請書添付図書)

第二十条の二 法第四十二条第一項第五号の規定により道路の位置の指定を受けようとする者は、規則第九条に規定する書類のほか、市町村長の発行する承諾者の印鑑証明書及び不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)による最近の土地の登記簿謄本を添付しなければならない。

第二十一条 (S26.1.10～) (制定) (い)・(へ)・(り)・(め)・一部改正

現行：(め)一部改正 平成16年4月1日～

(道路の位置の標示)

第二十一条 法第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路指定申請書を提出すると同時に、当該道路の位置を標示しなければならない。

- 2 前項の標示は、標示杭を道路の曲角又は終端に設置し、建築主事又は知事の命令若しくは建築主事の委任を受けた県の吏員の立会の上でなければこれを移動させてはならない。
- 3 コンクリート造その他耐久性のある側溝を設けた場合は、これを前項の標示杭に代えることができる。
- 4 次条第二項の規定による私道廃止・変更通知書の交付を受けた申請者は、当該私道を廃止又は変更したときは、速やかにその標示杭を除去しなければならない。

履歴：(り)一部改正 昭和46年11月1日～平成16年3月31日

(道路の位置の標示)

第二十一条 施行規則第九条の申請書は、道路指定申請書を提出すると同時に、指定を受けようとする道路の位置を標示しなければならない。

- 2 前項の標示は、標示杭を道路の曲角又は終端に設置し、建築主事又は知事の命令若しくは建築主事の委任を受けた県の吏員の立会の上でなければこれを移動させてはならない。
- 3 コンクリート造その他耐久性のある側溝を設けた場合は、これを前項の標示杭に代えることができる。
- 4 指定を受けた道路を廃止したときは、指定を受けた者において、すみやかにその標示杭を除去しなければならない。

履歴：(へ)一部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(道路の位置の標示)

第二十一条 規則第九条の申請書は、道路指定申請書を提出すると同時に、指定を受けようとする道路の位置を標示しなければならない。

- 2 前項の標示は、標示杭を道路の曲角又は終端に設置し、建築主事又は知事の命令若しくは建築主事の委任を受けた県の吏員の立会の上でなければこれを移動させてはならない。
- 3 コンクリート造その他耐久性のある側溝を設けた場合は、これを前項の標示杭に代えることができる。
- 4 指定を受けた道路を廃止したときは、指定を受けた者において、すみやかにその標示杭を除去しなければならない。

履歴：(い)一部改正 昭和26年4月1日～昭和35年4月30日

(道路の位置の標示)

第二十一条 規則第七條の申請書は、道路指定申請書を提出すると同時に、指定を受けようとする道路の位置を標示しなければならない。

- 2 前項の標示は、標示杭を道路の曲角又は終端に設置し、建築主事又は知事の命令若しくは建築主事の委任を受けた県の吏員の立会の上でなければこれを移動させてはならない。
- 3 コンクリート造その他耐久性のある側溝を設けた場合は、これを前項の標示杭に代えることができる。
- 4 指定を受けた道路を変更又は廃止したときは、指定を受けた者において、すみやかにその標示杭を除去しなければならない。

履歴：(制定) 昭和26年1月6日～昭和26年3月31日

(道路の位置の標示)

第二十一条 規則第七條又は前條の申請書は、道路指定申請書を提出すると同時に、指定を受けようとする道路の位置を標示しなければならない。

2 前項の標示は、標示杭を道路の曲角又は終端に設置し、建築主事又は知事の命令若しくは建築主事の委任を受けた縣の吏員の立会の上でなければこれを移動させてはならない。

3 コンクリート造その他耐久性のある側溝を設けた場合は、これを前項の標示杭に代えることができる。

4 指定を受けた道路を変更又は廃止したときは、指定を受けた者において、すみやかにその標示杭を除去しなければならない。

旧第二十一条の二 (H7.5.1~H15.3.31) (ケ)・細則追加 (ク)・削除

履歴：(ク)旧第二十一条の二削除 平成 15 年 4 月 1 日～

履歴：(ケ)細則追加 平成 7 年 5 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日

(道に関する基準)

第二十一条の二 令第四百四十四条の四第二項の規定により規則で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、知事が、周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合は、この限りではない。

一 接続先の道路が幅員六・五メートル未満の場合は、接続先の道路の中心線からの水平距離三・二五メートルまでの敷地の部分を指定を受ける道とすること。ただし、接続先の道路ががけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに類するものに沿う場合は、当該がけ地等からの水平距離六・五メートルまでの敷地の部分を指定を受ける道とすること。

二 指定を受ける道の有効幅員（道の自動車の通行可能な部分で、自動車の通行に耐え得る構造の有蓋側溝を含む。）を六メートル以上とすること。

三 令第四百四十四条の四第一項第二号のすみ切りは、斜長を三メートル以上とすること。

四 令第四百四十四条の四第一項第四号の縦断^{こう}勾配は九パーセント以下とすること。

第二十二條 (H16.4.1～) (め)・全部改正

旧第二十二條 (S26.1.10～H16.3.31) (制定) (へ)・(り)・(を)・(え)・一部改正

現行：(め)全部改正 平成16年4月1日～

(私道の廃止又は変更)

第二十二條 法第四十二條第一項第三号若しくは第五号、同條第二項若しくは第三項又は法附則第五項の規定による道路である私道の全部又は一部を廃止し、又は変更しようとする者は、私道廃止・変更申請書の正本及び副本に、施行規則第九條の図面その他必要な書面を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を承認し、私道を廃止又は変更するときは、申請者に私道廃止・変更通知書を交付するとともに、その旨を公告するものとし、当該申請を承認しないときは、申請者にその旨及び理由を記載した通知書を交付するものとする。

履歴：(え)一部改正 平成11年5月1日～平成16年3月31日

(私道の廃止)

第二十二條 法第四十二條第一項第三号若しくは第五号、同條第二項若しくは第三項又は附則第五項の規定による私道を廃止しようとする者は、施行規則第九條の図面その他必要な書面を添えた届書を知事に提出しなければならない。

履歴：(を)一部改正 昭和52年4月1日～平成11年4月30日

(私道の廃止)

第二十二條 法第四十二條第一項第三号若しくは第五号、同條第二項若しくは第三項又は附則第五項の規定による私道を廃止しようとする者は、施行規則第九條の図面を添えた届書を知事に提出しなければならない。

履歴：(り)一部改正 昭和46年11月1日～昭和52年3月31日

(私道の廃止)

第二十二條 法第四十二條第一項第三号若しくは第五号、同條第二項若しくは第三項又は附則第五項の規定による私道を廃止しようとする者は、施行規則第九條の図面を添えた届書を建築主事に提出しなければならない。

履歴：(へ)一部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日

(私道の廃止)

第二十二條 法第四十二條第一項第三号若しくは第五号、同條第二項若しくは第三項又は附則第五項の規定による私道を廃止しようとする者は、規則第九條の図面を添えた届書を建築主事に提出しなければならない。

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(私道の変更又は廃止)

第二十二條 法第四十二條第一項第三号、第五号、同條第二項又は附則第五項の規定による私道の位置を変更又は廃止しようとする者は、規則第七條の図面を添えた届書を建築主事に提出しなければならない。

旧第二十三条 (S26.1.10~H6.3.15) (制定) (ハ)・(ヤ)・削除

履歴：(ヤ)旧第二十三条削除 平成6年3月16日～

履歴：(ハ)削除 昭和35年5月1日～平成6年3月15日

第二十三条 削除

履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日

(敷地の分割、変更)

第二十三条 建築物の敷地を分割又は変更しようとする者は、規則第一条第一項の表(イ)項に掲げる
附近見取図及び配置図を添えた届書を建築主事に提出しなければならない。

第二十三条 (H11.5.1～) (ヤ)・条すれ (ヤ)・(エ)・(メ)・(ミ)・(ホ)・一部改正

旧第二十四条 (S63.8.4~H11.4.30) (ラ)・全部改正

旧第二十四条 (S35.5.1~S63.8.3) (ハ)・全部改正 (リ)・(タ)・一部改正

旧第二十四条 (S26.1.10~S35.4.30) (制定)

現行：(ホ)一部改正 平成27年7月21日～

(指定、認定申請等)

第二十三条 法又は令の規定による認定(第二項又は第三項に規定するものを除く。)を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ施行規則第一条の三第一項の表一(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書その他必要な図書又は書面を添付しなければならない。

2 法第三条第一項第三号の規定による指定又は同条同項第四号の規定による認定を申請しようとする者は、別に定める指定又は認定申請書の正本及び副本に、それぞれ施行規則第一条第一項の表(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書その他必要な図書を添えて、知事に提出しなければならない。

3 法第八十六条第一項又は第二項若しくは法第八十六条の二第一項の規定による認定又は法第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しの申請をしようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ対象区域内又は公告対象区域内若しくは取消対象区域内の土地の不動産登記法による最近の登記事項証明書その他必要な図書又は書面を添付しなければならない。

4 条例第四条ただし書、条例第七条ただし書(条例第十八条の二において準用する場合を含む。)又は条例第二十条第一項ただし書(条例第二十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による認定を受けようとする者は、別に定める認定申請書の正本及び副本に、それぞれ施行規則第一条の三第一項の表一(イ)項に掲げる図書その他必要な図書を添えて、知事に提出しなければならない。

5 知事は、第二項又は前項の規定による申請について指定又は認定したときは、指定又は認定通知書を交付するものとする。

履歴：(ミ)一部改正 平成17年3月7日～平成27年7月20日

(指定、認定申請等)

第二十三条 法又は令の規定による認定(第二項又は第三項に規定するものを除く。)を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ施行規則第一条の三第一項の表一(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書その他必要な図書又は書面を添付しなければならない。

2 法第三条第一項第三号の規定による指定又は同条同項第四号の規定による認定を申請しようとする者は、別に定める指定又は認定申請書の正本及び副本に、それぞれ施行規則第一条第一項の表(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書その他必要な図書を添えて、知事に提出しなければならない。

3 法第八十六条第一項又は第二項若しくは法第八十六条の二第一項の規定による認定又は法第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しの申請をしようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ対象区域内又は公告対象区域内若しくは取消対象区域内の土地の不動産登記法による最

近の登記事項証明書その他必要な図書又は書面を添付しなければならない。

- 4 条例第四条ただし書、条例第七条ただし書（条例第十八条の二において準用する場合を含む。）又は条例第二十条第一項ただし書（条例第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けようとする者は、別に定める認定申請書の正本及び副本に、それぞれ施行規則第一条の三の表一（い）項に掲げる図書その他必要な図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、第二項又は前項の規定による申請について指定又は認定したときは、指定又は認定通知書を交付するものとする。

履歴：(め)一部改正 平成16年4月1日～平成17年3月6日

（指定、認定申請等）

第二十三条 法又は令の規定による認定（第二項又は第三項に規定するものを除く。）を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ施行規則第一条の三第一項の表一（い）項及び（ろ）項に掲げる図書その他必要な図書又は書面を添付しなければならない。

- 2 法第三条第一項第三号の規定による指定又は同条同項第四号の規定による認定を申請しようとする者は、別に定める指定又は認定申請書の正本及び副本に、それぞれ施行規則第一条第一項の表（い）項及び（ろ）項に掲げる図書その他必要な図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 3 法第八十六条第一項又は第二項若しくは法第八十六条の二第一項の規定による認定又は法第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しの申請をしようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ対象区域内又は公告対象区域内若しくは取消対象区域内の土地の不動産登記法による最近の登記簿謄本その他必要な図書又は書面を添付しなければならない。
- 4 条例第四条ただし書、条例第七条ただし書（条例第十八条の二において準用する場合を含む。）又は条例第二十条第一項ただし書（条例第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けようとする者は、別に定める認定申請書の正本及び副本に、それぞれ施行規則第一条の三の表一（い）項に掲げる図書その他必要な図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、第二項又は前項の規定による申請について指定又は認定したときは、指定又は認定通知書を交付するものとする。

履歴：(え)一部改正 平成11年5月1日～平成16年3月31日

（指定、認定申請等）

第二十三条 法及び令の規定による認定（第二項又は第三項に規定するものを除く。）を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ施行規則第一条の三第一項の表（い）及び（ろ）項に掲げる図書その他必要な図書又は書面を添付しなければならない。

- 2 法第三条第一項第三号の規定による指定又は同条同項第四号の規定による認定を申請しようとする者は、別に定める指定又は認定申請書の正本及び副本に、それぞれ施行規則第一条第一項の表（い）項及び（ろ）項に掲げる図書その他必要な図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 3 法第八十六条第一項又は第二項若しくは法第八十六条の二第一項の規定による認定又は法第八十六条の五第二項の規定による認定の取り消しの申請をしようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ対象区域内又は公告対象区域内若しくは取消対象区域内の土地の不動産登記法による最近の登記簿謄本その他必要な図書又は書面を添付しなければならない。
- 4 知事は、第二項の規定による申請について指定又は認定したときは、指定又は認定通知書を交付するものとする。

履歴：(や)一部改正 平成6年3月16日～平成11年4月30日

（指定、認定申請）

第二十三条 建築主が法及び令の規定による指定（法第四十二条第一項第五号の指定を除く。）又は認定を受けようとするときは、指定又は認定申請書の正本及び副本に、それぞれ施行規則第一条第一項

<p>の表 (い) 項及び (ろ) 項に掲げる図書その他必要な図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請について認定したときは、指定又は認定通知書を交付するものとする。</p>
<p>履歴：(ら)全部改正 昭和63年8月4日～平成6年3月15日</p> <p>(認定申請)</p> <p>第二十四条 法第五十五条第二項、法第五十七条第一項又は法第八十六条第一項、第三項、第七項若しくは第九項の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書の正本及び副本に、それぞれ施行規則第一条第一項の表 (い) 項及び (ろ) 項に掲げる図書その他必要な図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請について認定したときは、認定通知書を交付するものとする。</p>
<p>履歴：(た)一部改正 昭和56年4月1日～昭和63年8月3日</p> <p>(承認申請)</p> <p>第二十四条 法第五十五条第二項第三号の規定による第一種住居専用地域内の建築物、法第五十七条第一項の規定による高架の工作物内に設ける建築物又は法第八十六条の規定により総合的設計による一団地の建築物を建築しようとする者は、法第六条第一項の規定による確認の申請をする際に、承認申請書正副二通を知事に提出しなければならない。</p>
<p>履歴：(り)一部改正 昭和46年11月1日～昭和56年3月31日</p> <p>(承認申請)</p> <p>第二十四条 法第五十七条第一項の規定による高架の工作物内に設ける建築物又は法第八十六条の規定により総合的設計による一団地の建築物を建築しようとする者は、法第六条第一項の規定による確認の申請をする際に、承認申請書正副二通を知事に提出しなければならない。</p>
<p>履歴：(へ)全部改正 昭和35年5月1日～昭和46年10月31日</p> <p>(承認申請)</p> <p>第二十四条 法第五十八条の二第一項の規定による高架の工作物内に設ける建築物又は法第八十六条の規定により総合的設計による一団地の建築物を建築しようとする者は、法第六条第一項の規定による確認の申請をする際に、承認申請書正副二通を知事に提出しなければならない。</p>
<p>履歴：(制定) 昭和26年1月10日～昭和35年4月30日</p> <p>(総合的設計の承認)</p> <p>第二十四条 法第八十六条の規定による総合的設計によつて建築物を建築しようとする者は、第六條第一項の規定による確認の申請をする際に、その計画について知事の承認を受けなければならない。</p>

第二十三条の二 (H16.4.1～) (め)・細則追加 (ホ)・一部改正

現行：(ホ)一部改正 平成27年7月21日～

(指定、認定等に係る計画の変更)

第二十三条の二 法又は令の規定による知事の指定又は認定（以下この条において「指定等」という。）を受けた建築物について、当該指定等に係る計画を変更しようとする者は、改めて法又は令の規定による指定等を受けなければならない。ただし、当該変更の内容が、当該指定等を与えた事項の範囲内であると知事が認めるときは、許可等事項変更届に当該変更の内容を示す図書を添えて知事に届け出ることをもって足りる。

履歴：(め)細則追加 平成16年4月1日～平成27年7月20日

(指定、認定等に係る計画の変更)

第二十三条の二 法又は令の規定による指定、認定又は承認（以下この条において「指定等」という。）を受けた建築物について、当該指定等に係る計画を変更しようとする者は、改めて法又は令の規定による指定等を受けなければならない。ただし、当該変更の内容が、当該指定等を与えた事項の範囲内であると知事が認めるときは、許可等事項変更届に当該変更の内容を示す図書を添えて知事に届け出ることをもって足りる。

第二十四条 (H6.3.16～) (ヤ)・細則追加

現行：(ヤ)細則追加 平成6年3月16日～

(前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限に係る建築物の後退距離の算定の特例)

第二十四条 令第三百十条の十二第五号の規定により規則で定める建築物の部分は、道路の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する工作物に接続するもので、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるもので、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必要なもの
- 二 建築物の五階以上の階に設けられるもので、その建築物の避難施設として必要なもの
- 三 多人数の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの

第二十四条の二 (H12.4.1～) (て)・細則追加 (さ)・(め)・一部改正

現行：(め)一部改正 平成16年4月1日～

(敷地面積の規模)

第二十四条の二 令第一百十六条第三項ただし書きの規定により知事が定める敷地面積の規模は、別表第三(い)欄に掲げる区分に応じて同表(ろ)欄に掲げる数値とする。

履歴：(さ)一部改正 平成12年6月14日～平成16年3月31日

(敷地面積の規模)

第二十四条の二 令第一百十六条第三項ただし書きの規定により知事が定める敷地面積の規模は、別表第三(い)欄に掲げる区分に応じて同表ろ欄に掲げる数値とする。

履歴：(て)細則追加 平成12年4月1日～平成12年6月13日

(敷地面積の規模)

第二十四条の二 令第一百十六条第三項ただし書きの規定により知事が定める敷地面積の規模は、別表第二(い)の欄に掲げる区分に応じて同表ろの欄に掲げる数値とする。

第二十五条 (S26.1.10～) (制定) (り)・(た)・(め)・一部改正

現行：(め)一部改正 平成 16 年 4 月 1 日～

(建築協定の認可)

第二十五条 法第七十条第一項又は法第七十六条の三第二項の規定による建築協定の認可を受けようとする者は、建築協定書、施行規則第一条の三第一項の表一(い)項に掲げる附近見取図、配置図及び協定しようとする建築物の基準を示す図面を添えた建築協定認可申請書正副三通を知事に提出しなければならない。

- 2 法第七十条第一項の規定による建築協定認可申請書には、建築協定区域内における法第六十九条の規定による土地の所有者等の住所及び氏名を記載した建築協定同意書を添えなければならない。
- 3 法第七十四条第一項又は法第七十六条第一項の規定(法第七十六条の三第五項において準用する場合を含む。)による建築協定の変更又は廃止をしようとする者は、前二項の規定に準じ変更又は廃止の認可申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、第一項の規定による建築協定の認可申請又は前項の規定による建築協定の変更若しくは廃止の認可申請について認可したときは、申請者に建築協定(変更・廃止)認可通知書を交付するものとする。

履歴：(た)一部改正 昭和 56 年 4 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日

(建築協定の認可申請)

第二十五条 法第七十条第一項又は法第七十六条の三第二項の規定による建築協定の認可を受けようとする者は、建築協定書、施行規則第一条第一項の表(い)項に掲げる附近見取図、配置図及び協定しようとする建築物の基準を示す図面を添えた建築協定認可申請書正副三通を知事に提出しなければならない。

- 2 法第七十条第一項の規定による建築協定認可申請書には、建築協定区域内における法第六十九条の規定による土地の所有者等の住所及び氏名を記載した建築協定同意書を添えなければならない。
- 3 法第七十四条第一項又は法第七十六条第一項の規定(法第七十六条の三第五項において準用する場合を含む。)による建築協定の変更又は廃止をしようとする者は、前二項の規定に準じ変更又は廃止の認可申請書を知事に提出しなければならない。

履歴：(り)一部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～昭和 56 年 3 月 31 日

(建築協定の認可申請)

第二十五条 法第七十条の規定による建築協定の認可を受けようとする者は、建築協定書、施行規則第一条第一項の表(い)項に掲げる附近見取図、配置図及び協定しようとする建築物の基準を示す図面を添えた建築協定認可申請書正副三通を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の建築協定認可申請書には、建築協定区域内における法第六十九条の規定による土地の所有者等の住所及び氏名を記載した建築協定同意書を添えなければならない。
- 3 法第七十四条の規定による建築協定の変更をしようとする者は、前二項の規定に準じ建築協定変更の認可申請書を知事に提出しなければならない。

履歴：(制定) 昭和 26 年 1 月 10 日～昭和 46 年 10 月 31 日

(建築協定の認可申請)

第二十五条 法第七十条の規定による建築協定の認可を受けようとする者は、建築協定書、規則第一条第一項の表(い)項に掲げる附近見取図、配置図及び協定しようとする建築物の基準を示す図面を添えた建築協定認可申請書正副三通を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の建築協定認可申請書には、建築協定区域内における法第六十九条の規定による土地の所有者等の住所及び氏名を記載した建築協定同意書を添えなければならない。
- 3 法第七十四条の規定による建築協定の変更をしようとする者は、前二項の規定に準じ建築協定変更

の認可申請書を知事に提出しなければならない。

第二十六条 (S46.11.1～) (㊦)・全部改正 (え)・一部改正

旧第二十六条 (S35.5.1～S46.10.31) (へ)・全部改正

旧第二十六条 (S26.1.10～S35.4.30) (制定) (い)・一部改正

現行：(え)一部改正 平成 11 年 5 月 1 日～

(書類の様式)

第二十六条 この規則の規定により知事及び建築主事に提出する書類の様式(施行規則で定められたものを除く。)は、別に定める。

履歴：(㊦)全部改正 昭和 46 年 11 月 1 日～平成 11 年 4 月 30 日

(書類の様式)

第二十六条 この規則の規定により知事及び建築主事に提出する書類の様式は、別に定める。

履歴：(へ)全部改正 昭和 35 年 5 月 1 日～昭和 46 年 10 月 31 日

(申請書等の様式)

第二十六条 規則第九条の道路指定申請書並びに承諾書、第三条の二並びに第二十二条の届書、第十七条第一項並びに第三項の許可申請書、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条の報告、第十八条の二第四項の定期報告書、第十八条の三第三項の検査申請書、同条第四項の検査済である旨の表示、第二十四条の承認申請書、前条第一項の建築協定認可申請書並びに同条第三項の建築協定変更の認可申請書の様式は、告示で定める。

履歴：(い)一部改正 昭和 26 年 4 月 1 日～昭和 35 年 4 月 30 日

(申請書及び届書の様式)

第二十六条 規則第七條の申請書、第十五條の土地使用調書、第十七條第一項並びに同條第二項の許可申請書、第十八條第一項、第二項並びに第十九條の報告、第二十一條第二項の標示杭、第二十二條並びに第二十三條の届書及び前條第一項の建築協定認可申請書の様式は、告示で定める。

履歴：(制定) 昭和 26 年 1 月 10 日～昭和 26 年 3 月 31 日

(申請書及び届書の様式)

第二十六条 第十五條の土地使用調書、第十七條第一項並びに同條第二項の許可申請書、第十八條第一項、第二項並びに第十九條の報告、第二十條の申請書、第二十一條第二項の標示杭、第二十二條並びに第二十三條の届書及び前條第一項の建築協定認可申請書の様式は、告示で定める。

※補足:(制定) 告示で定める(昭和 26 年 1 月 13 日 福岡県告示第 17 号)

附 則

<p>(制定)昭和26年01月06日 規則第1号</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、昭和二十六年一月十日から施行する。</p> <p>(関係規則の廃止)</p> <p>2 市街地建築物法施行細則(昭和十四年福岡縣令第三十三号)及び福岡縣臨時建築制限規則施行細則(昭和二十四年福岡縣規則第七十一号)は、廃止する。</p> <p>(不適格建築物の報告)</p> <p>3 法施行の際現に存在する建築物が法第四十九條又は五十條第二項若しくは第四項の規定に適合していない場合においては、当該建築物の所有者、管理者若しくは占有者は、昭和二十六年一月三十一日までに、第十九條の規定による報告に準じ知事に報告しなければならない。</p>
<p>(い)昭和26年04月01日 規則第23号</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>
<p>(ろ)昭和28年04月16日 規則第31号</p> <p>この規則は、昭和二十八年五月一日から施行する。</p>
<p>(は)昭和31年01月10日 規則第5号</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年一月一日から適用する。ただし、昭和三十一年一月一日からこの規則公布の日の前日までの間における手数料の額は、なお従前の例による。</p>
<p>(に)昭和32年07月18日 規則第44号</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>
<p>(ほ)昭和33年02月22日 規則第4号</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年五月十五日から適用する。</p>
<p>(へ)昭和35年04月26日 規則第43号</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、昭和三十五年五月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行後、最初に行なう法第十二条第一項の規定による定期報告は、次の各号に定める年から施行する。</p> <ul style="list-style-type: none">一 第十八条の二第一項第一号に掲げる建築物にあつては、昭和三十五年二 第十八条の二第一項第二号に掲げる建築物にあつては、昭和三十六年三 第十八条の二第一項第三号及び第四号に掲げる建築物にあつては、昭和三十七年
<p>(と)昭和41年10月01日 規則第50号</p> <p>この規則は、昭和四十一年十月一日から適用する。</p>
<p>(ち)昭和46年03月11日 規則第13号</p> <p>この規則は、昭和四十六年四月一日から適用する。</p>
<p>(り)昭和46年10月21日 規則第73号</p> <p>(施行期日)</p>

<p>1 この規則は、昭和四十六年十一月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に改正前の福岡県建築基準法施行細則の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の福岡県建築基準法施行細則中にこれに相当する規定があるときは、改正後の同施行細則によつてしたものとみなす。</p>
<p>(ぬ)昭和48年2月1日 規則第6号</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に建築基準法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第百九号)附則第十三項の規定による改正前の都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二章の規定による都市計画において定められている用途地域、住居専用地区又は工業専用地区に関しては、昭和四十八年十二月三十一日(その日前に同項の規定による改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について用途地域に関する都市計画が決定されたときは、同法第二十条第一項(同法第二十二条第一項において読み替える場合を含む。)の規定による告示があつた日。)までの間は改正前の第四条第三号第四号、第六号及び第七号の規定は、なおその効力を有する。</p>
<p>(る)昭和50年5月20日 規則第37号</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>
<p>(を)昭和52年3月10日 規則第6号</p> <p>この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。</p>
<p>(わ)昭和52年10月29日 規則第53号</p> <p>この規則は、昭和五十二年十一月一日から施行する。</p>
<p>(か)昭和53年8月17日 規則第78号</p> <p>この規則は、昭和五十三年九月一日から施行する。</p>
<p>(よ)昭和56年1月24日 規則第6号</p> <p>この規則は、昭和五十六年二月一日から施行する。</p>
<p>(た)昭和56年3月31日 規則第14号</p> <p>この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。</p>
<p>(れ)昭和56年10月8日 規則第67号</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、昭和五十六年六月一日から適用する。</p>
<p>(そ)昭和58年7月16日 規則第26号</p> <p>この規則は、昭和五十八年八月一日から施行する。</p>
<p>(つ)昭和59年3月31日 規則第17号</p> <p>この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。</p>
<p>(ね)昭和59年10月31日 規則第67号</p> <p>この規則は、昭和五十九年十一月一日から施行する。</p>

<p>(な)昭和62年1月24日 規則第2号</p> <p>この規則は、昭和六十二年二月一日から施行する。</p>
<p>(ら)昭和63年8月4日 規則第53号</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>
<p>(む)昭和64年1月5日 規則第1号</p> <p>この規則は、昭和六十四年一月十日から施行する。</p>
<p>(う)平成2年2月26日 規則第5号</p> <p>この規則は、平成二年三月一日から施行する。</p>
<p>(ゐ)平成2年12月28日 規則第54号</p> <p>この規則は、平成三年一月一日から施行する。</p>
<p>(の)平成4年3月31日 規則第31号</p> <p>この規則は、平成四年四月一日から施行する。</p>
<p>(お)平成5年3月1日 規則第6号</p> <p>この規則は、平成五年四月一日から施行する。</p>
<p>(く)平成5年6月25日 規則第42号</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成五年六月二十五日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十二号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の都市計画法の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域に関しては、この規則の施行の日から起算して三年を経過する日（その日前に改正法第一条の規定による改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第二十条第一項（同法第二十二條第一項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があった日）までの間は、審査手数料の徴収については、なお従前の例による。</p>
<p>(か)平成6年3月16日 規則第11号</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の福岡県建築基準法施行細則第十九条中用途地域の規定の適用については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十二号）附則第四条の規定が適用される間は、なお従前の例による。</p>
<p>(ま)平成6年9月30日 規則第64号</p> <p>この規則は、平成六年十月一日から施行する。</p>
<p>(け)平成7年4月19日 規則第25号</p> <p>この規則は、平成七年五月一日から施行する。</p>

<p>(㍁)平成8年3月15日 規則第12号</p> <p>この規則は、平成八年四月一日から施行する。</p>
<p>(㍂)平成11年2月24日 規則第5号</p> <p>この規則は、平成十一年四月一日から施行する。</p>
<p>(㍃)平成11年4月30日 規則第46号</p> <p>この規則は、平成十一年五月一日から施行する。</p>
<p>(㍄)平成11年12月15日 規則第59号</p> <p>この規則は、平成十二年四月一日から施行する。</p>
<p>(㍅)平成12年3月31日 規則第53号</p> <p>この規則は、平成十二年四月一日から施行する。</p>
<p>(㍆)平成12年6月14日 規則第119号</p> <p>この規則は、公布日から施行する。</p>
<p>(㍇)平成13年3月30日 規則第27号</p> <p>この規則中別表第一の改正規定は平成十三年四月一日から、第二十条の改正規定は都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十三号）の施行の日から施行する。</p>
<p>(㍈)平成15年3月31日 規則第14号</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p>（定期報告）</p> <p>2 この規則による改正後の福岡県建築基準法施行細則第十八条の二第一項第六号に掲げる建築物に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十二条第一項の規定による定期報告の始期は、平成十五年とする。</p>
<p>(㍉)平成16年3月31日 規則第15号</p> <p>この規則は、平成十六年四月一日から施行する。</p>
<p>(㍊)平成17年1月24日 規則第4号</p> <p>この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条の規定 公布の日</p> <p>二 第二条の規定 平成十七年二月五日</p> <p>三 第三条の規定 平成十七年三月七日</p> <p>四 第四条の規定 平成十七年三月二十日</p> <p>五 第五条の規定 平成十七年三月二十一日</p> <p>六 第六条の規定 平成十七年三月二十二日</p> <p>七 第七条の規定 平成十七年三月二十八日</p>
<p>(㍋)平成17年12月28日 規則第95号</p> <p>この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条の規定 公布の日</p> <p>二 第二条の規定 平成十八年一月十日</p>

<p>三 第三条の規定 平成十八年二月十一日</p> <p>四 第四条の規定 平成十八年三月六日</p> <p>五 第五条の規定 平成十八年三月二十日</p> <p>六 第六条の規定 平成十八年三月二十六日</p> <p>七 第七条の規定 平成十八年三月二十七日</p>
<p>(系)平成 18 年 11 月 22 日 規則第 80 号</p> <p>この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 別表第二の改正関係（八女郡上陽町の項を削る改正規定に限る。） 公布の日</p> <p>二 別表第一の改正規定及び別表第二の改正規定（八女郡上陽町の項を削る改正規定を除く。） 平成十九年一月二十九日</p> <p>三 第一条の三の改正規定 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）の施行の日</p>
<p>(め)平成 19 年 8 月 22 日 規則第 61 号</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十九条の改正規定は平成十九年十一月三十日から施行する。</p>
<p>(も)平成 20 年 3 月 31 日 規則第 34 号</p> <p>この規則は、平成二十年四月一日から施行する。</p>
<p>(せ)平成 20 年 9 月 17 日 規則第 54 号</p> <p>この規則は、平成二十年十月一日から施行する。</p>
<p>(す)平成 21 年 3 月 11 日 規則第 3 号</p> <p>この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。</p>
<p>(ん)平成 21 年 9 月 30 日 規則第 39 号</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(福岡県建築基準法施行細則の一部改正)</p> <p>4 福岡県建築基準法施行細則（昭和二十六年福岡県規則第一号）の一部を次のように改める。 別表第一を次のように改める。 (略)</p> <p>5～68 (略)</p>
<p>(い)平成 21 年 12 月 25 日 規則第 56 号</p> <p>この規則中別表第一（い）の欄の改正規定、別表第二前原市の項の改正規定、同表糸島郡二丈町の項を削る改正規定及び同表糸島郡志摩町の項の改正規定は平成二十二年一月一日から、その他の規定は平成二十二年二月一日から施行する。</p>
<p>(ロ)平成 22 年 3 月 31 日 規則第 14 号</p> <p>この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。</p>

(ハ)平成 25 年 11 月 29 日 規則第 23 号

この規則は、公布の日から施行する。

(ニ)平成 26 年 3 月 28 日 規則第 10 号

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(ホ)平成 27 年 7 月 21 日 規則第 48 号

この規則は、公布の日から施行する。

(ハ)平成 28 年 6 月 10 日 規則第 56 号

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(特定建築物の定期報告に関する経過措置)

第二条 平成二十八年六月一日に現に存する建築物(この規則による改正前の福岡県建築基準法施行細則第十八条の二第一号各号に掲げるものを除く。)で次の各号に掲げるもの(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第十六条第一項の規定により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)に係る建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第十二条第一項の規定による報告の始期は、それぞれ当該各号に定める年とする。

- 一 令第十六条第一項第三号(病院の用途に供するものに限る。)及び第五号(百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用に供するものに限る。)に掲げる建築物 平成二十八年
- 二 令第十六条第一項第一号、第二号及び第三号(診療所(患者の収容施設があるものに限る。)の用途に供するものを除く。)、第四号及び第五号(百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用に供するものを除く。)に掲げる建築物 平成三十年

(特定建築設備等の定期報告に関する経過措置)

第三条 この規則の施行の際現に存する機械換気設備、中央管理方式の空気調和設備、令第二百二十六条の二第一項の規定により設けた排煙設備(令第二百二十六条の三第一項第八号の規定により排煙機を設けたものに限る。)及び令第二百二十六条の四の規定により設けた非常用の照明装置で前条の規定の適用を受ける建築物に設けたものは、この規則の施行の日から同条の規定により当該建築物に係る法第十二条第一項の規定による報告の始期とされている年の前年の十二月三十一日までの間は、この規則による改正後の福岡県建築基準法施行細則(以下「新施行細則」という。)第十八条の三第一項第一号及び第二号に掲げる特定建築設備等に含まないものとする。

2 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十八年国土交通省令第十号)附則第二条第四項の規定により読み替えて適用される同令第一条の規定による改正後の建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第六条第一項の規定により知事が定める平成三十一年五月三十一日までの間における報告の始期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- 一 小荷物専用昇降機(平成二十八年六月一日に現に存するもの又は平成二十八年六月一日から平成二十九年五月三十一日までの間に法第七条第五項又は法第七条の二第五項(いずれも法八十七条の二において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。)次に掲げる時期

イ 初回の報告 この規則の施行の日から平成三十一年五月三十一日まで

ロ 二回目以降の報告 新施行細則第十八条の三第二項第一号ロに定める時期

- 二 防火設備(平成二十八年六月一日に現に存するもの又は平成二十八年六月一日から平成二十九年

五月三十一日までの間に法第七条第五項又は法第七条の二第五項（いずれも法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。以下同じ。）で新施行細則第十八条の二第一項第一号から第四号までに掲げる特定建築物に設けたもの 次に掲げる時期

イ 初回の報告 この規則の施行の日から同日以後最初の当該特定建築物に係る法第十二条第一項の規定による報告の時期とされている日まで

ロ 二回目以降の報告 新施行細則第十八条の三第二項第一号ロに定める時期

三 防火設備で令第十六条第一項各号に掲げる建築物（同項の規定により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）にもうけたもの 次に掲げる時期

イ 初回の報告 この規則の施行の日から同日以後最初の当該特定建築物に係る法第十二条第一項の規定による報告の期限とされている日まで

ロ 二回目以降の報告 新施行細則第十八条の三第二項第二号に定める時期

四 令第十六条第三項第二号に掲げる特定建築設備等に該当する防火設備で前号に掲げるもの以外のもの 次に掲げる時期

イ 初回の報告 この規則の施行の日から平成三十一日五月三十一日まで

ロ 二回目以降の報告 新施行細則第十八条の三第二項第二号に定める時期

(ト)平成 30 年 3 月 30 日 規則第 8 号

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(チ)平成 30 年 9 月 21 日 規則第 42 号

この規則中第十七条及び第二十条の改正規定は平成三十年九月二十五日から、その他の規定は同年十月一日から施行する。

(リ)令和元年 6 月 25 日 規則第 6 号

この規則は、公布の日から施行する。

※補足:(系) 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第九十二号)の施行の日=(平成 19 年 6 月 20 日)

別表第一（第一条の三関係） 現行：(て)・題名改 (H12.4.1～)

別表（第一条の三関係） 履歴：(え)・細則追加 (H11.5.1～H12.3.31)

現行：(チ)一部改正 平成30年10月1日～

(い) 区域	(ろ) 所轄事務所	(は) 特定建築主事を置く事務所
古賀市、糟屋郡、糸島市	福岡県土整備事務所	福岡県土整備事務所
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市	那珂県土整備事務所	那珂県土整備事務所
朝倉市、朝倉郡	朝倉県土整備事務所	
小郡市、うきは市、三井郡	久留米県土整備事務所	久留米県土整備事務所
柳川市、大川市、みやま市、三潞郡	南筑後県土整備事務所	
八女市、筑後市、八女郡	八女県土整備事務所	
飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡	飯塚県土整備事務所	
直方市、宮若市、鞍手郡	直方県土整備事務所	飯塚県土整備事務所
田川市、田川郡	田川県土整備事務所	
中間市、遠賀郡、宗像市、福津市	北九州県土整備事務所	
豊前市、築上郡、行橋市、京都郡	京築県土整備事務所	北九州土木事務所

※補足:(チ) 法第4条第1項に基づく政令市＝久留米市（平成17年2月5日）、

福岡市（昭和45年10月1日）、

北九州市（昭和45年10月1日）

法第4条第2項に基づく市＝大牟田市（平成12年4月1日）

特定行政庁の設置＝大牟田市（平成12年4月1日）、久留米市（昭和59年4月1日）、

福岡市（昭和39年4月1日）、北九州市（昭和39年4月1日）

履歴：(イ)一部改正 平成22年1月1日～平成30年9月30日

(い) 区域	(ろ) 所轄事務所	(は) 特定建築主事を置く事務所
古賀市、糟屋郡、糸島市	福岡県土整備事務所	福岡県土整備事務所
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡	那珂県土整備事務所	那珂県土整備事務所
朝倉市、朝倉郡	朝倉県土整備事務所	
小郡市、うきは市、三井郡	久留米県土整備事務所	久留米県土整備事務所
柳川市、大川市、みやま市、三潞郡	南筑後県土整備事務所	
八女市、筑後市、八女郡	八女県土整備事務所	
飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡	飯塚県土整備事務所	
直方市、宮若市、鞍手郡	直方県土整備事務所	飯塚県土整備事務所
田川市、田川郡	田川県土整備事務所	
中間市、遠賀郡、宗像市、福津市	北九州県土整備事務所	
豊前市、築上郡、行橋市、京都郡	京築県土整備事務所	北九州土木事務所

履歴：(ん)全部改正 平成21年10月1日～平成21年12月31日

(い) 区域	(ろ) 所轄事務所	(は) 特定建築主事を置く事務所
古賀市、糟屋郡、前原市、糸島郡	福岡県土整備事務所	福岡県土整備事務所
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡	那珂県土整備事務所	那珂県土整備事務所
朝倉市、朝倉郡	朝倉県土整備事務所	
小郡市、うきは市、三井郡	久留米県土整備事務所	久留米県土整備事務所
柳川市、大川市、みやま市、三潞郡	南筑後県土整備事務所	
八女市、筑後市、八女郡	八女県土整備事務所	
飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡	飯塚県土整備事務所	飯塚県土整備事務所
直方市、宮若市、鞍手郡	直方県土整備事務所	
田川市、田川郡	田川県土整備事務所	
中間市、遠賀郡、宗像市、福津市	北九州県土整備事務所	
豊前市、築上郡、行橋市、京都郡	京築県土整備事務所	北九州土木事務所

履歴：(系)一部改正 平成19年1月29日～平成21年9月30日

(い) 区域	(ろ) 所轄事務所	(は) 特定建築主事を置く事務所
古賀市、糟屋郡	福岡土木事務所	福岡土木事務所
前原市、糸島郡	前原土木事務所	
宗像市、福津市	宗像土木事務所	
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡	那珂土木事務所	那珂土木事務所
朝倉市、朝倉郡	朝倉土木事務所	
小郡市、うきは市、三井郡	久留米土木事務所	久留米土木事務所
柳川市、大川市、みやま市、三潞郡	柳川土木事務所	
八女市、筑後市、八女郡	八女土木事務所	
飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡	飯塚土木事務所	
直方市、宮若市、鞍手郡	直方土木事務所	飯塚土木事務所
田川市、田川郡	田川土木事務所	
中間市、遠賀郡	北九州土木事務所	
行橋市、京都郡	行橋土木事務所	北九州土木事務所
豊前市、築上郡	豊前土木事務所	

履歴：(シ)一部改正 平成18年3月27日～平成19年1月28日

(い) 区域	(ろ) 所轄事務所	(は) 特定建築主事を置く事務所
古賀市、糟屋郡	福岡土木事務所	福岡土木事務所
前原市、糸島郡	前原土木事務所	
宗像市、福津市	宗像土木事務所	
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡	那珂土木事務所	那珂土木事務所
朝倉市、朝倉郡	朝倉土木事務所	
小郡市、うきは市、三井郡	久留米土木事務所	久留米土木事務所
柳川市、大川市、三潞郡、山門郡、三池郡	柳川土木事務所	
八女市、筑後市、八女郡	八女土木事務所	
飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡	飯塚土木事務所	飯塚土木事務所
直方市、宮若市、鞍手郡	直方土木事務所	
田川市、田川郡	田川土木事務所	
中間市、遠賀郡	北九州土木事務所	北九州土木事務所
行橋市、京都郡	行橋土木事務所	
豊前市、築上郡	豊前土木事務所	

履歴：(シ)一部改正 平成18年3月20日～平成18年3月26日

(い) 区域	(ろ) 所轄事務所	(は) 特定建築主事を置く事務所
古賀市、糟屋郡	福岡土木事務所	福岡土木事務所
前原市、糸島郡	前原土木事務所	
宗像市、福津市	宗像土木事務所	
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡	那珂土木事務所	那珂土木事務所
朝倉市、朝倉郡	朝倉土木事務所	
小郡市、うきは市、三井郡	久留米土木事務所	久留米土木事務所
柳川市、大川市、三潞郡、山門郡、三池郡	柳川土木事務所	
八女市、筑後市、八女郡	八女土木事務所	
飯塚市、山田市、嘉穂郡	飯塚土木事務所	飯塚土木事務所
直方市、宮若市、鞍手郡	直方土木事務所	
田川市、田川郡	田川土木事務所	
中間市、遠賀郡	北九州土木事務所	北九州土木事務所
行橋市、京都郡	行橋土木事務所	
豊前市、築上郡	豊前土木事務所	

履歴：(シ)一部改正 平成18年2月11日～平成18年3月19日

(い) 区域	(ろ) 所轄事務所	(は) 特定建築主事を置く事務所
古賀市、糟屋郡	福岡土木事務所	福岡土木事務所
前原市、糸島郡	前原土木事務所	
宗像市、福津市	宗像土木事務所	
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡	那珂土木事務所	那珂土木事務所
甘木市、朝倉郡	甘木土木事務所	
小郡市、うきは市、三井郡	久留米土木事務所	久留米土木事務所
柳川市、大川市、三潞郡、山門郡、三池郡	柳川土木事務所	
八女市、筑後市、八女郡	八女土木事務所	
飯塚市、山田市、嘉穂郡	飯塚土木事務所	
直方市、宮若市、鞍手郡	直方土木事務所	飯塚土木事務所
田川市、田川郡	田川土木事務所	
中間市、遠賀郡	北九州土木事務所	
行橋市、京都郡	行橋土木事務所	北九州土木事務所
豊前市、築上郡	豊前土木事務所	

履歴：(ミ)一部改正 平成17年3月28日～平成18年2月10日

(い) 区域	(ろ) 所轄事務所	(は) 特定建築主事を置く事務所
古賀市、糟屋郡	福岡土木事務所	福岡土木事務所
前原市、糸島郡	前原土木事務所	
宗像市、福津市	宗像土木事務所	
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡	那珂土木事務所	那珂土木事務所
甘木市、朝倉郡	甘木土木事務所	
小郡市、うきは市、三井郡	久留米土木事務所	久留米土木事務所
柳川市、大川市、三潞郡、山門郡、三池郡	柳川土木事務所	
八女市、筑後市、八女郡	八女土木事務所	
飯塚市、山田市、嘉穂郡	飯塚土木事務所	
直方市、鞍手郡	直方土木事務所	飯塚土木事務所
田川市、田川郡	田川土木事務所	
中間市、遠賀郡	北九州土木事務所	
行橋市、京都郡	行橋土木事務所	北九州土木事務所
豊前市、築上郡	豊前土木事務所	

履歴：(み)一部改正 平成 17 年 3 月 20 日～平成 17 年 3 月 27 日

(い) 区域	(ろ) 所轄事務所	(は) 特定建築主事を置く事務所
古賀市、糟屋郡	福岡土木事務所	福岡土木事務所
前原市、糸島郡	前原土木事務所	
宗像市、福津市、宗像郡	宗像土木事務所	
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡	那珂土木事務所	那珂土木事務所
甘木市、朝倉郡	甘木土木事務所	
小郡市、うきは市、三井郡	久留米土木事務所	久留米土木事務所
柳川市、大川市、三潞郡、山門郡、三池郡	柳川土木事務所	
八女市、筑後市、八女郡	八女土木事務所	
飯塚市、山田市、嘉穂郡	飯塚土木事務所	飯塚土木事務所
直方市、鞍手郡	直方土木事務所	
田川市、田川郡	田川土木事務所	
中間市、遠賀郡	北九州土木事務所	北九州土木事務所
行橋市、京都郡	行橋土木事務所	
豊前市、築上郡	豊前土木事務所	

履歴：(み)一部改正 平成 17 年 1 月 24 日～平成 17 年 3 月 19 日

(い) 区域	(ろ) 所轄事務所	(は) 特定建築主事を置く事務所
古賀市、糟屋郡	福岡土木事務所	福岡土木事務所
前原市、糸島郡	前原土木事務所	
宗像市、福津市、宗像郡	宗像土木事務所	
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡	那珂土木事務所	那珂土木事務所
甘木市、朝倉郡	甘木土木事務所	
小郡市、三井郡、浮羽郡	久留米土木事務所	久留米土木事務所
柳川市、大川市、三潞郡、山門郡、三池郡	柳川土木事務所	
八女市、筑後市、八女郡	八女土木事務所	
飯塚市、山田市、嘉穂郡	飯塚土木事務所	飯塚土木事務所
直方市、鞍手郡	直方土木事務所	
田川市、田川郡	田川土木事務所	
中間市、遠賀郡	北九州土木事務所	北九州土木事務所
行橋市、京都郡	行橋土木事務所	
豊前市、築上郡	豊前土木事務所	

※補足:(み) 法第 4 条第 1 項に基づく政令市の追加＝久留米市（平成 17 年 2 月 5 日）

履歴：(き)一部改正 平成13年4月1日～平成17年1月23日

(い) 区域	(ろ) 所轄事務所	(は) 特定建築主事を置く事務所
古賀市、糟屋郡	福岡土木事務所	福岡土木事務所
前原市、糸島郡	前原土木事務所	
宗像市、宗像郡	宗像土木事務所	
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡	那珂土木事務所	那珂土木事務所
甘木市、朝倉郡	甘木土木事務所	
小郡市、三井郡、浮羽郡	久留米土木事務所	久留米土木事務所
柳川市、大川市、三潞郡、山門郡、三池郡	柳川土木事務所	
八女市、筑後市、八女郡	八女土木事務所	
飯塚市、山田市、嘉穂郡	飯塚土木事務所	飯塚土木事務所
直方市、鞍手郡	直方土木事務所	
田川市、田川郡	田川土木事務所	
中間市、遠賀郡	北九州土木事務所	北九州土木事務所
行橋市、京都郡	行橋土木事務所	
豊前市、築上郡	豊前土木事務所	

履歴：(あ)一部改正 平成12年4月1日～平成13年3月31日

(い) 区域	(ろ) 所轄事務所	(は) 特定建築主事を置く事務所
古賀市、糟屋郡	福岡土木事務所	福岡土木事務所
前原市、糸島郡	前原土木事務所	
宗像市、宗像郡	宗像土木事務所	
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡	那珂土木事務所	那珂土木事務所
甘木市、朝倉郡	甘木土木事務所	
小郡市、三井郡、浮羽郡	久留米土木事務所	久留米土木事務所
柳川市、大川市、山門郡、三潞郡	柳川土木事務所	
三池郡	大牟田土木事務所	
八女市、筑後市、八女郡	八女土木事務所	飯塚土木事務所
飯塚市、山田市、嘉穂郡	飯塚土木事務所	
直方市、鞍手郡	直方土木事務所	
田川市、田川郡	田川土木事務所	北九州土木事務所
中間市、遠賀郡	北九州土木事務所	
行橋市、京都郡	行橋土木事務所	
豊前市、築上郡	豊前土木事務所	

※補足:(あ) 特定行政庁の設置(法第4条第2項)＝大牟田市(平成12年4月1日)

履歴：(え)細則追加 平成11年5月1日～平成12年3月31日

(い) 区域	(ろ) 所轄事務所	(は) 特定建築主事を置く事務所
古賀市、糟屋郡	福岡土木事務所	福岡土木事務所
前原市、糸島郡	前原土木事務所	
宗像市、宗像郡	宗像土木事務所	
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡	那珂土木事務所	那珂土木事務所
甘木市、朝倉郡	甘木土木事務所	
小郡市、三井郡、浮羽郡	久留米土木事務所	久留米土木事務所
柳川市、大川市、山門郡、三潞郡	柳川土木事務所	
大牟田市、三池郡	大牟田土木事務所	
八女市、筑後市、八女郡	八女土木事務所	
飯塚市、山田市、嘉穂郡	飯塚土木事務所	飯塚土木事務所
直方市、鞍手郡	直方土木事務所	
田川市、田川郡	田川土木事務所	
中間市、遠賀郡	北九州土木事務所	北九州土木事務所
行橋市、京都郡	行橋土木事務所	
豊前市、築上郡	豊前土木事務所	

別表第二（第七条の三関係）現行：(さ)・細則追加（H12.6.14～）

現行：(チ)一部改正 平成30年10月1日～

(い) 地域	(ろ) 垂直積雪量
直方市	○・二メートル
飯塚市	○・二三メートル
田川市	○・二四メートル
柳川市	○・一九メートル
八女市（八女市黒木町、八女市立花町、八女市矢部村及び八女市星野村を除く。）	○・二二メートル
筑後市	○・二メートル
大川市	○・一九メートル
行橋市	○・一七メートル
豊前市	○・一八メートル
中間市	○・二〇メートル
小郡市	○・二メートル
筑紫野市	○・二三メートル
春日市	○・二二メートル
大野城市	○・二メートル
宗像市	○・一七メートル
太宰府市	○・二三メートル
糸島市（糸島市志摩を除く。）	○・一七メートル
古賀市	○・一八メートル
福津市	○・一七メートル
うきは市	○・二四メートル
宮若市	○・二メートル
朝倉市	○・二三メートル
嘉麻市	○・二三メートル
みやま市	○・一九メートル
那珂川市	○・二二メートル
糟屋郡宇美町	○・二メートル
糟屋郡篠栗町	○・二二メートル
糟屋郡志免町	○・二〇メートル
糟屋郡須恵町	○・二メートル
糟屋郡新宮町	○・一七メートル
糟屋郡久山町	○・二メートル
糟屋郡粕屋町	○・二〇メートル
遠賀郡芦屋町	○・一七メートル
遠賀郡水巻町	○・一八メートル
遠賀郡岡垣町	○・一八メートル
遠賀郡遠賀町	○・一八メートル

鞍手郡小竹町	○・二一メートル
鞍手郡鞍手町	○・二〇メートル
嘉穂郡桂川町	○・二三メートル
朝倉郡筑前町	○・二三メートル
朝倉郡東峰村（旧小石原村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡小石原村の区域をいう。））	○・四七メートル
朝倉郡東峰村（旧宝珠山村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡宝珠山村の区域をいう。））	○・二九メートル
糸島市志摩	○・一六メートル
三井郡大刀洗町	○・二一メートル
三潁郡大木町	○・二〇メートル
八女市黒木町	○・二七メートル
八女市立花町	○・二三メートル
八女郡広川町	○・二三メートル
八女市矢部村	○・四一メートル
八女市星野村	○・三六メートル
田川郡香春町	○・二三メートル
田川郡添田町	○・二五メートル
田川郡糸田町	○・二二メートル
田川郡川崎町	○・二三メートル
田川郡大任町	○・二三メートル
田川郡赤村	○・二六メートル
田川郡福智町	○・二二メートル
京都郡苅田町	○・一七メートル
京都郡みやこ町	○・二二メートル
築上町吉富町	○・一七メートル
築上郡上毛町	○・二一メートル
築上郡築上町	○・一八メートル

履歴：(ホ)一部改正 平成27年7月21日～平成30年9月30日

(い) 地域	(ろ) 垂直積雪量
直方市	○・二メートル
飯塚市	○・二三メートル
田川市	○・二四メートル
柳川市	○・一九メートル
八女市（八女市黒木町、八女市立花町、八女市矢部村及び八女市星野村を除く。）	○・二二メートル
筑後市	○・二メートル
大川市	○・一九メートル
行橋市	○・一七メートル
豊前市	○・一八メートル
中間市	○・二〇メートル
小郡市	○・二メートル
筑紫野市	○・二三メートル
春日市	○・二二メートル
大野城市	○・二メートル
宗像市	○・一七メートル
太宰府市	○・二三メートル
糸島市（糸島市志摩を除く。）	○・一七メートル
古賀市	○・一八メートル
福津市	○・一七メートル
うきは市	○・二四メートル
宮若市	○・二メートル
朝倉市	○・二三メートル
嘉麻市	○・二三メートル
みやま市	○・一九メートル
筑紫郡那珂川町	○・二二メートル
糟屋郡宇美町	○・二メートル
糟屋郡篠栗町	○・二二メートル
糟屋郡志免町	○・二〇メートル
糟屋郡須恵町	○・二メートル
糟屋郡新宮町	○・一七メートル
糟屋郡久山町	○・二メートル
糟屋郡粕屋町	○・二〇メートル
遠賀郡芦屋町	○・一七メートル
遠賀郡水巻町	○・一八メートル
遠賀郡岡垣町	○・一八メートル
遠賀郡遠賀町	○・一八メートル
鞍手郡小竹町	○・二メートル
鞍手郡鞍手町	○・二〇メートル

嘉徳郡桂川町	○・二三メートル
朝倉郡筑前町	○・二三メートル
朝倉郡東峰村（旧小石原村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡小石原村の区域をいう。））	○・四七メートル
朝倉郡東峰村（旧宝珠山村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡宝珠山村の区域をいう。））	○・二九メートル
糸島市志摩	○・一六メートル
三井郡大刀洗町	○・二一メートル
三潞郡大木町	○・二〇メートル
八女市黒木町	○・二七メートル
八女市立花町	○・二三メートル
八女郡広川町	○・二三メートル
八女市矢部村	○・四一メートル
八女市星野村	○・三六メートル
田川郡香春町	○・二三メートル
田川郡添田町	○・二五メートル
田川郡糸田町	○・二二メートル
田川郡川崎町	○・二三メートル
田川郡大任町	○・二三メートル
田川郡赤村	○・二六メートル
田川郡福智町	○・二二メートル
京都郡菟田町	○・一七メートル
京都郡みやこ町	○・二二メートル
築上町吉富町	○・一七メートル
築上郡上毛町	○・二一メートル
築上郡築上町	○・一八メートル

履歴：(イ)一部改正 平成22年2月1日～平成27年7月20日

(い) 地域	(ろ) 垂直積雪量
直方市	○・二メートル
飯塚市	○・二三メートル
田川市	○・二四メートル
柳川市	○・一九メートル
八女市	○・二二メートル
筑後市	○・二メートル
大川市	○・一九メートル
行橋市	○・一七メートル
豊前市	○・一八メートル
中間市	○・二〇メートル
小郡市	○・二メートル
筑紫野市	○・二三メートル
春日市	○・二二メートル
大野城市	○・二メートル
宗像市	○・一七メートル
太宰府市	○・二三メートル
糸島市（糸島市志摩を除く。）	○・一七メートル
古賀市	○・一八メートル
福津市	○・一七メートル
うきは市	○・二四メートル
宮若市	○・二メートル
朝倉市	○・二三メートル
嘉麻市	○・二三メートル
みやま市	○・一九メートル
筑紫郡那珂川町	○・二二メートル
糟屋郡宇美町	○・二メートル
糟屋郡篠栗町	○・二二メートル
糟屋郡志免町	○・二〇メートル
糟屋郡須恵町	○・二メートル
糟屋郡新宮町	○・一七メートル
糟屋郡久山町	○・二メートル
糟屋郡粕屋町	○・二〇メートル
遠賀郡芦屋町	○・一七メートル
遠賀郡水巻町	○・一八メートル
遠賀郡岡垣町	○・一八メートル
遠賀郡遠賀町	○・一八メートル
鞍手郡小竹町	○・二メートル
鞍手郡鞍手町	○・二〇メートル
嘉穂郡桂川町	○・二三メートル

朝倉郡筑前町	○・二三メートル
朝倉郡東峰村（旧小石原村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡小石原村の区域をいう。））	○・四七メートル
朝倉郡東峰村（旧宝珠山村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡宝珠山村の区域をいう。））	○・二九メートル
糸島市志摩	○・一六メートル
三井郡大刀洗町	○・二一メートル
三潞郡大木町	○・二〇メートル
八女市黒木町	○・二七メートル
八女市立花町	○・二三メートル
八女郡広川町	○・二三メートル
八女市矢部村	○・四一メートル
八女市星野村	○・三六メートル
田川郡香春町	○・二三メートル
田川郡添田町	○・二五メートル
田川郡糸田町	○・二二メートル
田川郡川崎町	○・二三メートル
田川郡大任町	○・二三メートル
田川郡赤村	○・二六メートル
田川郡福智町	○・二二メートル
京都郡苅田町	○・一七メートル
京都郡みやこ町	○・二二メートル
築上町吉富町	○・一七メートル
築上郡上毛町	○・二一メートル
築上郡築上町	○・一八メートル

履歴：(イ)一部改正 平成22年1月1日～平成22年1月31日

(い) 地域	(ろ) 垂直積雪量
直方市	〇・二メートル
飯塚市	〇・二三メートル
田川市	〇・二四メートル
柳川市	〇・一九メートル
八女市	〇・二二メートル
筑後市	〇・二メートル
大川市	〇・一九メートル
行橋市	〇・一七メートル
豊前市	〇・一八メートル
中間市	〇・二〇メートル
小郡市	〇・二メートル
筑紫野市	〇・二三メートル
春日市	〇・二二メートル
大野城市	〇・二メートル
宗像市	〇・一七メートル
太宰府市	〇・二三メートル
糸島市（糸島市志摩を除く。）	〇・一七メートル
古賀市	〇・一八メートル
福津市	〇・一七メートル
うきは市	〇・二四メートル
宮若市	〇・二メートル
朝倉市	〇・二三メートル
嘉麻市	〇・二三メートル
みやま市	〇・一九メートル
筑紫郡那珂川町	〇・二二メートル
糟屋郡宇美町	〇・二メートル
糟屋郡篠栗町	〇・二二メートル
糟屋郡志免町	〇・二〇メートル
糟屋郡須恵町	〇・二メートル
糟屋郡新宮町	〇・一七メートル
糟屋郡久山町	〇・二メートル
糟屋郡粕屋町	〇・二〇メートル
遠賀郡芦屋町	〇・一七メートル
遠賀郡水巻町	〇・一八メートル
遠賀郡岡垣町	〇・一八メートル
遠賀郡遠賀町	〇・一八メートル
鞍手郡小竹町	〇・二メートル
鞍手郡鞍手町	〇・二〇メートル
嘉穂郡桂川町	〇・二三メートル

朝倉郡筑前町	○・二三メートル
朝倉郡東峰村（旧小石原村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡小石原村の区域をいう。））	○・四七メートル
朝倉郡東峰村（旧宝珠山村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡宝珠山村の区域をいう。））	○・二九メートル
糸島市志摩	○・一六メートル
三井郡大刀洗町	○・二一メートル
三潞郡大木町	○・二〇メートル
八女郡黒木町	○・二七メートル
八女郡立花町	○・二三メートル
八女郡広川町	○・二三メートル
八女郡矢部村	○・四一メートル
八女郡星野村	○・三六メートル
田川郡香春町	○・二三メートル
田川郡添田町	○・二五メートル
田川郡糸田町	○・二二メートル
田川郡川崎町	○・二三メートル
田川郡大任町	○・二三メートル
田川郡赤村	○・二六メートル
田川郡福智町	○・二二メートル
京都郡苅田町	○・一七メートル
京都郡みやこ町	○・二二メートル
築上町吉富町	○・一七メートル
築上郡上毛町	○・二一メートル
築上郡築上町	○・一八メートル

履歴：(系)一部改正 平成19年1月29日～平成21年12月31日

(い) 地域	(ろ) 垂直積雪量
直方市	○・二メートル
飯塚市	○・二三メートル
田川市	○・二四メートル
柳川市	○・一九メートル
八女市	○・二二メートル
筑後市	○・二メートル
大川市	○・一九メートル
行橋市	○・一七メートル
豊前市	○・一八メートル
中間市	○・二〇メートル
小郡市	○・二メートル
筑紫野市	○・二三メートル
春日市	○・二二メートル
大野城市	○・二メートル
宗像市	○・一七メートル
太宰府市	○・二三メートル
前原市	○・一七メートル
古賀市	○・一八メートル
福津市	○・一七メートル
うきは市	○・二四メートル
宮若市	○・二メートル
朝倉市	○・二三メートル
嘉麻市	○・二三メートル
みやま市	○・一九メートル
筑紫郡那珂川町	○・二二メートル
糟屋郡宇美町	○・二メートル
糟屋郡篠栗町	○・二二メートル
糟屋郡志免町	○・二〇メートル
糟屋郡須恵町	○・二メートル
糟屋郡新宮町	○・一七メートル
糟屋郡久山町	○・二メートル
糟屋郡粕屋町	○・二〇メートル
遠賀郡芦屋町	○・一七メートル
遠賀郡水巻町	○・一八メートル
遠賀郡岡垣町	○・一八メートル
遠賀郡遠賀町	○・一八メートル
鞍手郡小竹町	○・二メートル
鞍手郡鞍手町	○・二〇メートル
嘉穂郡桂川町	○・二三メートル

朝倉郡筑前町	○・二三メートル
朝倉郡東峰村（旧小石原村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡小石原村の区域をいう。））	○・四七メートル
朝倉郡東峰村（旧宝珠山村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡宝珠山村の区域をいう。））	○・二九メートル
糸島郡二丈町	○・一七メートル
糸島郡志摩町	○・一六メートル
三井郡大刀洗町	○・二一メートル
三潞郡大木町	○・二〇メートル
八女郡黒木町	○・二七メートル
八女郡立花町	○・二三メートル
八女郡広川町	○・二三メートル
八女郡矢部村	○・四一メートル
八女郡星野村	○・三六メートル
田川郡香春町	○・二三メートル
田川郡添田町	○・二五メートル
田川郡糸田町	○・二二メートル
田川郡川崎町	○・二三メートル
田川郡大任町	○・二三メートル
田川郡赤村	○・二六メートル
田川郡福智町	○・二二メートル
京都郡苅田町	○・一七メートル
京都郡みやこ町	○・二二メートル
築上町吉富町	○・一七メートル
築上郡上毛町	○・二一メートル
築上郡築上町	○・一八メートル

履歴：(系)一部改正 平成 18 年 11 月 22 日～平成 19 年 1 月 28 日

(い) 地域	(ろ) 垂直積雪量
直方市	○・二メートル
飯塚市	○・二三メートル
田川市	○・二四メートル
柳川市	○・一九メートル
八女市	○・二二メートル
筑後市	○・二メートル
大川市	○・一九メートル
行橋市	○・一七メートル
豊前市	○・一八メートル
中間市	○・二〇メートル
小郡市	○・二メートル
筑紫野市	○・二三メートル
春日市	○・二二メートル
大野城市	○・二メートル
宗像市	○・一七メートル
太宰府市	○・二三メートル
前原市	○・一七メートル
古賀市	○・一八メートル
福津市	○・一七メートル
うきは市	○・二四メートル
宮若市	○・二メートル
朝倉市	○・二三メートル
嘉麻市	○・二三メートル
筑紫郡那珂川町	○・二二メートル
糟屋郡宇美町	○・二メートル
糟屋郡篠栗町	○・二二メートル
糟屋郡志免町	○・二〇メートル
糟屋郡須恵町	○・二メートル
糟屋郡新宮町	○・一七メートル
糟屋郡久山町	○・二メートル
糟屋郡粕屋町	○・二〇メートル
遠賀郡芦屋町	○・一七メートル
遠賀郡水巻町	○・一八メートル
遠賀郡岡垣町	○・一八メートル
遠賀郡遠賀町	○・一八メートル
鞍手郡小竹町	○・二メートル
鞍手郡鞍手町	○・二〇メートル
嘉穂郡桂川町	○・二三メートル
朝倉郡筑前町	○・二三メートル

朝倉郡東峰村（旧小石原村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡小石原村の区域をいう。））	○・四七メートル
朝倉郡東峰村（旧宝珠山村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡宝珠山村の区域をいう。））	○・二九メートル
糸島郡二丈町	○・一七メートル
糸島郡志摩町	○・一六メートル
三井郡大刀洗町	○・二一メートル
三潞郡大木町	○・二〇メートル
八女郡黒木町	○・二七メートル
八女郡立花町	○・二三メートル
八女郡広川町	○・二三メートル
八女郡矢部村	○・四一メートル
八女郡星野村	○・三六メートル
山門郡瀬高町	○・二〇メートル
山門郡山川町	○・二一メートル
三池郡高田町	○・一九メートル
田川郡香春町	○・二三メートル
田川郡添田町	○・二五メートル
田川郡糸田町	○・二二メートル
田川郡川崎町	○・二三メートル
田川郡大任町	○・二三メートル
田川郡赤村	○・二六メートル
田川郡福智町	○・二二メートル
京都郡苅田町	○・一七メートル
京都郡みやこ町	○・二二メートル
築上町吉富町	○・一七メートル
築上郡上毛町	○・二一メートル
築上郡築上町	○・一八メートル

履歴：(シ)一部改正 平成18年3月27日～平成18年11月21日

(い) 地域	(ろ) 垂直積雪量
直方市	〇・二メートル
飯塚市	〇・二三メートル
田川市	〇・二四メートル
柳川市	〇・一九メートル
八女市	〇・二二メートル
筑後市	〇・二メートル
大川市	〇・一九メートル
行橋市	〇・一七メートル
豊前市	〇・一八メートル
中間市	〇・二〇メートル
小郡市	〇・二メートル
筑紫野市	〇・二三メートル
春日市	〇・二二メートル
大野城市	〇・二メートル
宗像市	〇・一七メートル
太宰府市	〇・二三メートル
前原市	〇・一七メートル
古賀市	〇・一八メートル
福津市	〇・一七メートル
うきは市	〇・二四メートル
宮若市	〇・二メートル
朝倉市	〇・二三メートル
嘉麻市	〇・二三メートル
筑紫郡那珂川町	〇・二二メートル
糟屋郡宇美町	〇・二メートル
糟屋郡篠栗町	〇・二二メートル
糟屋郡志免町	〇・二〇メートル
糟屋郡須恵町	〇・二メートル
糟屋郡新宮町	〇・一七メートル
糟屋郡久山町	〇・二メートル
糟屋郡粕屋町	〇・二〇メートル
遠賀郡芦屋町	〇・一七メートル
遠賀郡水巻町	〇・一八メートル
遠賀郡岡垣町	〇・一八メートル
遠賀郡遠賀町	〇・一八メートル
鞍手郡小竹町	〇・二メートル
鞍手郡鞍手町	〇・二〇メートル
嘉穂郡桂川町	〇・二三メートル
朝倉郡筑前町	〇・二三メートル

朝倉郡東峰村（旧小石原村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡小石原村の区域をいう。））	○・四七メートル
朝倉郡東峰村（旧宝珠山村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡宝珠山村の区域をいう。））	○・二九メートル
糸島郡二丈町	○・一七メートル
糸島郡志摩町	○・一六メートル
三井郡大刀洗町	○・二一メートル
三潞郡大木町	○・二〇メートル
八女郡黒木町	○・二七メートル
八女郡上陽町	○・二五メートル
八女郡立花町	○・二三メートル
八女郡広川町	○・二三メートル
八女郡矢部村	○・四一メートル
八女郡星野村	○・三六メートル
山門郡瀬高町	○・二〇メートル
山門郡山川町	○・二一メートル
三池郡高田町	○・一九メートル
田川郡香春町	○・二三メートル
田川郡添田町	○・二五メートル
田川郡糸田町	○・二二メートル
田川郡川崎町	○・二三メートル
田川郡大任町	○・二三メートル
田川郡赤村	○・二六メートル
田川郡福智町	○・二二メートル
京都郡苅田町	○・一七メートル
京都郡みやこ町	○・二二メートル
築上町吉富町	○・一七メートル
築上郡上毛町	○・二一メートル
築上郡築上町	○・一八メートル

履歴：(シ)一部改正 平成18年3月26日～平成18年3月26日

(い) 地域	(ろ) 垂直積雪量
直方市	○・二メートル
飯塚市	○・二三メートル
田川市	○・二四メートル
柳川市	○・一九メートル
山田市	○・二四メートル
八女市	○・二二メートル
筑後市	○・二メートル
大川市	○・一九メートル
行橋市	○・一七メートル
豊前市	○・一八メートル
中間市	○・二〇メートル
小郡市	○・二メートル
筑紫野市	○・二三メートル
春日市	○・二二メートル
大野城市	○・二メートル
宗像市	○・一七メートル
太宰府市	○・二三メートル
前原市	○・一七メートル
古賀市	○・一八メートル
福津市	○・一七メートル
うきは市	○・二四メートル
宮若市	○・二メートル
朝倉市	○・二三メートル
筑紫郡那珂川町	○・二二メートル
糟屋郡宇美町	○・二メートル
糟屋郡篠栗町	○・二二メートル
糟屋郡志免町	○・二〇メートル
糟屋郡須恵町	○・二メートル
糟屋郡新宮町	○・一七メートル
糟屋郡久山町	○・二メートル
糟屋郡粕屋町	○・二〇メートル
遠賀郡芦屋町	○・一七メートル
遠賀郡水巻町	○・一八メートル
遠賀郡岡垣町	○・一八メートル
遠賀郡遠賀町	○・一八メートル
鞍手郡小竹町	○・二メートル
鞍手郡鞍手町	○・二〇メートル
嘉穂郡桂川町	○・二三メートル

嘉徳郡稲築町	○・二三メートル
嘉徳郡碓井町	○・二三メートル
嘉徳郡嘉徳町	○・二三メートル
朝倉郡筑前町	○・二三メートル
朝倉郡東峰村（旧小石原村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡小石原村の区域をいう。））	○・四七メートル
朝倉郡東峰村（旧宝珠山村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡宝珠山村の区域をいう。））	○・二九メートル
糸島郡二丈町	○・一七メートル
糸島郡志摩町	○・一六メートル
三井郡大刀洗町	○・二一メートル
三潞郡大木町	○・二〇メートル
八女郡黒木町	○・二七メートル
八女郡上陽町	○・二五メートル
八女郡立花町	○・二三メートル
八女郡広川町	○・二三メートル
八女郡矢部村	○・四一メートル
八女郡星野村	○・三六メートル
山門郡瀬高町	○・二〇メートル
山門郡山川町	○・二一メートル
三池郡高田町	○・一九メートル
田川郡香春町	○・二三メートル
田川郡添田町	○・二五メートル
田川郡糸田町	○・二二メートル
田川郡川崎町	○・二三メートル
田川郡大任町	○・二三メートル
田川郡赤村	○・二六メートル
田川郡福智町	○・二二メートル
京都郡苅田町	○・一七メートル
京都郡みやこ町	○・二二メートル
築上町吉富町	○・一七メートル
築上郡上毛町	○・二一メートル
築上郡築上町	○・一八メートル

履歴：(シ)一部改正 平成18年3月20日～平成18年3月25日

(い) 地域	(ろ) 垂直積雪量
直方市	○・二一メートル
飯塚市	○・二三メートル
田川市	○・二四メートル
柳川市	○・一九メートル
山田市	○・二四メートル

八女市	○・二二メートル
筑後市	○・二一メートル
大川市	○・一九メートル
行橋市	○・一七メートル
豊前市	○・一八メートル
中間市	○・二〇メートル
小郡市	○・二一メートル
筑紫野市	○・二三メートル
春日市	○・二二メートル
大野城市	○・二一メートル
宗像市	○・一七メートル
太宰府市	○・二三メートル
前原市	○・一七メートル
古賀市	○・一八メートル
福津市	○・一七メートル
うきは市	○・二四メートル
宮若市	○・二一メートル
朝倉市	○・二三メートル
筑紫郡那珂川町	○・二二メートル
糟屋郡宇美町	○・二一メートル
糟屋郡篠栗町	○・二二メートル
糟屋郡志免町	○・二〇メートル
糟屋郡須恵町	○・二一メートル
糟屋郡新宮町	○・一七メートル
糟屋郡久山町	○・二一メートル
糟屋郡粕屋町	○・二〇メートル
遠賀郡芦屋町	○・一七メートル
遠賀郡水巻町	○・一八メートル
遠賀郡岡垣町	○・一八メートル
遠賀郡遠賀町	○・一八メートル
鞍手郡小竹町	○・二一メートル
鞍手郡鞍手町	○・二〇メートル
嘉徳郡桂川町	○・二三メートル
嘉徳郡稲築町	○・二三メートル
嘉徳郡碓井町	○・二三メートル
嘉徳郡嘉徳町	○・二三メートル
嘉徳郡筑穂町	○・二四メートル
嘉徳郡穂波町	○・二二メートル
嘉徳郡庄内町	○・二二メートル
嘉徳郡頼田町	○・二一メートル
朝倉郡筑前町	○・二三メートル

朝倉郡東峰村（旧小石原村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡小石原村の区域をいう。））	○・四七メートル
朝倉郡東峰村（旧宝珠山村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡宝珠山村の区域をいう。））	○・二九メートル
糸島郡二丈町	○・一七メートル
糸島郡志摩町	○・一六メートル
三井郡大刀洗町	○・二一メートル
三潞郡大木町	○・二〇メートル
八女郡黒木町	○・二七メートル
八女郡上陽町	○・二五メートル
八女郡立花町	○・二三メートル
八女郡広川町	○・二三メートル
八女郡矢部村	○・四一メートル
八女郡星野村	○・三六メートル
山門郡瀬高町	○・二〇メートル
山門郡山川町	○・二一メートル
三池郡高田町	○・一九メートル
田川郡香春町	○・二三メートル
田川郡添田町	○・二五メートル
田川郡糸田町	○・二二メートル
田川郡川崎町	○・二三メートル
田川郡大任町	○・二三メートル
田川郡赤村	○・二六メートル
田川郡福智町	○・二二メートル
京都郡苅田町	○・一七メートル
京都郡みやこ町	○・二二メートル
築上町吉富町	○・一七メートル
築上郡上毛町	○・二一メートル
築上郡築上町	○・一八メートル

履歴：(L)一部改正 平成18年3月6日～平成18年3月19日

(い) 地域	(ろ) 垂直積雪量
直方市	○・二メートル
飯塚市	○・二三メートル
田川市	○・二四メートル
柳川市	○・一九メートル
山田市	○・二四メートル
甘木市	○・二三メートル
八女市	○・二二メートル
筑後市	○・二メートル
大川市	○・一九メートル
行橋市	○・一七メートル
豊前市	○・一八メートル
中間市	○・二〇メートル
小郡市	○・二メートル
筑紫野市	○・二三メートル
春日市	○・二二メートル
大野城市	○・二メートル
宗像市	○・一七メートル
太宰府市	○・二三メートル
前原市	○・一七メートル
古賀市	○・一八メートル
福津市	○・一七メートル
うきは市	○・二四メートル
宮若市	○・二メートル
筑紫郡那珂川町	○・二二メートル
糟屋郡宇美町	○・二メートル
糟屋郡篠栗町	○・二二メートル
糟屋郡志免町	○・二〇メートル
糟屋郡須恵町	○・二メートル
糟屋郡新宮町	○・一七メートル
糟屋郡久山町	○・二メートル
糟屋郡粕屋町	○・二〇メートル
遠賀郡芦屋町	○・一七メートル
遠賀郡水巻町	○・一八メートル
遠賀郡岡垣町	○・一八メートル
遠賀郡遠賀町	○・一八メートル
鞍手郡小竹町	○・二メートル
鞍手郡鞍手町	○・二〇メートル
嘉穂郡桂川町	○・二三メートル
嘉穂郡稲築町	○・二三メートル

嘉徳郡碓井町	○・二三メートル
嘉徳郡嘉徳町	○・二三メートル
嘉徳郡筑穂町	○・二四メートル
嘉徳郡穂波町	○・二二メートル
嘉徳郡庄内町	○・二二メートル
嘉徳郡穎田町	○・二一メートル
朝倉郡杷木町	○・二三メートル
朝倉郡朝倉町	○・二三メートル
朝倉郡筑前町	○・二三メートル
朝倉郡東峰村（旧小石原村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡小石原村の区域をいう。））	○・四七メートル
朝倉郡東峰村（旧宝珠山村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡宝珠山村の区域をいう。））	○・二九メートル
糸島郡二丈町	○・一七メートル
糸島郡志摩町	○・一六メートル
三井郡大刀洗町	○・二一メートル
三潞郡大木町	○・二〇メートル
八女郡黒木町	○・二七メートル
八女郡上陽町	○・二五メートル
八女郡立花町	○・二三メートル
八女郡広川町	○・二三メートル
八女郡矢部村	○・四一メートル
八女郡星野村	○・三六メートル
山門郡瀬高町	○・二〇メートル
山門郡山川町	○・二一メートル
三池郡高田町	○・一九メートル
田川郡香春町	○・二三メートル
田川郡添田町	○・二五メートル
田川郡糸田町	○・二二メートル
田川郡川崎町	○・二三メートル
田川郡大任町	○・二三メートル
田川郡赤村	○・二六メートル
田川郡福智町	○・二二メートル
京都郡苅田町	○・一七メートル
京都郡犀川町	○・二〇メートル
京都郡勝山町	○・二一メートル
京都郡豊津町	○・二二メートル
築上町吉富町	○・一七メートル
築上郡上毛町	○・二一メートル
築上郡築上町	○・一八メートル

履歴：(シ)一部改正 平成18年2月11日～平成18年3月5日

(い) 地域	(ろ) 垂直積雪量
直方市	○・二メートル
飯塚市	○・二三メートル
田川市	○・二四メートル
柳川市	○・一九メートル
山田市	○・二四メートル
甘木市	○・二三メートル
八女市	○・二二メートル
筑後市	○・二メートル
大川市	○・一九メートル
行橋市	○・一七メートル
豊前市	○・一八メートル
中間市	○・二〇メートル
小郡市	○・二メートル
筑紫野市	○・二三メートル
春日市	○・二二メートル
大野城市	○・二メートル
宗像市	○・一七メートル
太宰府市	○・二三メートル
前原市	○・一七メートル
古賀市	○・一八メートル
福津市	○・一七メートル
うきは市	○・二四メートル
宮若市	○・二メートル
筑紫郡那珂川町	○・二二メートル
糟屋郡宇美町	○・二メートル
糟屋郡篠栗町	○・二二メートル
糟屋郡志免町	○・二〇メートル
糟屋郡須恵町	○・二メートル
糟屋郡新宮町	○・一七メートル
糟屋郡久山町	○・二メートル
糟屋郡粕屋町	○・二〇メートル
遠賀郡芦屋町	○・一七メートル
遠賀郡水巻町	○・一八メートル
遠賀郡岡垣町	○・一八メートル
遠賀郡遠賀町	○・一八メートル
鞍手郡小竹町	○・二メートル
鞍手郡鞍手町	○・二〇メートル
嘉穂郡桂川町	○・二三メートル
嘉穂郡稲築町	○・二三メートル

嘉徳郡碓井町	○・二三メートル
嘉徳郡嘉徳町	○・二三メートル
嘉徳郡筑穂町	○・二四メートル
嘉徳郡穂波町	○・二二メートル
嘉徳郡庄内町	○・二二メートル
嘉徳郡穎田町	○・二一メートル
朝倉郡杷木町	○・二三メートル
朝倉郡朝倉町	○・二三メートル
朝倉郡筑前町	○・二三メートル
朝倉郡東峰村（旧小石原村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡小石原村の区域をいう。））	○・四七メートル
朝倉郡東峰村（旧宝珠山村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡宝珠山村の区域をいう。））	○・二九メートル
糸島郡二丈町	○・一七メートル
糸島郡志摩町	○・一六メートル
三井郡大刀洗町	○・二一メートル
三潞郡大木町	○・二〇メートル
八女郡黒木町	○・二七メートル
八女郡上陽町	○・二五メートル
八女郡立花町	○・二三メートル
八女郡広川町	○・二三メートル
八女郡矢部村	○・四一メートル
八女郡星野村	○・三六メートル
山門郡瀬高町	○・二〇メートル
山門郡山川町	○・二一メートル
三池郡高田町	○・一九メートル
田川郡香春町	○・二三メートル
田川郡添田町	○・二五メートル
田川郡金田町	○・二一メートル
田川郡糸田町	○・二二メートル
田川郡川崎町	○・二三メートル
田川郡赤池町	○・二一メートル
田川郡方城町	○・二四メートル
田川郡大任町	○・二三メートル
田川郡赤村	○・二六メートル
京都郡苅田町	○・一七メートル
京都郡犀川町	○・二〇メートル
京都郡勝山町	○・二一メートル
京都郡豊津町	○・二二メートル
築上町吉富町	○・一七メートル
築上郡上毛町	○・二一メートル
築上郡築上町	○・一八メートル

履歴：(シ)一部改正 平成18年1月10日～平成18年2月10日

(い) 地域	(ろ) 垂直積雪量
直方市	○・二メートル
飯塚市	○・二三メートル
田川市	○・二四メートル
柳川市	○・一九メートル
山田市	○・二四メートル
甘木市	○・二三メートル
八女市	○・二二メートル
筑後市	○・二メートル
大川市	○・一九メートル
行橋市	○・一七メートル
豊前市	○・一八メートル
中間市	○・二〇メートル
小郡市	○・二メートル
筑紫野市	○・二三メートル
春日市	○・二二メートル
大野城市	○・二メートル
宗像市	○・一七メートル
太宰府市	○・二三メートル
前原市	○・一七メートル
古賀市	○・一八メートル
福津市	○・一七メートル
うきは市	○・二四メートル
筑紫郡那珂川町	○・二二メートル
糟屋郡宇美町	○・二メートル
糟屋郡篠栗町	○・二二メートル
糟屋郡志免町	○・二〇メートル
糟屋郡須恵町	○・二メートル
糟屋郡新宮町	○・一七メートル
糟屋郡久山町	○・二メートル
糟屋郡粕屋町	○・二〇メートル
遠賀郡芦屋町	○・一七メートル
遠賀郡水巻町	○・一八メートル
遠賀郡岡垣町	○・一八メートル
遠賀郡遠賀町	○・一八メートル
鞍手郡小竹町	○・二メートル
鞍手郡鞍手町	○・二〇メートル
鞍手郡宮田町	○・二メートル
鞍手郡若宮町	○・二二メートル

嘉徳郡桂川町	○・二三メートル
嘉徳郡稲築町	○・二三メートル
嘉徳郡碓井町	○・二三メートル
嘉徳郡嘉徳町	○・二三メートル
嘉徳郡筑穂町	○・二四メートル
嘉徳郡穂波町	○・二二メートル
嘉徳郡庄内町	○・二二メートル
嘉徳郡穎田町	○・二一メートル
朝倉郡杷木町	○・二三メートル
朝倉郡朝倉町	○・二三メートル
朝倉郡筑前町	○・二三メートル
朝倉郡東峰村（旧小石原村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡小石原村の区域をいう。））	○・四七メートル
朝倉郡東峰村（旧宝珠山村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡宝珠山村の区域をいう。））	○・二九メートル
糸島郡二丈町	○・一七メートル
糸島郡志摩町	○・一六メートル
三井郡大刀洗町	○・二一メートル
三潞郡大木町	○・二〇メートル
八女郡黒木町	○・二七メートル
八女郡上陽町	○・二五メートル
八女郡立花町	○・二三メートル
八女郡広川町	○・二三メートル
八女郡矢部村	○・四一メートル
八女郡星野村	○・三六メートル
山門郡瀬高町	○・二〇メートル
山門郡山川町	○・二一メートル
三池郡高田町	○・一九メートル
田川郡香春町	○・二三メートル
田川郡添田町	○・二五メートル
田川郡金田町	○・二一メートル
田川郡糸田町	○・二二メートル
田川郡川崎町	○・二三メートル
田川郡赤池町	○・二一メートル
田川郡方城町	○・二四メートル
田川郡大任町	○・二三メートル
田川郡赤村	○・二六メートル
京都郡苅田町	○・一七メートル
京都郡犀川町	○・二〇メートル
京都郡勝山町	○・二一メートル
京都郡豊津町	○・二二メートル
築上町吉富町	○・一七メートル

築上郡上毛町	○・二メートル
築上郡築上町	○・一八メートル

履歴：(シ)一部改正 平成 17 年 12 月 28 日～平成 18 年 1 月 9 日

(イ) 地域	(ろ) 垂直積雪量
直方市	○・二メートル
飯塚市	○・二三メートル
田川市	○・二四メートル
柳川市	○・一九メートル
山田市	○・二四メートル
甘木市	○・二三メートル
八女市	○・二二メートル
筑後市	○・二メートル
大川市	○・一九メートル
行橋市	○・一七メートル
豊前市	○・一八メートル
中間市	○・二〇メートル
小郡市	○・二メートル
筑紫野市	○・二三メートル
春日市	○・二二メートル
大野城市	○・二メートル
宗像市	○・一七メートル
太宰府市	○・二三メートル
前原市	○・一七メートル
古賀市	○・一八メートル
福津市	○・一七メートル
うきは市	○・二四メートル
筑紫郡那珂川町	○・二二メートル
糟屋郡宇美町	○・二メートル
糟屋郡篠栗町	○・二二メートル
糟屋郡志免町	○・二〇メートル
糟屋郡須恵町	○・二メートル
糟屋郡新宮町	○・一七メートル
糟屋郡久山町	○・二メートル
糟屋郡粕屋町	○・二〇メートル
遠賀郡芦屋町	○・一七メートル
遠賀郡水巻町	○・一八メートル
遠賀郡岡垣町	○・一八メートル
遠賀郡遠賀町	○・一八メートル
鞍手郡小竹町	○・二メートル
鞍手郡鞍手町	○・二〇メートル

鞍手郡宮田町	○・二一メートル
鞍手郡若宮町	○・二二メートル
嘉穂郡桂川町	○・二三メートル
嘉穂郡稲築町	○・二三メートル
嘉穂郡碓井町	○・二三メートル
嘉穂郡嘉穂町	○・二三メートル
嘉穂郡筑穂町	○・二四メートル
嘉穂郡穂波町	○・二二メートル
嘉穂郡庄内町	○・二二メートル
嘉穂郡潁田町	○・二一メートル
朝倉郡杷木町	○・二三メートル
朝倉郡朝倉町	○・二三メートル
朝倉郡筑前町	○・二三メートル
朝倉郡東峰村（旧小石原村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡小石原村の区域をいう。））	○・四七メートル
朝倉郡東峰村（旧宝珠山村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡宝珠山村の区域をいう。））	○・二九メートル
糸島郡二丈町	○・一七メートル
糸島郡志摩町	○・一六メートル
三井郡大刀洗町	○・二一メートル
三潞郡大木町	○・二〇メートル
八女郡黒木町	○・二七メートル
八女郡上陽町	○・二五メートル
八女郡立花町	○・二三メートル
八女郡広川町	○・二三メートル
八女郡矢部村	○・四一メートル
八女郡星野村	○・三六メートル
山門郡瀬高町	○・二〇メートル
山門郡山川町	○・二一メートル
三池郡高田町	○・一九メートル
田川郡香春町	○・二三メートル
田川郡添田町	○・二五メートル
田川郡金田町	○・二一メートル
田川郡糸田町	○・二二メートル
田川郡川崎町	○・二三メートル
田川郡赤池町	○・二一メートル
田川郡方城町	○・二四メートル
田川郡大任町	○・二三メートル
田川郡赤村	○・二六メートル
京都郡苅田町	○・一七メートル
京都郡犀川町	○・二〇メートル
京都郡勝山町	○・二一メートル

京都郡豊津町	○・二二メートル
築上郡椎田町	○・一七メートル
築上町吉富町	○・一七メートル
築上郡築上町	○・一九メートル
築上郡上毛町	○・二一メートル

履歴：(み)一部改正 平成 17 年 3 月 28 日～平成 17 年 12 月 27 日

(い) 地域	(ろ) 垂直積雪量
直方市	○・二メートル
飯塚市	○・二三メートル
田川市	○・二四メートル
柳川市	○・一九メートル
山田市	○・二四メートル
甘木市	○・二三メートル
八女市	○・二二メートル
筑後市	○・二メートル
大川市	○・一九メートル
行橋市	○・一七メートル
豊前市	○・一八メートル
中間市	○・二〇メートル
小郡市	○・二メートル
筑紫野市	○・二三メートル
春日市	○・二二メートル
大野城市	○・二メートル
宗像市	○・一七メートル
太宰府市	○・二三メートル
前原市	○・一七メートル
古賀市	○・一八メートル
福津市	○・一七メートル
うきは市	○・二四メートル
筑紫郡那珂川町	○・二二メートル
糟屋郡宇美町	○・二メートル
糟屋郡篠栗町	○・二二メートル
糟屋郡志免町	○・二〇メートル
糟屋郡須恵町	○・二メートル
糟屋郡新宮町	○・一七メートル
糟屋郡久山町	○・二メートル
糟屋郡粕屋町	○・二〇メートル
遠賀郡芦屋町	○・一七メートル
遠賀郡水巻町	○・一八メートル
遠賀郡岡垣町	○・一八メートル
遠賀郡遠賀町	○・一八メートル
鞍手郡小竹町	○・二メートル
鞍手郡鞍手町	○・二〇メートル
鞍手郡宮田町	○・二メートル
鞍手郡若宮町	○・二二メートル
嘉穂郡桂川町	○・二三メートル

嘉徳郡稲築町	○・二三メートル
嘉徳郡碓井町	○・二三メートル
嘉徳郡嘉徳町	○・二三メートル
嘉徳郡筑穂町	○・二四メートル
嘉徳郡穂波町	○・二二メートル
嘉徳郡庄内町	○・二二メートル
嘉徳郡潁田町	○・二一メートル
朝倉郡杷木町	○・二三メートル
朝倉郡朝倉町	○・二三メートル
朝倉郡筑前町	○・二三メートル
朝倉郡東峰村（旧小石原村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡小石原村の区域をいう。））	○・四七メートル
朝倉郡東峰村（旧宝珠山村（平成十七年三月二十七日における朝倉郡宝珠山村の区域をいう。））	○・二九メートル
糸島郡二丈町	○・一七メートル
糸島郡志摩町	○・一六メートル
三井郡大刀洗町	○・二一メートル
三潞郡大木町	○・二〇メートル
八女郡黒木町	○・二七メートル
八女郡上陽町	○・二五メートル
八女郡立花町	○・二三メートル
八女郡広川町	○・二三メートル
八女郡矢部村	○・四一メートル
八女郡星野村	○・三六メートル
山門郡瀬高町	○・二〇メートル
山門郡山川町	○・二一メートル
三池郡高田町	○・一九メートル
田川郡香春町	○・二三メートル
田川郡添田町	○・二五メートル
田川郡金田町	○・二一メートル
田川郡糸田町	○・二二メートル
田川郡川崎町	○・二三メートル
田川郡赤池町	○・二一メートル
田川郡方城町	○・二四メートル
田川郡大任町	○・二三メートル
田川郡赤村	○・二六メートル
京都郡苅田町	○・一七メートル
京都郡犀川町	○・二〇メートル
京都郡勝山町	○・二一メートル
京都郡豊津町	○・二二メートル
築上郡椎田町	○・一七メートル
築上町吉富町	○・一七メートル

築上郡築上町	〇・一九メートル
築上郡新吉富村	〇・一九メートル
築上郡大平村	〇・二二メートル

履歴：(み)一部改正 平成 17 年 3 月 22 日～平成 17 年 3 月 27 日

(い) 地域	(ろ) 垂直積雪量
直方市	〇・二メートル
飯塚市	〇・二三メートル
田川市	〇・二四メートル
柳川市	〇・一九メートル
山田市	〇・二四メートル
甘木市	〇・二三メートル
八女市	〇・二二メートル
筑後市	〇・二メートル
大川市	〇・一九メートル
行橋市	〇・一七メートル
豊前市	〇・一八メートル
中間市	〇・二〇メートル
小郡市	〇・二メートル
筑紫野市	〇・二三メートル
春日市	〇・二二メートル
大野城市	〇・二メートル
宗像市	〇・一七メートル
太宰府市	〇・二三メートル
前原市	〇・一七メートル
古賀市	〇・一八メートル
福津市	〇・一七メートル
うきは市	〇・二四メートル
筑紫郡那珂川町	〇・二二メートル
糟屋郡宇美町	〇・二メートル
糟屋郡篠栗町	〇・二二メートル
糟屋郡志免町	〇・二〇メートル
糟屋郡須恵町	〇・二メートル
糟屋郡新宮町	〇・一七メートル
糟屋郡久山町	〇・二メートル
糟屋郡粕屋町	〇・二〇メートル
宗像郡大島村	〇・一五メートル
遠賀郡芦屋町	〇・一七メートル
遠賀郡水巻町	〇・一八メートル
遠賀郡岡垣町	〇・一八メートル
遠賀郡遠賀町	〇・一八メートル

鞍手郡小竹町	○・二一メートル
鞍手郡鞍手町	○・二〇メートル
鞍手郡宮田町	○・二一メートル
鞍手郡若宮町	○・二二メートル
嘉徳郡桂川町	○・二三メートル
嘉徳郡稲築町	○・二三メートル
嘉徳郡碓井町	○・二三メートル
嘉徳郡嘉徳町	○・二三メートル
嘉徳郡筑穂町	○・二四メートル
嘉徳郡穂波町	○・二二メートル
嘉徳郡庄内町	○・二二メートル
嘉徳郡潁田町	○・二一メートル
朝倉郡杷木町	○・二三メートル
朝倉郡朝倉町	○・二三メートル
朝倉郡筑前町	○・二三メートル
朝倉郡小石原村	○・四七メートル
朝倉郡宝珠山村	○・二九メートル
糸島郡二丈町	○・一七メートル
糸島郡志摩町	○・一六メートル
三井郡大刀洗町	○・二一メートル
三潞郡大木町	○・二〇メートル
八女郡黒木町	○・二七メートル
八女郡上陽町	○・二五メートル
八女郡立花町	○・二三メートル
八女郡広川町	○・二三メートル
八女郡矢部村	○・四一メートル
八女郡星野村	○・三六メートル
山門郡瀬高町	○・二〇メートル
山門郡山川町	○・二一メートル
三池郡高田町	○・一九メートル
田川郡香春町	○・二三メートル
田川郡添田町	○・二五メートル
田川郡金田町	○・二一メートル
田川郡糸田町	○・二二メートル
田川郡川崎町	○・二三メートル
田川郡赤池町	○・二一メートル
田川郡方城町	○・二四メートル
田川郡大任町	○・二三メートル
田川郡赤村	○・二六メートル
京都郡菟田町	○・一七メートル
京都郡犀川町	○・二〇メートル

京都郡勝山町	○・二一メートル
京都郡豊津町	○・二二メートル
築上郡椎田町	○・一七メートル
築上町吉富町	○・一七メートル
築上郡築上町	○・一九メートル
築上郡新吉富村	○・一九メートル
築上郡大平村	○・二二メートル

履歴：(み)一部改正 平成 17 年 3 月 21 日～平成 17 年 3 月 21 日

(い) 地域	(ろ) 垂直積雪量
直方市	○・二一メートル
飯塚市	○・二三メートル
田川市	○・二四メートル
柳川市	○・一九メートル
山田市	○・二四メートル
甘木市	○・二三メートル
八女市	○・二二メートル
筑後市	○・二一メートル
大川市	○・一九メートル
行橋市	○・一七メートル
豊前市	○・一八メートル
中間市	○・二〇メートル
小郡市	○・二一メートル
筑紫野市	○・二三メートル
春日市	○・二二メートル
大野城市	○・二一メートル
宗像市	○・一七メートル
太宰府市	○・二三メートル
前原市	○・一七メートル
古賀市	○・一八メートル
福津市	○・一七メートル
うきは市	○・二四メートル
筑紫郡那珂川町	○・二二メートル
糟屋郡宇美町	○・二一メートル
糟屋郡篠栗町	○・二二メートル
糟屋郡志免町	○・二〇メートル
糟屋郡須恵町	○・二一メートル
糟屋郡新宮町	○・一七メートル
糟屋郡久山町	○・二一メートル
糟屋郡粕屋町	○・二〇メートル
宗像郡大島村	○・一五メートル

遠賀郡芦屋町	○・一七メートル
遠賀郡水巻町	○・一八メートル
遠賀郡岡垣町	○・一八メートル
遠賀郡遠賀町	○・一八メートル
鞍手郡小竹町	○・二一メートル
鞍手郡鞍手町	○・二〇メートル
鞍手郡宮田町	○・二一メートル
鞍手郡若宮町	○・二二メートル
嘉徳郡桂川町	○・二三メートル
嘉徳郡稲築町	○・二三メートル
嘉徳郡碓井町	○・二三メートル
嘉徳郡嘉徳町	○・二三メートル
嘉徳郡筑穂町	○・二四メートル
嘉徳郡穂波町	○・二二メートル
嘉徳郡庄内町	○・二二メートル
嘉徳郡頼田町	○・二一メートル
朝倉郡杷木町	○・二三メートル
朝倉郡朝倉町	○・二三メートル
朝倉郡三輪町	○・二三メートル
朝倉郡夜須町	○・二二メートル
朝倉郡小石原村	○・四七メートル
朝倉郡宝珠山村	○・二九メートル
糸島郡二丈町	○・一七メートル
糸島郡志摩町	○・一六メートル
三井郡大刀洗町	○・二一メートル
三潞郡大木町	○・二〇メートル
八女郡黒木町	○・二七メートル
八女郡上陽町	○・二五メートル
八女郡立花町	○・二三メートル
八女郡広川町	○・二三メートル
八女郡矢部村	○・四一メートル
八女郡星野村	○・三六メートル
山門郡瀬高町	○・二〇メートル
山門郡山川町	○・二一メートル
三池郡高田町	○・一九メートル
田川郡香春町	○・二三メートル
田川郡添田町	○・二五メートル
田川郡金田町	○・二一メートル
田川郡糸田町	○・二二メートル
田川郡川崎町	○・二三メートル
田川郡赤池町	○・二一メートル

田川郡方城町	○・二四メートル
田川郡大任町	○・二三メートル
田川郡赤村	○・二六メートル
京都郡苅田町	○・一七メートル
京都郡犀川町	○・二〇メートル
京都郡勝山町	○・二一メートル
京都郡豊津町	○・二二メートル
築上郡椎田町	○・一七メートル
築上町吉富町	○・一七メートル
築上郡築上町	○・一九メートル
築上郡新吉富村	○・一九メートル
築上郡大平村	○・二二メートル

履歴：(み)一部改正 平成 17 年 3 月 20 日～平成 17 年 3 月 20 日

(い) 地域	(ろ) 垂直積雪量
直方市	○・二一メートル
飯塚市	○・二三メートル
田川市	○・二四メートル
柳川市	○・一九メートル
山田市	○・二四メートル
甘木市	○・二三メートル
八女市	○・二二メートル
筑後市	○・二一メートル
大川市	○・一九メートル
行橋市	○・一七メートル
豊前市	○・一八メートル
中間市	○・二〇メートル
小郡市	○・二一メートル
筑紫野市	○・二三メートル
春日市	○・二二メートル
大野城市	○・二一メートル
宗像市	○・一七メートル
太宰府市	○・二三メートル
前原市	○・一七メートル
古賀市	○・一八メートル
福津市	○・一七メートル
うきは市	○・二四メートル
筑紫郡那珂川町	○・二二メートル
糟屋郡宇美町	○・二一メートル
糟屋郡篠栗町	○・二二メートル
糟屋郡志免町	○・二〇メートル

糟屋郡須恵町	○・二一メートル
糟屋郡新宮町	○・一七メートル
糟屋郡久山町	○・二一メートル
糟屋郡粕屋町	○・二〇メートル
宗像郡大島村	○・一五メートル
遠賀郡芦屋町	○・一七メートル
遠賀郡水巻町	○・一八メートル
遠賀郡岡垣町	○・一八メートル
遠賀郡遠賀町	○・一八メートル
鞍手郡小竹町	○・二一メートル
鞍手郡鞍手町	○・二〇メートル
鞍手郡宮田町	○・二一メートル
鞍手郡若宮町	○・二二メートル
嘉徳郡桂川町	○・二三メートル
嘉徳郡稲築町	○・二三メートル
嘉徳郡碓井町	○・二三メートル
嘉徳郡嘉徳町	○・二三メートル
嘉徳郡筑穂町	○・二四メートル
嘉徳郡穂波町	○・二二メートル
嘉徳郡庄内町	○・二二メートル
嘉徳郡颯田町	○・二一メートル
朝倉郡杷木町	○・二三メートル
朝倉郡朝倉町	○・二三メートル
朝倉郡三輪町	○・二三メートル
朝倉郡夜須町	○・二二メートル
朝倉郡小石原村	○・四七メートル
朝倉郡宝珠山村	○・二九メートル
糸島郡二丈町	○・一七メートル
糸島郡志摩町	○・一六メートル
三井郡大刀洗町	○・二一メートル
三潞郡大木町	○・二〇メートル
八女郡黒木町	○・二七メートル
八女郡上陽町	○・二五メートル
八女郡立花町	○・二三メートル
八女郡広川町	○・二三メートル
八女郡矢部村	○・四一メートル
八女郡星野村	○・三六メートル
山門郡瀬高町	○・二〇メートル
山門郡大和町	○・一八メートル
山門郡三橋町	○・一九メートル
山門郡山川町	○・二一メートル

三池郡高田町	○・一九メートル
田川郡香春町	○・二三メートル
田川郡添田町	○・二五メートル
田川郡金田町	○・二一メートル
田川郡糸田町	○・二二メートル
田川郡川崎町	○・二三メートル
田川郡赤池町	○・二一メートル
田川郡方城町	○・二四メートル
田川郡大任町	○・二三メートル
田川郡赤村	○・二六メートル
京都郡苅田町	○・一七メートル
京都郡犀川町	○・二〇メートル
京都郡勝山町	○・二一メートル
京都郡豊津町	○・二二メートル
築上郡椎田町	○・一七メートル
築上町吉富町	○・一七メートル
築上郡築上町	○・一九メートル
築上郡新吉富村	○・一九メートル
築上郡大平村	○・二二メートル

履歴：(み)一部改正 平成 17 年 2 月 5 日～平成 17 年 3 月 19 日

(い) 地域	(ろ) 垂直積雪量
直方市	○・二一メートル
飯塚市	○・二三メートル
田川市	○・二四メートル
柳川市	○・一九メートル
山田市	○・二四メートル
甘木市	○・二三メートル
八女市	○・二二メートル
筑後市	○・二一メートル
大川市	○・一九メートル
行橋市	○・一七メートル
豊前市	○・一八メートル
中間市	○・二〇メートル
小郡市	○・二一メートル
筑紫野市	○・二三メートル
春日市	○・二二メートル
大野城市	○・二一メートル
宗像市	○・一七メートル
太宰府市	○・二三メートル
前原市	○・一七メートル

古賀市	○・一八メートル
福津市	○・一七メートル
筑紫郡那珂川町	○・二二メートル
糟屋郡宇美町	○・二一メートル
糟屋郡篠栗町	○・二二メートル
糟屋郡志免町	○・二〇メートル
糟屋郡須恵町	○・二一メートル
糟屋郡新宮町	○・一七メートル
糟屋郡久山町	○・二一メートル
糟屋郡粕屋町	○・二〇メートル
宗像郡大島村	○・一五メートル
遠賀郡芦屋町	○・一七メートル
遠賀郡水巻町	○・一八メートル
遠賀郡岡垣町	○・一八メートル
遠賀郡遠賀町	○・一八メートル
鞍手郡小竹町	○・二一メートル
鞍手郡鞍手町	○・二〇メートル
鞍手郡宮田町	○・二一メートル
鞍手郡若宮町	○・二二メートル
嘉徳郡桂川町	○・二三メートル
嘉徳郡稲築町	○・二三メートル
嘉徳郡碓井町	○・二三メートル
嘉徳郡嘉徳町	○・二三メートル
嘉徳郡筑穂町	○・二四メートル
嘉徳郡穂波町	○・二二メートル
嘉徳郡庄内町	○・二二メートル
嘉徳郡颯田町	○・二一メートル
朝倉郡杷木町	○・二三メートル
朝倉郡朝倉町	○・二三メートル
朝倉郡三輪町	○・二三メートル
朝倉郡夜須町	○・二二メートル
朝倉郡小石原村	○・四七メートル
朝倉郡宝珠山村	○・二九メートル
糸島郡二丈町	○・一七メートル
糸島郡志摩町	○・一六メートル
浮羽郡吉井町	○・二四メートル
浮羽郡浮羽町	○・二三メートル
三井郡大刀洗町	○・二一メートル
三潞郡大木町	○・二〇メートル
八女郡黒木町	○・二七メートル
八女郡上陽町	○・二五メートル

八女郡立花町	○・二三メートル
八女郡広川町	○・二三メートル
八女郡矢部村	○・四一メートル
八女郡星野村	○・三六メートル
山門郡瀬高町	○・二〇メートル
山門郡大和町	○・一八メートル
山門郡三橋町	○・一九メートル
山門郡山川町	○・二一メートル
三池郡高田町	○・一九メートル
田川郡香春町	○・二三メートル
田川郡添田町	○・二五メートル
田川郡金田町	○・二一メートル
田川郡糸田町	○・二二メートル
田川郡川崎町	○・二三メートル
田川郡赤池町	○・二一メートル
田川郡方城町	○・二四メートル
田川郡大任町	○・二三メートル
田川郡赤村	○・二六メートル
京都郡苅田町	○・一七メートル
京都郡犀川町	○・二〇メートル
京都郡勝山町	○・二一メートル
京都郡豊津町	○・二二メートル
築上郡椎田町	○・一七メートル
築上町吉富町	○・一七メートル
築上郡築上町	○・一九メートル
築上郡新吉富村	○・一九メートル
築上郡大平村	○・二二メートル

履歴：(み)一部改正 平成17年1月24日～平成17年2月4日

(い) 地域	(ろ) 垂直積雪量
直方市	○・二一メートル
飯塚市	○・二三メートル
田川市	○・二四メートル
柳川市	○・一九メートル
山田市	○・二四メートル
甘木市	○・二三メートル
八女市	○・二二メートル
筑後市	○・二一メートル
大川市	○・一九メートル
行橋市	○・一七メートル
豊前市	○・一八メートル

中間市	○・二〇メートル
小郡市	○・二一メートル
筑紫野市	○・二三メートル
春日市	○・二二メートル
大野城市	○・二一メートル
宗像市	○・一七メートル
太宰府市	○・二三メートル
前原市	○・一七メートル
古賀市	○・一八メートル
福津市	○・一七メートル
筑紫郡那珂川町	○・二二メートル
糟屋郡宇美町	○・二一メートル
糟屋郡篠栗町	○・二二メートル
糟屋郡志免町	○・二〇メートル
糟屋郡須恵町	○・二一メートル
糟屋郡新宮町	○・一七メートル
糟屋郡久山町	○・二一メートル
糟屋郡粕屋町	○・二〇メートル
宗像郡大島村	○・一五メートル
遠賀郡芦屋町	○・一七メートル
遠賀郡水巻町	○・一八メートル
遠賀郡岡垣町	○・一八メートル
遠賀郡遠賀町	○・一八メートル
鞍手郡小竹町	○・二一メートル
鞍手郡鞍手町	○・二〇メートル
鞍手郡宮田町	○・二一メートル
鞍手郡若宮町	○・二二メートル
嘉徳郡桂川町	○・二三メートル
嘉徳郡稲築町	○・二三メートル
嘉徳郡碓井町	○・二三メートル
嘉徳郡嘉徳町	○・二三メートル
嘉徳郡筑穂町	○・二四メートル
嘉徳郡穂波町	○・二二メートル
嘉徳郡庄内町	○・二二メートル
嘉徳郡瀬田町	○・二一メートル
朝倉郡杷木町	○・二三メートル
朝倉郡朝倉町	○・二三メートル
朝倉郡三輪町	○・二三メートル
朝倉郡夜須町	○・二二メートル
朝倉郡小石原村	○・四七メートル
朝倉郡宝珠山村	○・二九メートル

糸島郡二丈町	○・一七メートル
糸島郡志摩町	○・一六メートル
浮羽郡吉井町	○・二四メートル
浮羽郡田主丸町	○・二二メートル
浮羽郡浮羽町	○・二三メートル
三井郡北野町	○・二二メートル
三井郡大刀洗町	○・二一メートル
三潞郡城島町	○・二一メートル
三潞郡大木町	○・二〇メートル
三潞郡三潞町	○・二〇メートル
八女郡黒木町	○・二七メートル
八女郡上陽町	○・二五メートル
八女郡立花町	○・二三メートル
八女郡広川町	○・二三メートル
八女郡矢部村	○・四一メートル
八女郡星野村	○・三六メートル
山門郡瀬高町	○・二〇メートル
山門郡大和町	○・一八メートル
山門郡三橋町	○・一九メートル
山門郡山川町	○・二一メートル
三池郡高田町	○・一九メートル
田川郡香春町	○・二三メートル
田川郡添田町	○・二五メートル
田川郡金田町	○・二一メートル
田川郡糸田町	○・二二メートル
田川郡川崎町	○・二三メートル
田川郡赤池町	○・二一メートル
田川郡方城町	○・二四メートル
田川郡大任町	○・二三メートル
田川郡赤村	○・二六メートル
京都郡苅田町	○・一七メートル
京都郡犀川町	○・二〇メートル
京都郡勝山町	○・二一メートル
京都郡豊津町	○・二二メートル
築上郡椎田町	○・一七メートル
築上町吉富町	○・一七メートル
築上郡築上町	○・一九メートル
築上郡新吉富村	○・一九メートル
築上郡大平村	○・二二メートル

履歴：(㊦)一部改正 平成15年4月1日～平成17年1月23日

(い) 地域	(ろ) 垂直積雪量
直方市	○・二メートル
飯塚市	○・二三メートル
田川市	○・二四メートル
柳川市	○・一九メートル
山田市	○・二四メートル
甘木市	○・二三メートル
八女市	○・二二メートル
筑後市	○・二メートル
大川市	○・一九メートル
行橋市	○・一七メートル
豊前市	○・一八メートル
中間市	○・二〇メートル
小郡市	○・二メートル
筑紫野市	○・二三メートル
春日市	○・二二メートル
大野城市	○・二メートル
宗像市	○・一七メートル
太宰府市	○・二三メートル
前原市	○・一七メートル
古賀市	○・一八メートル
筑紫郡那珂川町	○・二二メートル
糟屋郡宇美町	○・二メートル
糟屋郡篠栗町	○・二二メートル
糟屋郡志免町	○・二〇メートル
糟屋郡須恵町	○・二メートル
糟屋郡新宮町	○・一七メートル
糟屋郡久山町	○・二メートル
糟屋郡粕屋町	○・二〇メートル
宗像郡福間町	○・一七メートル
宗像郡津屋崎町	○・一六メートル
宗像郡大島村	○・一五メートル
遠賀郡芦屋町	○・一七メートル
遠賀郡水巻町	○・一八メートル
遠賀郡岡垣町	○・一八メートル
遠賀郡遠賀町	○・一八メートル
鞍手郡小竹町	○・二メートル
鞍手郡鞍手町	○・二〇メートル
鞍手郡宮田町	○・二メートル
鞍手郡若宮町	○・二二メートル

嘉穂郡桂川町	○・二三メートル
嘉穂郡稲築町	○・二三メートル
嘉穂郡碓井町	○・二三メートル
嘉穂郡嘉穂町	○・二三メートル
嘉穂郡筑穂町	○・二四メートル
嘉穂郡穂波町	○・二二メートル
嘉穂郡庄内町	○・二二メートル
嘉穂郡穎田町	○・二一メートル
朝倉郡杷木町	○・二三メートル
朝倉郡朝倉町	○・二三メートル
朝倉郡三輪町	○・二三メートル
朝倉郡夜須町	○・二二メートル
朝倉郡小石原村	○・四七メートル
朝倉郡宝珠山村	○・二九メートル
糸島郡二丈町	○・一七メートル
糸島郡志摩町	○・一六メートル
浮羽郡吉井町	○・二四メートル
浮羽郡田主丸町	○・二二メートル
浮羽郡浮羽町	○・二三メートル
三井郡北野町	○・二二メートル
三井郡大刀洗町	○・二一メートル
三潞郡城島町	○・二一メートル
三潞郡大木町	○・二〇メートル
三潞郡三潞町	○・二〇メートル
八女郡黒木町	○・二七メートル
八女郡上陽町	○・二五メートル
八女郡立花町	○・二三メートル
八女郡広川町	○・二三メートル
八女郡矢部村	○・四一メートル
八女郡星野村	○・三六メートル
山門郡瀬高町	○・二〇メートル
山門郡大和町	○・一八メートル
山門郡三橋町	○・一九メートル
山門郡山川町	○・二一メートル
三池郡高田町	○・一九メートル
田川郡香春町	○・二三メートル
田川郡添田町	○・二五メートル
田川郡金田町	○・二一メートル
田川郡糸田町	○・二二メートル
田川郡川崎町	○・二三メートル
田川郡赤池町	○・二一メートル

田川郡方城町	○・二四メートル
田川郡大任町	○・二三メートル
田川郡赤村	○・二六メートル
京都郡苅田町	○・一七メートル
京都郡犀川町	○・二〇メートル
京都郡勝山町	○・二一メートル
京都郡豊津町	○・二二メートル
築上郡椎田町	○・一七メートル
築上町吉富町	○・一七メートル
築上郡築上町	○・一九メートル
築上郡新吉富村	○・一九メートル
築上郡大平村	○・二二メートル

履歴：(さ)細則追加 平成12年6月14日～平成15年3月31日

(い) 地域	(ろ) 垂直積雪量
直方市	○・二メートル
飯塚市	○・二三メートル
田川市	○・二四メートル
柳川市	○・一九メートル
山田市	○・二四メートル
甘木市	○・二三メートル
八女市	○・二二メートル
筑後市	○・二メートル
大川市	○・一九メートル
行橋市	○・一七メートル
豊前市	○・一八メートル
中間市	○・二〇メートル
小郡市	○・二メートル
筑紫野市	○・二三メートル
春日市	○・二二メートル
大野城市	○・二メートル
宗像市	○・一七メートル
太宰府市	○・二三メートル
前原市	○・一七メートル
古賀市	○・一八メートル
筑紫郡那珂川町	○・二二メートル
糟屋郡宇美町	○・二メートル
糟屋郡篠栗町	○・二二メートル
糟屋郡志免町	○・二〇メートル
糟屋郡須恵町	○・二メートル
糟屋郡新宮町	○・一七メートル
糟屋郡久山町	○・二メートル
糟屋郡粕屋町	○・二〇メートル
宗像郡福間町	○・一七メートル
宗像郡津屋崎町	○・一六メートル
宗像郡玄海町	○・一八メートル
宗像郡大島村	○・一五メートル
遠賀郡芦屋町	○・一七メートル
遠賀郡水巻町	○・一八メートル
遠賀郡岡垣町	○・一八メートル
遠賀郡遠賀町	○・一八メートル
鞍手郡小竹町	○・二メートル
鞍手郡鞍手町	○・二〇メートル
鞍手郡宮田町	○・二メートル

鞍手郡若宮町	○・二二メートル
嘉穂郡桂川町	○・二三メートル
嘉穂郡稲築町	○・二三メートル
嘉穂郡碓井町	○・二三メートル
嘉穂郡嘉穂町	○・二三メートル
嘉穂郡筑穂町	○・二四メートル
嘉穂郡穂波町	○・二二メートル
嘉穂郡庄内町	○・二二メートル
嘉穂郡頼田町	○・二一メートル
朝倉郡杷木町	○・二三メートル
朝倉郡朝倉町	○・二三メートル
朝倉郡三輪町	○・二三メートル
朝倉郡夜須町	○・二二メートル
朝倉郡小石原村	○・四七メートル
朝倉郡宝珠山村	○・二九メートル
糸島郡二丈町	○・一七メートル
糸島郡志摩町	○・一六メートル
浮羽郡吉井町	○・二四メートル
浮羽郡田主丸町	○・二二メートル
浮羽郡浮羽町	○・二三メートル
三井郡北野町	○・二二メートル
三井郡大刀洗町	○・二一メートル
三潞郡城島町	○・二一メートル
三潞郡大木町	○・二〇メートル
三潞郡三潞町	○・二〇メートル
八女郡黒木町	○・二七メートル
八女郡上陽町	○・二五メートル
八女郡立花町	○・二三メートル
八女郡広川町	○・二三メートル
八女郡矢部村	○・四一メートル
八女郡星野村	○・三六メートル
山門郡瀬高町	○・二〇メートル
山門郡大和町	○・一八メートル
山門郡三橋町	○・一九メートル
山門郡山川町	○・二一メートル
三池郡高田町	○・一九メートル
田川郡香春町	○・二三メートル
田川郡添田町	○・二五メートル
田川郡金田町	○・二一メートル
田川郡糸田町	○・二二メートル
田川郡川崎町	○・二三メートル

田川郡赤池町	○・二一メートル
田川郡方城町	○・二四メートル
田川郡大任町	○・二三メートル
田川郡赤村	○・二六メートル
京都郡苅田町	○・一七メートル
京都郡犀川町	○・二〇メートル
京都郡勝山町	○・二一メートル
京都郡豊津町	○・二二メートル
築上郡椎田町	○・一七メートル
築上町吉富町	○・一七メートル
築上郡築上町	○・一九メートル
築上郡新吉富村	○・一九メートル
築上郡大平村	○・二二メートル

別表第三（第二十四条の二関係） 現行：(さ)・題名改 (H12.6.14～)

別表第二（第二十四条の二関係） 履歴：(て)・細則追加 (H12.5.1～H12.6.13)

現行：(す)全部改正 平成21年4月1日～

(い) 地域	(ろ) 敷地面積の規模
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域	五百平方メートル

履歴：(さ)一部改正 平成12年6月14日～平成21年3月31日

(い) 地域	(ろ) 敷地面積の規模
第二種住居地域、準住居地域又は準工業地域	千平方メートル
近隣商業地域又は商業地域	五百平方メートル

履歴：(て)細則追加 平成12年5月1日～平成12年6月13日

い 地域	ろ 敷地面積の規模
第二種住居地域、準住居地域又は準工業地域	千平方メートル
近隣商業地域又は商業地域	五百平方メートル

福岡県建築基準法施行細則〔改正経過〕

令和3年4月1日 初版

編集 福岡県建築都市部建築指導課
